

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(平成30年9月～令和元年8月)

(案)

令和2年 月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、平成 30 年 9 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

令和 2 年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 八田達夫

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(平成 30 年 9 月～令和元年 8 月)

目次

第 1 章	電力の適正な取引の確保のための厳正な監視など	5
第 1	小売取引の監視等	5
第 2	電気の卸取引の監視	12
第 3	送配電事業の監視	14
第 2 章	電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組	21
第 1	卸電力取引の活性化	21
第 2	「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議	22
第 3	電気の経過措置料金の解除に関する検討	24
第 4	発電側基本料金等の検討	26
第 5	託送供給等約款における送電ロスの取扱いの見直し	28
第 6	一般送配電事業者による調整力の公募調達	29
第 7	インバランス料金制度の見直し	31
第 8	法的分離に併せて導入される行為規制の詳細についての検討	38
第 3 章	ガスの適正な取引の確保のための厳正な監視など	39
第 1	ガス小売取引の監視等	39
第 2	ガス導管事業者等の監査	44
第 3	ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	59
第 4 章	ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組	62
第 1	ガスにおけるスイッチング業務等の標準化	62
第 2	LNG 基地第三者利用の促進	63
第 3	ガス卸契約に関する卸元事業者への要請	66
第 5 章	熱供給事業に係る取組	68
第 6 章	紛争処理、広報及び国際連携	69
第 1	紛争処理	69
第 2	広報の取組	71
第 3	国際機関との連携強化に向けた取組	72

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（平成 30 年 9 月～令和元年 8 月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（平成 30 年 9 月～令和元年 8 月）
- 4 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（平成 30 年 9 月建議分）
- 5 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（平成 30 年 12 月建議分）
- 6 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ

- 7 電源Ⅰ'の広域的調達について
- 8 2021年度以降のインバランス料金制度について
- 9 「適正なガス取引についての指針」改定案 新旧対照表
- 10 ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正
- 11 電力市場における競争状況
- 12 ガス市場における競争状況

第1章 電力の適正な取引の確保のための厳正な監視など

第1 小売取引の監視等

【本項目の概要】

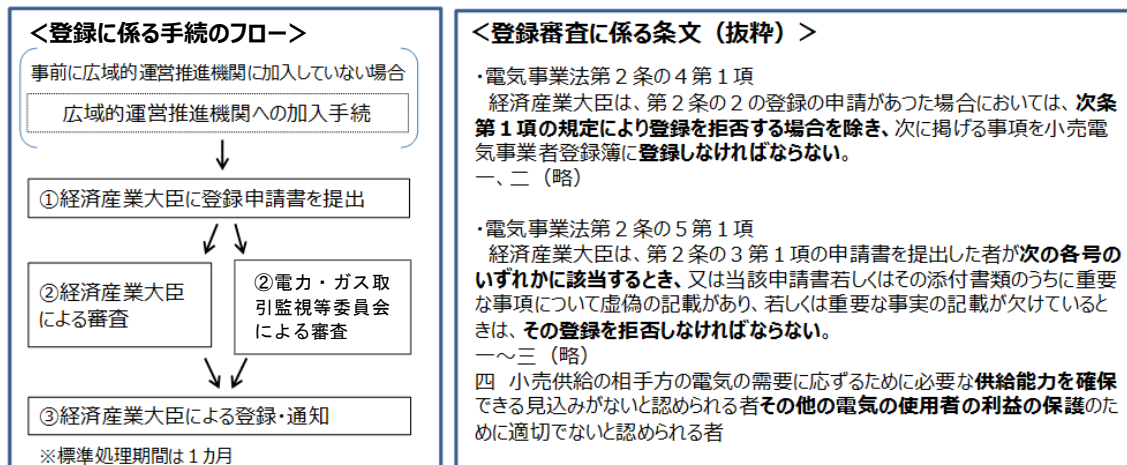
- ・ 小売登録について審査し、これまで 601 件が登録された。
- ・ 東京電力エナジーパートナー株式会社、関西電力株式会社に対し、電気事業法の規定に基づき行う契約締結前後の書面不交付に関する業務改善勧告を行った。
- ・ 小売電気料金の事後評価を実施した。対象事業者 9 者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。

1. 小売電気事業者及び小売供給の登録に係る審査

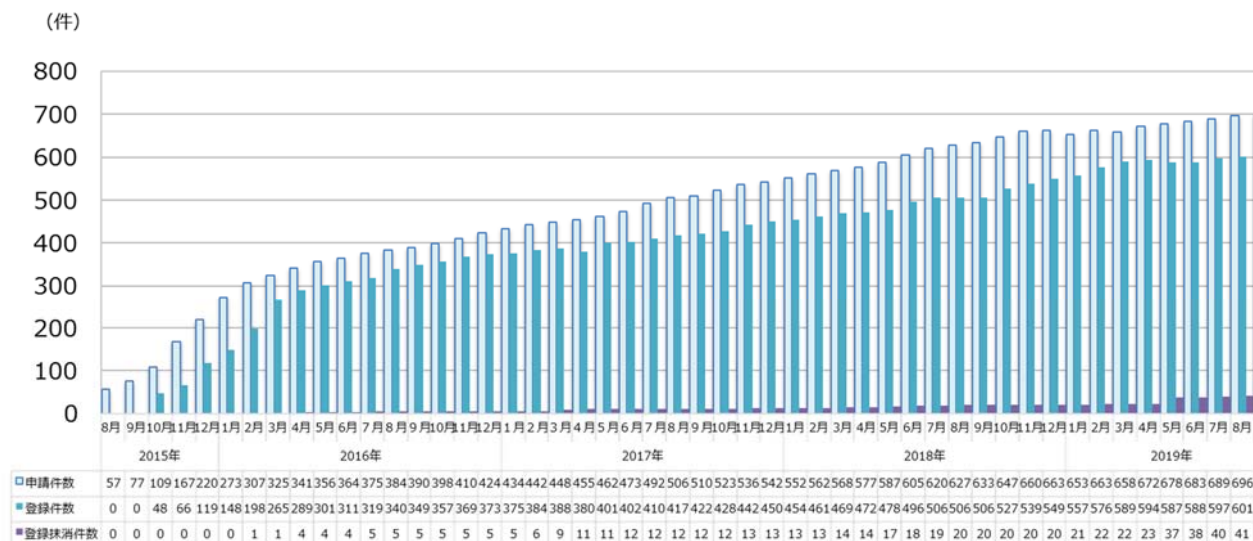
小売電気事業者の登録に係る審査に当たっては、主に委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当しないか」という視点から、資源エネルギー庁が、「最大需要電力に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるか」という視点から、それぞれ審査を行っている。

令和元年 8 月末までに、小売電気事業 696 件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、601 件が登録されている。

○小売電気事業者の登録に係る手続のフローと登録審査に係る条文（抜粋）



○小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



2. 電気の小売取引の監視

委員会は、電気の小売供給における適正な取引を確保するため、小売電気事業者の営業活動等について実態を把握・分析し、電気事業法上問題となる行為等が見られた場合には、当該事業者に勧告・指導するなどの措置を講じた。

具体的には、以下の勧告、指導などを実施した。（一部事例を抜粋）

(1) 勧告

①東京電力エナジーパートナー株式会社に対する勧告（平成30年10月11日）

東京電力エナジーパートナー株式会社は、電力及びガス供給契約の締結をした際、6,579件の需要家について契約締結後交付書面を交付せず、うち74件は契約締結前交付書面を交付しなかった。

このため、電気事業法及びガス事業法に基づき、①本事案が、関係する法令の規定に違反するものであること及び今後、同様の行為を行わないことを取締役会の決議により確認すること、②需要家に対する契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付並びに使用電力量等の情報の不提供が今後発生しないよう、必要な措置を講ずること、③講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること、④講じた措置について委員会に対し、文書で報告することを求める業務改善勧告を行った。

②関西電力株式会社に対する勧告（令和元年8月）

関西電力株式会社は、電力及びガス供給契約の締結をした際、20,297件の電力供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち17,016件は契約締結前交付書面を交付しなかった。

このため、電気事業法及びガス事業法に基づき、①今後同様行為を行わないよう、必要な措置を講ずること、②上記①に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること、③上記①及び②に基づいて講じた措置について、委員会に対し、文書で報告することを求める業務改善勧告を行った。

（２）指導

①小売電気事業者Ａ社に対する指導（平成 31 年 3 月）

Ａ社は、平成 30 年 12 月から平成 31 年 1 月までの間に、同社の顧客との間で、電話勧誘時に電気の小売供給に係る料金について十分な説明を行わないまま、小売供給契約の締結を行っていた。また、同社の契約媒介業者は、平成 30 年 9 月、電話勧誘時に、Ａ社が行う小売供給に係る料金について十分な説明を行わないまま、Ａ社への小売供給契約の申込手続を行った。当該行為は、需要家の利益を著しく害するものであることから、Ａ社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を採るとともに、速やかに実施するように指導を行った。

②小売電気事業者Ｂ社に対する指導（平成 31 年 4 月）

Ｂ社は、平成 30 年 10 月から平成 31 年 2 月までの間に、特定の者から、その者が指定する多数の需要家について合計 723 件の電気の小売供給契約の申込みを受け、うち 426 件について小売供給契約を締結したが、そのうち少なくとも 5 件の小売供給契約について、需要家の意思を確認しないまま契約締結手続を行い、電気事業法に規定する供給条件の説明及び書面の交付を行わなかった。当該行為は、需要家の意思に反し、小売供給契約を行うものであって、需要家の利益を著しく害する行為であることから、Ｂ社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を講じるように指導を行った。

③小売電気事業者Ｃ社に対する指導（令和元年 8 月）

Ｃ社は、令和元年 5 月 28 日から同年 6 月 5 日までの間に、同社の電力申込みウェブサイトにおいて、重要事項説明ページのリンクが切れていたことにより、重要事項説明を表示しなかった。これにより、申し込みをした需要家に対し、供給条件の説明義務違反及び契約締結前交付書面の交付義務違反が生じたため、Ｃ社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を講じるように指導を行った。

3. 各種の相談への対応

委員会は、電気の需要家等から相談窓口などに寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。9月～8月における相談件数は1,550件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があつた場合には、事実関係を確認し、必要な場合には指導等を行った。また、独立行政法人国民生活センターと共同し、平成30年9月～令和元年8月の間に電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、情報提供した。

○プレスリリースの実施状況

第12回（平成30年12月20日）、第13回（令和元年6月20日）

○相談窓口への相談件数の推移と相談事例



消費者から寄せられた相談事例

- 旧一般電気事業者(みなし小売電気事業者)を名乗った事業者から電話勧誘があり、「どれくらい安くなるか計算する」と言われ、現在の契約状況などを伝えてしまったが、まだ連絡が来ない。契約になっているだろうか。
⇒もし契約されている場合、クーリングオフ制度を使うことができます。契約の際は、小売電気事業者として登録されているか、契約内容どのようなものか、といったことをよくご確認ください。
- 現在契約中の電力会社から、電力事業に撤退にあたって契約先を切り替えるよう通知を受けたが、どうすればよいのか。何もしないと、電気は止まるのか。
⇒電力・ガス会社が、消費者と締結している供給契約を解除する際、解除日を事前に通知することになっており、実際に解除する際、一般送配電事業者・一般ガス導管事業者が供給停止日を明示した上で通知を行う。このため、事前通知無しに急に供給停止することはないが、通知後は、早めの切り替えを行ってください。
- とあるガス会社から、自社との契約への勧誘があつた。もし契約先を切替える場合は、工事などは必要になるのだろうか。
⇒現在契約している都市ガス会社から別の都市ガス会社に契約を切り替える場合に、ガスメーターやガスコンロなどのガス器具の変更が必要となることはなく、切替え工事も必要ありません。

4. 原価算定期間終了後の経過措置料金の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「第2弾改正法」という。）附則の経過措置に基づく小売電気料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合において平成29年度の状況について評価及び確認を行い、平成30年12月、以下のとおりとりまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、経過措置料金の変更申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

【料金審査専門会合とりまとめ】

A 北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の審査基準に基づく評価

※関西電力については、原価算定期間終了前のため、事後評価の対象外。

「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325 資第 12 号) 第 2 (7)④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

確認の結果、第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 23 条第 1 項の規定による供給約款などの変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325 資第 12 号) 第 2 (7)④に係る値下げ認可申請の必要は認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

○料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、<ステップ 1> 規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ 2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

<ステップ 1> 規制部門の電気事業利益率による基準

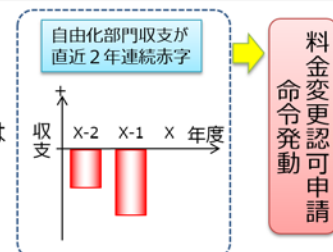
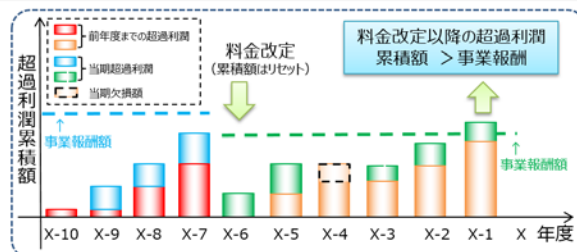
規制部門の電気事業利益率 (電気事業利益 / 電気事業収益) の直近 3 か年度平均値が、みなし小売電気事業者 10 社の過去 10 か年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率 (直近 3 か年度平均)
- ② みなし小売電気事業者 10 社の規制部門における電気事業利益率 (過去 10 か年度平均)

➤ ① > ② の場合 → ステップ 2へ

<ステップ 2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤 (= 当期純利益 - 事業報酬) の累積額が事業報酬額 (一定水準額) を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



審査基準のステップ 1 [電気事業利益率による基準] では、個社の直近 3 か年度の利益率が 10 社 10 か年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力 E P、中部電力、九州電力及び沖縄電力の 6 社であった。ステップ 1 に該当した 6 社について、審査基準のステップ 2 [超過利潤累積額による基準] では、平成 29 年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬率を下回っており、ステップ 2 [自由化部門の収支による基準] では、直近 2 年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。以上より、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者 9 社 (関西電力以外) について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

○審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（関西電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

(単位：億円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※1	中部	北陸	中国	四国	九州	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準										
	3ヵ年度平均① ※2	2.1%	4.7%	3.3%	3.5%	0.6%	0.7%	1.1%	6.0%	4.3%	-
	10社10ヵ年度平均②										2.0%
	10社10ヵ年度の平均を上回っているか。(①>②か)	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	Yes	Yes	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤業積額による基準										
	平成28年度末超過利潤業積額③ ※3	△444	120	△2,363	△415	-	-	-	△805	△117	-
	平成29年度超過利潤④	△102	△196	△996	△298	-	-	-	△97	△21	-
	平成29年度末超過利潤業積額⑤ = ③ + ④	△546	△76	△3,360	△713	-	-	-	△902	△139	-
	一定水準額（事業報酬額）⑥ ※4	172	342	1,268	423	-	-	-	366	59	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準										
	平成28年度⑦	+3	+594	+563	+861	-	-	-	+404	+12	-
	平成29年度⑧	+126	+532	+653	+844	-	-	-	+310	+17	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※1：平成27年度以前は旧東京電力の数値、平成28年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※2：各年度の規制部門の電気事業利益率（％）の単純平均

※3：平成27年度までの超過利潤業積額のうち旧選択約款部分を除いた金額

※4：一定水準額：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限る）に相当する事業報酬額

※5：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

B 東京電力EPの追加検証

※追加検証を行った理由：審査基準の＜ステップ1＞電気事業利益率による基準に該当し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため。

下記①～③の項目についてそれぞれ確認を行った結果、料金適正化の観点から問題となるものは認められなかった。

①料金原価と実績費用の比較

確認の観点：個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。

確認の結果：長期間にわたる原子力発電所の再稼働遅延等の諸事情を踏まえると、個別費目の実績が不合理な理由に基づき料金原価を上回っているものは認められなかった。

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

確認の観点：規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

確認の結果：規制部門と自由化部門の利益率の比較では、規制部門（2.5％）と自由化部門（2.6％）の利益率はほぼ同等であり、不合理な利益率の乖離はなかった。

③経営効率化への取組

確認の観点：経営効率化への取組は着実に進捗しているか。

確認の結果：今回の事後評価では、緊急避難的な支出抑制・繰延べはないことを確認した。また、恒常的な経営効率化の取組については、費目によって取組の進捗にばらつきがあるものの、総額の実績は料金原価認可時の計画値を上回っていた。経営効率化による費目ごとのコスト削減額は、いずれも前年度とほぼ同等の水準であり、経営効率化の施策が恒常的な取組みとして行われていることを確認した。

以上を踏まえ、平成 30 年度の事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

ただし、東日本大震災後の経過措置料金の値上げは、原子力発電所の再稼働遅延を主因とするものであったことに鑑みると、今後原子力発電所が再稼働を果たした場合には火力燃料費等の負担が軽減されていくことから、料金原価への原子力利用率の織り込み状況も踏まえ、そのコスト低減効果を需要家への還元等に適切に充当するよう検討すべきである。また、各社においては、今後とも料金原価と直近実績の比較・経営効率化の状況・収支見通し等現行の経過措置料金に関連した分かりやすい情報提供に努めるとともに、安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は最優先に実施した上で、引き続き経営効率化に真摯に取り組むことにより、コスト低減を進めていくべきであるとの評価を行った。

第2 電気の卸取引の監視

【本項目の概要】

- ・ 委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。
- ・ 平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間については、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- ・ 新たに創設されたベースロード市場における取引について、一部の事業者に対して供出上限価格の計算の適切性を指摘した。

1. 卸電力取引の監視

委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間について、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

また委員会は、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表している。第39回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で17回にわたりモニタリングレポートを作成・公表した。

○2019年4月～6月の報告における主要指標

			今回の御報告内容 2019年4月～6月	前年同時期 (2018年4月～6月)	参考 2018年度 (2018年4月～2019年3月)	参考 2017年度 (2017年4月～2018年3月)
卸電力取引所	スポット市場	入札 売り入札量前年同時期対比	1.5倍	1.6倍	2.0倍	1.4倍
		入札 買い入札量前年同時期対比	1.6倍	2.7倍	2.4倍	1.9倍
		約定 約定量	631億kWh	345億kWh	2086億kWh	586億kWh
		約定 約定量前年同時期対比	1.8倍	4.4倍	3.6倍	2.6倍
		平均約定価格 (システムプライス)	7.84円/kWh	8.72円/kWh	9.76円/kWh	9.72円/kWh
		東西市場分断発生率	80.4%	58.7%	77.6%	70.5%
	時間前市場	約定 約定量	4.8億kWh	3.3億kWh	17.5億kWh	22.3億kWh
		平均約定価格	7.96円/kWh	8.65円/kWh	9.71円/kWh	9.98円/kWh
	販売電力量に対するシェア		32.8%	18.0%	24.8%	7.1%
	(参考) 小売市場※	電力量 販売電力量	1,940億kWh	1,940億kWh	8,497億kWh	8,603億kWh
		新電力	278億kWh	292億kWh	1226億kWh	1020億kWh

※ 出所：電力調査統計、電力取引報

2. ベースロード市場の監視

新電力が、旧一般電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できることを目的に、令和元年度から先渡しの一形態としてベースロード市場が創設された。

以下のような場合にはベースロード市場の目的が達成されないおそれがあることから、ベースロード市場ガイドラインにおいて、委員会はベースロード市場の受渡年度の前年度及び翌年度における大規模発電事業者（沖縄電力株式会社を除く旧一般電気事業者 9 社と電源開発株式会社）の供出量及び供出価格を監視することとされた。

- ・ベースロード市場に投入する電力量が資源エネルギー庁により算定された量を下回る場合
- ・ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を超えてベースロード市場に投入される場合
- ・小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回る場合

令和元年 7 月にオークションが開始されたことを受け、各大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、その考え方等を聴取すること等により、ベースロード市場ガイドラインに基づく取組がなされていたかの確認を行った。

監視の結果、各社の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める電力量を満たしていることを確認した。また、ほとんどの大規模発電事業者は、供出価格をガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていた。他方、一部の事業者において供出価格の計算の適切性が確かめられなかったため、次回に向けて修正するように事業者に対し指摘を行った。

第3 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 13 社について、「託送供給等収支の計算」及び「約款の運用等」を重点的に確認し、このうち 8 事業者に指導を行った。
- 委員会は、電気の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 8 月 31 日の期間においては、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者 10 者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

1. 一般送配電事業者等業務及び経理の監査

委員会は、電気事業法第 105 条及び第 2 弾改正法附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者 13 社の平成 29 事業年度の業務及び経理について監査を行った。

○監査対象事業者

①一般送配電事業者

北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力

②みなし小売電気事業者

北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力

③送電事業者

電源開発、北海道北部風力送電

監査の実施に当たっては、監査対象事業者から事前に報告徴収した監査資料に基づき、実地監査若しくは書面監査の方法により実施した。

平成 30 年度監査においては、重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施すること等から、昨年度に引き続き、「託送供給等収支の計算」を重点的に確認した。また、再生可能エネルギーの導入拡大を背景に、系統接続に関連する一般送配電事業者の適正な業務運営の重要性が高まっていることを踏まえ、「約款の運用等」について、重点的に確認した。

本監査の結果は以下のとおりであり、電気事業法第 66 条の 12 及び第 2 弾改正法附則第 25 条の 6 に基づく一般送配電事業者などに対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 及び第 2 弾改正法附則第 25 条の 7 に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、以下の通り、8 事業者に対して所要の指導を行った。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	3
② 財務諸表に関する監査	0
③ 部門別収支に関する監査	8
④ 託送供給等収支に関する監査	14
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	6
合 計	31

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為 （行為規制関連）	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、案件の管理不足、業務幅較によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
2	禁止行為 （行為規制関連）	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務幅較によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
3	禁止行為 （行為規制関連）	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。この遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていないため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
4	禁止行為 （行為規制関連）	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務幅較によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
5	禁止行為 （行為規制関連）	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていないため等によるものであった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
6	禁止行為 （行為規制関連）	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務幅較によるもの等であった。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）
7	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき小売電気事業者（新電力等）から契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約変更の要請を行ってはいったが、適正契約の協議が整わなかったこと等により、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
8	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき託送契約者（新電力）に対し、契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約電力を超過した月の翌月に、新電力に対し、超過理由の確認と契約変更の要請を都度行っていたが、適正化合意に至らず、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）
9	約款の運用	供給側接続の事前検討の対応が不適切	供給側接続事前検討の申込みについて託送供給等約款においては、原則として2週間以内に検討結果を契約者にお知らせする旨を規定しているところ。託送供給等約款に定められた期間内に工事の要否について回答していなかった案件が多数あった。さらに、系統アクセスに関する規程に「原則として」から外れる事象の回答期間を追記していた。	託送供給等約款の規定が上位であり、2週間以内に工事の要否について回答していなかった案件が多数あった状況下で、原則を外れる例外の規定を系統アクセスに関する規程に追記することは、託送供給等約款の形骸化ともいえず不適切である。当該系統アクセスに関する規程を修正すべきである。	①託送供給等約款（供給側接続事前検討の申込）
10,11	託送収支部門別収支	「販売費」及び「一般管理費」の算定誤り	販売費及び一般管理費を離島供給費又は非離島供給費に分類する際、非離島供給費へ直課すべき一部の営業費用項目について、人員数比により離島供給費又は非離島供給費に配賦されていた。	離島供給費及び非離島供給費への直課及び配賦については、「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」に基づき、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6.（7）
12,13	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」に、社内取引で発生する起動費の計上が行われていなかった。 また、部門別収支計算書においてもアンシラリーサービス費用（固定費（起動費））の計上もれが生じていた。	調整力募集要綱に基づき、適正に起動費を算定すべきである。また、起動費を部門別収支計算書上アンシラリーサービス費用に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2） ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6.（4）
14	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」の年度確定値の算出において、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、誤った調整力単価を適用して算定が行われていた。	インバランス収支計算書の脚注記載の「他社購入電源費」の年度確定値について、適正な調整力単価を乗じて算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第11表（記載注意）3
15,16	託送収支部門別収支	送電費への振替処理誤り等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書及び部門別収支計算書が公表・提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・「統計業務法人委託費」について、全額非ネットワーク費用に整理すべきところ、床面積比を用いてネットワーク/非ネットワークに按分する処理を行っていた。 ・販売費（諸費）に整理された会費費用について、一般管理費（諸費）から送電費に振り替える処理を行っていた。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、公表済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条
17	託送収支	「建設仮勘定 火力発電設備」の計上漏れ等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書が公表・提出されていたことを、事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・固定資産明細表の「建設仮勘定 火力発電設備」について、一部計上漏れがあった。 ・送配電部門収支計算書の「インバランスの買取相当額取引費用」及び「インバランスの供給相当額取引収益」について、算定誤りがあった。 ・固定資産明細表の「建設仮勘定 発電設備」について、一部計上誤りがあった。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき適正な計算を改めて行い、公表・提出済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。	電気事業法第22条
18	託送収支	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、当該月とは異なる月の単価を乗じて算定していた。	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（1）（2）

平成30年度電気事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
19	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」及び「託送収益」の年度確定値について、他社購入電源費に含まれる「インバランスの買取りに係る費用」及び託送収益に含まれる「インバランスの供給に係る収益」の算定において、一部計上漏れがあった。	脚注には、平成29年4月から平成30年3月分の年度の確定値を記載する必要があり、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第11表（記載注意）3
20,21	託送収支部門別収支	ネガワット取引に係る「他社購入電源費」等の算定誤り	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」の算定において、送配電部門に係る費用のみ計上すべきところ、自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った送配電外部部門の費用が含まれていた。 また、部門別収支計算書上、上記の自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った費用がアンシラリーサービス費用に二重計上されていた。	「他社購入電源費」は、送配電部門において発生した費用のみを抽出し、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上ネガワット取引費用をアンシラリーサービス費に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（8）
22	託送収支	「自家発電別科」の税抜処理漏れ	社内取引収益のうち「自家発電別科」の算定にあたり、公表している規程のアンシラリーサービス料率を用いて算定されているが、当該単価は消費税込みの金額であるものの、自家発電別科の算定時に税抜処理が行われていなかった。	送配電部門収支計算書は税抜方式により作成されており、自家発電別科についても同様に税抜方式により算定し計上すべきである。	電気事業会計規則第1条第4号
23,24	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引費用の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」の算定にあたり、本来計上すべき調整力公募の応札額とは異なる金額が計上されていた。	調整力公募による応札額を適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2） ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（8）
25	託送収支	「インバランスリスク科相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランスリスク科相当額取引収益」について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「インバランスリスク科相当額取引収益」は、過年度分の精算分を適正に反映して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第11表（記載注意）5
26	託送収支	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」の算定誤り	送配電部門収支計算書及び離島供給収支計算書の「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」から控除すべき再エネ特措法交付金について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」は、離島供給において発生した費用から再エネ特措法交付金を適正に控除して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1）
27,28	託送収支部門別収支	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」の計上漏れ	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料が計上されていなかった。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料が計上されていなかった。	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」には、送配電部門において発生した費用である調整力契約に係る他社購入電力料分を適正に計上すべきである。 また、部門別収支計算書においても、調整力契約に係る他社購入電力料分は、「アンシラリーサービス費用」に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2.（1） みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（8）
29,30	託送収支部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細書の「アンシラリーサービス取引費用」の算定過程において、「アンシラリーサービス可変費」の算定にあたり誤った調整電力量を用いて算定していた。 また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、誤った調整電力量を用いた費用及び収益分が計上されていた。	正しい調整電力量実績に基づき、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上も正しい調整電力量実績に基づき適正に「アンシラリーサービス可変費」を計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3.（2） ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（8）
31	部門別収支	非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配分誤り	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（12）に規定される、非ネットワーク販売需要家費用を規制部門及び自由化部門の口数比率により配分する過程において、送配電非関連需要に係る自由化部門の口数については、「域内自社小売口数+域外自社小売口数」とすべきところ、「域内自社小売口数」のみを集計した上で、当該比率をもって規制部門及び自由化部門へ配分を行っていた。	送配電非関連需要に係る口数については当然に域外自社小売口数を含めるべきと考えられることから、契約口数について当該修正を行った上で、規制部門及び自由化部門に配分される金額の修正を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1. 6（12）

2. 送配電事業者の業務実施状況の監視

委員会は、電気の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間について、送配電事業者の業務実施状況において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

3. 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応し、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、当委員会料金審査専門会合において、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立の実現を目指して、平成29年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価した（全10社の状況を分析した上で、東北電力、東京電力P.G、四国電力、九州電力の4社からヒアリング

を実施)。

平成 31 年 3 月、料金審査専門会合は、本事後評価の結論として、以下のとりまとめを行った。これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）第 2（14）に照らし、託送供給約款の変更申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

【料金審査専門会合とりまとめ】

（平成 29 年度託送収支の状況）

平成 29 年度の当期超過利潤累積額について、託送供給等約款の変更認可申請命令（値下げ命令）の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった（ストック管理）。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準を超過した事業者はいませんでした（フロー管理）。東京電力 P G については 2017 年度収支から廃炉等負担金を踏まえて厳格な値下げ基準が適用されることとなりましたが、当該基準に達していなかった。

収入面においては、節電・省エネ等により電力需要が減少したため、中部電力、北陸電力、九州電力、沖縄電力を除く 6 社で実績収入が想定原価を下回った。

費用面においては、東京電力 P G、関西電力、九州電力の 3 社については、主に設備関連費の減少により実績費用が想定原価を下回り、他の 7 社については、主に人件費・委託費等の増加により実績費用は想定原価を上回った。

この結果、平成 29 年度の託送収支においては、中部電力、九州電力を除く 8 社で当期超過利潤がマイナス（当期欠損）となった。

（効率化に向けた取組状況）

（ア）経営効率化の実施状況

各社とも、前回の事後評価で紹介された他社の優れた取組について検討を進め、可能なものは自社に取り込むなど、費用削減に向けた取組を着実に進めていた¹。一方で、東京電力 P G 以外の各社においては、送配電部門全体としての効率化の実績・見通し・目標や個別取組に関する説明が必ずしも具体的・定量的ではないこと等が課題として指摘された。

中長期的なコスト削減目標を掲げて自社の対応や取組を説明していくことは、公共性のある財・サービスの提供を独占的に担う送配電事業においては極めて重要である。また、目標を掲げるからこそ効率化等の取組が加速される側面もある。

各社においては、系統利用者や最終的な費用負担者である需要家にわかりやすいかたちで、効率化に向けた様々な努力やその全体像を具体的かつ定量的に説明していくことが期待される。

¹ 一般送配電事業者 10 社は、平成 30 年 11 月末、各社のホームページに経営効率化の取組状況を公表している。

(イ)調達合理化に向けた取組状況

(i) 仕様の統一化

仕様の統一化について、前回の事後評価で各社が掲げた今後の取組の進捗状況を確認したところ、例えばコンクリート柱などの配電機材に関する仕様統一化に向けた検討の場として全 10 社からなる作業会を立ち上げるなど、新たな動きもみられた。また、各社においては、架空送電線、ガス遮断器、6.6kV 地中ケーブルについて、仕様統一化や調達改革に向けた自主的ロードマップを策定予定との報告があった。

付属品や個別の要求仕様(オプション)など、基本仕様に上乘せした各社独自の仕様の存在が調達市場の規模を小さくし、調達コストの上昇につながっている可能性もある。また、設備仕様の共通化は災害時等の復旧作業の円滑化等に資するとも指摘されている。

各社においては、J I S 規格の採用といった取組だけではなく、付属品や個別の要求仕様の事業者間の差の実態を把握してその必要性を精査し、国際調達を可能にすることも含め、可能な限り仕様の標準化・共通化を進めるよう取り組むべきである。

(ii) 競争発注比率／発注方法の工夫・改善

各社の送配電部門の競争発注比率は上昇基調にあり、直近では 70%超のグループと 30～50%程度のグループに大別される。競争発注比率が相対的に低い北海道電力、中部電力、中国電力、四国電力、九州電力においては、特に配電工事にかかる比率が低くなっていたが、まずはそれらの比率を高めていくことが求められる。

また、今回の事後評価では、比較的取組が進んでいる東京電力 P G の取組状況を確認したところ、取引先へのヒアリング結果を踏まえて発注区分の細分化、入札要件の緩和、発注図面の標準化等に取り組むことで地元の中小・中堅企業による受注範囲の拡大を図るとともに、入札への参入を要請することで他エリアや通信系の工事会社などに新規取引先を拡大していた。また、競争により決定した取引先と協働して仕様を含む発注方法や製造工程を見直し、コスト削減による利益を共有するといった Win-Win の関係構築に努めていた。

各社においては、競争発注比率を可能な限り高めていくとともに、今回紹介された取組事例も参考に、発注方法の更なる工夫・改善に向けて継続的に取り組むべきである。

(ウ)調達単価。工事費負担金の状況

(i) 調達単価(単位当たりコスト)の比較分析

送電設備(鉄塔、架空送電線、地中ケーブル)の単位当たりコストについて、立地場所や設備のスペックなど事業者側では制御困難な工事の個別性を考慮して比較したところ、中部電力(鉄塔)、東北電力・沖縄電力(架空送電線)は他社よりも割高な単価となっている可能性が示唆された。また配電設備(鉄筋コンクリート柱)については、全社ともに単位当たりコストが上昇傾向にあり、中でも中部電力は割高な単価となっている可能性が示唆された。さらに、公表データの分析により、各国間で法規制等様々な要因が異なることから単純比較は困難であるものの、日本の送電線及び鉄塔の単位当たりコストは海外よりも高い可能性も示唆された。

各社においては、今回公表された調達単価水準の分析等も参考にしながら、調達コストのたゆまぬ削減に向けて取り組んでいくべきである。

(ii) 系統連系する際の工事費負担金の比較分析

新たに発電設備を設置しようとする者が系統連系する際に負担する工事費負担金工事に係る費用のうち電源線の敷設費用についても、物品費と工事費を含めた単位当たりコストを分析したところ、エリ

アゴとの差はあるものの、10社平均でみると、鉄塔については工事費負担金工事の方がそれ以外の系統拡充・更新工事よりも安く、架空送電線については工事費負担金工事の方が高い傾向にあったが、その主な要因としては工事費負担金工事の場合は1回線鉄塔の割合や送電線のkm当たりコストに占める固定費の割合が高いこと等が考えられ、必ずしも工事費負担金工事かどうかで顕著な差は生じていない可能性が示唆された。

再生可能エネルギーの更なる導入拡大等を図るためにも、各社においては、工事費負担金工事についても調達コストの削減に向けて取り組んでいくことが求められる。

なお、発電設備設置者自らが自営線を整備することで工期を短縮する等により、経済的メリットを享受する事例もあった。系統連系に当たっては、用地交渉等の困難性を考慮しつつも、工事費負担金工事に要する工期等についてより正確な見積もりを提示していくことが期待される。また、系統利用者である発電側に多様な選択肢を提供する観点から、一般送配電事業者が工事を行う工事費負担金工事以外の選択肢があることは適切に説明されるべきである。

(中長期的な安定供給等適切なサービスレベルの確保に向けた取組状況)

(1) 計画的かつ効率的な設備投資や高経年化対策の推進

平成29年度の設備更新計画と実績を確認したところ、概ね計画どおりに実施されていた。また、設備更新計画の見直し状況を確認したところ、計画変更がある場合は、設備の劣化状況を再精査の上、更新時期・数量を見直し、工事量を平準化させる方向で変更されていた。さらに、アセットマネジメントシステムの導入など、IoTやAI等を活用することで、より計画的かつ効率的に高経年化対策を進めていこうとする動きもみられた。

一方で、グループ全体の収支・財務状況等を考慮して修繕等を一時的に繰延べた事業者もいた。また、系統連系工事の増加に伴う施工力上の問題や託送収支の悪化を理由に、高経年化に係る足元の設備更新計画の見直しを行っている事業者もいた。

高度経済成長期に整備された設備が今後設備更新の時期を迎える。こうした中、一般送配電事業者が求められるサービスレベルを将来にわたりできる限り効率的に維持し、将来の託送料金を最大限抑制するためには、劣化更新時期の延伸化措置や工事の平準化に向けた検討等を継続的に行って計画を随時見直しつつ、着実に高経年化対策を進めていくべきである。また、対策を進めるにあたっては、新規・拡充工事を含む設備投資計画全体との整合性も求められる。

各社においては、再生可能エネルギーの導入拡大や人口減少といった事業環境の変化も踏まえ、将来の系統がどうあるべきか検討しつつ、中長期的視点で計画的かつ効率的に設備投資や高経年化対策を進めるべきである。また、その取組状況を適切に説明していくことが求められる。

(2) 一般送配電事業者が提供するサービスレベル

今回の事後評価においては、一般送配電事業者が提供するサービスレベル(成果・アウトプット)について多角的に評価すべく、停電等の状況に加え、新規に系統連系する際の対応等について確認を行った。

各社の一需要家当たりの停電回数及び停電時間についてみると、大規模災害を除き低水準で安定していた。

系統への接続検討の申込に対する回答の遅延割合についてみると、東京電力PG、東北電力、北海道電力、九州電力の4社については全10社平均を上回っていた。

各社においては、安定供給や市場競争の基盤となるサービスの質を適切に確保していくべきである。

第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 卸電力取引の活性化

【本項目の概要】

- 旧一般電気事業者に対し、①卸供給の諾否に関する判断や、②卸供給の交渉体制について、自主的な取組として適切に対応するよう要請した。
- JEPXに対し、中立性・独立性を確保しつつその機能を向上させるための体制について検討するよう要請した。

1. 旧一般電気事業者における、新規参入者との卸供給に関する交渉について

委員会は、「競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理」（平成30年8月）において、旧一般電気事業者における、新規参入者との卸供給に関する交渉は、発電部門など新規参入者等との競争を排除する誘因を持たない部門が行うことが望ましいとして、その在り方について検討を進めていくこととした。

これを踏まえ、第35回(平成30年12月)および第38回(令和元年5月)の制度設計専門会合で、事務局による交渉実態等のヒアリング等を踏まえて、公正な競争を促進する等の観点から、旧一般電気事業者における卸供給の諾否に関する判断のあり方や卸供給の交渉体制に関する考え方を整理し、旧一般電気事業者に対して自主的な取り組みとして適切に対応するよう要請した。

2. JEPXにおける市場監視業務等の体制について

JEPXにおける取引規模の著しい拡大やベースロード市場の開設をはじめとする新たな市場開設などの取組みによって、JEPXにおける各種市場の公正な取引を確保する必要性が従前にもまして増大している。一方で、諸外国や類似の取引所においては、市場監視業務等の実施体制について、様々な取組が見られるところである。

このため、今後のJEPXにおける市場監視業務及び取引参加者の資格審査、制裁その他個別事業者の監督に類する業務を行う体制について、現時点では何らかの具体的な問題行為が生じている訳ではないものの、今後より一層、中立性、独立性を向上させていくために、既存体制の点検や所要の体制整備を行っていくことが望ましい。以上を踏まえ、委員会は令和元年6月JEPXに対し、今年度中を目処に、中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制について検討するよう要請した。

第2 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議

【本項目の概要】

- ・ 連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等を踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」の改定を建議した。
- ・ スwitchingの期間中における取戻し営業行為について、「電力の小売営業に関する指針」の改定を建議した。

1. 連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等について

連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等に鑑みて、電源表示等に係るルールを整理する必要があることを踏まえ、制度設計専門会合において審議を行い、平成30年9月「電力の小売営業に関する指針」の改定案を建議した。

改定案の主な内容

- (1) 間接オークションの導入に伴う改定項目
 - ① 間接オークションを用いた調達の場合の考え方
 - ② 電源の恣意的な非表示について
 - ③ 電気の産地の表示について
- (2) 非化石価値取引市場の創設に伴う改定項目
 - ① FIT電気に関する注釈について
 - ② 非化石価値を訴求するために必要な条件の明確化
- (3) 電源構成表示を行う際の、電源特定メニューの算定の取扱いに関する改定項目
 - ① 電源特定メニュー分の控除（望ましい行為）
 - ② 電源特定メニュー分を控除しない場合
- (4) その他の改定項目
 - ① 特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示

2. Switchingの期間中における取戻し営業行為について

委員会は、平成30年12月、小売電気事業者における公正な競争を促進する観点から、Switching情報を利用した「取戻し営業」について、何らかのルール整備を検討すべきではないか、という観点から検討を行い、需要家が小売電気事業者の切替えを行う際のSwitching期間中における取戻し営業行為について、「電力の小売営業に関する指針」の改定案を建議した。

改定案の主な内容

- (1) Switching期間において取戻し営業行為を行うこと

需要家が切替え後の小売電気事業者にSwitchingを申し込んでから、Switchingが完了し、切替え後の小売電気事業者による小売供給が開始されるまでの間（以下「Switching期間」という。）に、切替え前の小売電気事業者が、当該需要家が切替え後の小売電気事業者へのSwitchingを申し込んだ旨の情報（以下「Switching情報」という。）を知らず、当該需要家が既に申し込んだSwitchingを撤回させることを目的とする行為（ただし、需要家の要請を受けて行う場合を除く。以下「取戻し営業行為」という。）を行うことは、これによりス

スイッチングを阻害し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあり、問題となる行為と位置付ける。

(2) 社内管理体制の構築

小売電気事業者においては、取戻し営業行為を防止するため、スイッチング情報についての社内の情報管理体制の構築、営業活動に関わる役職員に対する社内教育、取戻し営業行為に関し問題となる行為等についての周知徹底など、取戻し営業行為の防止に関する適切な社内管理体制を構築することを望ましい行為と位置付ける。

第3 電気の経過措置料金の解除に関する検討

【本項目の概要】

- 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準のあり方及び当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価等について、大臣に意見を回答した。

電気の小売事業は、平成28年4月に全面自由化されたが、低圧分野（家庭用等）については、経過措置として旧一般電気事業者の規制料金（「経過措置料金」）も存続させることとされた。この経過措置は、平成32年4月（送配電分離）以降、供給区域ごとに競争状態を見極め、解除していく仕組みとなっている。

委員会は経済産業大臣から、この解除の基準等について意見の求め（平成30年9月）を受け、「電気の経過措置料金に関する専門会合」（座長：泉水文雄神戸大学大学院法学研究科教授）を設置し、9回にわたって専門的観点から調査・審議を行い、その結果を取り纏めた。その内容を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は平成31年4月に以下のとおり、経済産業大臣に意見を回答した。

○経済産業大臣への意見回答の内容

指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準

- 判断に当たっては、以下の3つの考慮要素の状況を総合判断したうえで、供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合は指定する（解除しない）こととする。

（1）消費者等の状況

（2）競争者による競争圧力

（3）競争環境の持続性

当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価

- すべての供給区域において、平成32年4月の時点においては、経過措置料金を存続させることが適当と考えられる。
- 東京電力エナジーパートナー及び関西電力の供給区域においては、消費者等の状況については一定の充足が認められるものの、競争者による競争圧力については、有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、現時点での競争圧力は不十分であり、競争環境の持続性についても、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気調達に係る公平性についての懸念が存在。
- その他の供給区域においては、消費者等の状況については一定の充足が認められるものの、東京電力エナジーパートナー及び関西電力区域と比較するとまだ十分とは認められず、競争者による競争圧力についても、有力で独立した小売電気事業者が見当たらず、現時点の競争圧力は不十分であり、競争環境の持続性についても、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気調達に係る公平性についての懸念が存在。

実効的な事後監視の仕組みとその他必要と考えられる事項

- 電気の利用者に不測の損害が生じることを防止する観点から、経過措置料金の撤廃後においても、当面３年間程度、地位濫用行為の有無について特に積極的に監視する必要がある。
- 小売市場における新規参入を促し、競争を活性化させるためには、新規参入者の電源調達環境を改善するなど卸市場の活性化が不可欠である。

このため、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策がより一層、具体的に検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。

- 小売市場における競争を活性化する観点から、電気の利用者がスイッチング先を円滑に選択できるための環境整備が有益である。こうした観点から、例えば、価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要がある。

第4 発電側基本料金等の検討

【本項目の概要】

- 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力系統を取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保するため、発電側基本料金を令和5年度に導入することを目指すこととした。

制度設計専門会合では、平成27年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、検討を進めてきた。具体的には、平成28年7月の第9回制度設計専門会合において、それまでの検討内容を踏まえ、①発電事業者の負担の在り方、②小売事業者の負担の在り方、③ネットワーク利用の効率化の推進、と大きく3つに分けて論点整理を行うとともに、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととした。平成28年9月、制度設計専門会合の下に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（座長：横山明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）が設置され、平成29年6月、今後の検討課題について示した「検討すべき論点」を公表した。その後、平成30年6月、全12回にわたる議論の結果を「中間とりまとめ」として公表するとともに、その内容を踏まえた今後の託送料金制度の見直しについて、経済産業大臣に建議した。

中間とりまとめにおいては、人口減少や省エネルギーの進展等による電力需要の伸び悩み、再生可能エネルギーの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大、送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の増大など、電力系統を取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保すべく、①送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現、②一般送配電事業者だけでなく、送配電設備の利用者である発電側・需要側両方に対して合理的なインセンティブが働く制度設計、といった2点を基本的な視座として、以下の4点を柱とする制度見直しの方向性を示した。

i) 発電側基本料金の導入

- ・ 現行の託送料金原価の総額は変えず、従来、小売電気事業者側（需要側）にのみ負担を求めていた託送料金の一部について、その受益に応じて発電側にも負担を求めること

ii) 送配電関連設備への投資効率化や送電ロス削減に向けたインセンティブ設計

- ・ 需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源について発電側基本料金の負担額を軽減すること

iii) 電力需要の動向に応じた適切な固定費の回収方法

- ・ 送配電関連費用のうち固定費に関する部分については、原則として基本料金で回収する方向で託送料金を見直すこと

iv) 送電ロスの補填に係る効率性と透明性の向上

- ・ 一般送配電事業者に送電ロスに係る情報の公表、送電ロスの削減に向けた取組を促すとともに、送電ロスの調達・補填主体を小売電気事業者から一般送配電事業者へ移行することを基本として検討を深めること

発電側基本料金の導入を軸とする制度見直しについては、令和2年以降できるだけ早い時期を目途

に導入することを目指して、今後、制度の詳細について検討を深めていくこととしている。

※令和元年 9 月に開催された制度設計専門会合において、発電側基本料金は、令和 5 年度に導入することを目指すこととしている。

第5 託送供給等約款における送電ロスの取扱いの見直し

【本項目の概要】

- ・ 託送供給等約款に規定する送電ロスについて、スマートメーターの設置が完了するまでの間は毎年改定を申請するよう一般送配電事業者に要請した。

送電ロスの削減は、電力に係る全体コストの抑制につながる重要な取組であるところ、制度設計専門会合の下に設置された送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループの中間とりまとめ（平成30年6月）においては、「送電ロスの削減に向け、電圧別等の送電ロスの発生状況等を詳細に把握・公表し、透明性の向上を図る」とした上で、その具体策として、一般送配電事業者への情報の公表を求め、送電ロスの削減に向けた取り組みを促すとともに、「託送供給等約款上のロス率との乖離が大きい場合等にロス率の見直しを求める」とされていた。

これを受け、平成31年2月の第36回料金審査専門会合において、電圧別にみた送電ロスの発生状況（実績値）を確認したところ、大部分のエリア・電圧において、約款上のロス率が、実績値よりも上回っていることが確認された。

これを踏まえ、事務局においてさらに分析を深め、令和元年7月の第40回制度設計専門会合において、対応の方向性について議論した。具体的には、スマートメーターの設置が完了するまでの間は新電力と旧一電小売との間で需要インバランスの計算方法が異なるとされているところ、約款ロス率と実績ロス率とが乖離していると、新電力と旧一電小売との公平性が阻害されていることが確認されたため、できるだけ速やかにそうした状況を改善すべく、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、過去3年分の実績値の平均値を用いて、約款上の送電ロス率を毎年改定（一般送配電事業者が毎年約款改定を申請）することが適切との結論を得た。それを踏まえ、一般送配電事業者に速やかに改定を申請するよう要請した。

なお、スマートメーターの設置が完了した後の対応については、別途検討していくこととした。

※本要請を踏まえ、令和2年2月から各一般送配電事業者の託送供給等約款が改正された。

第6 一般送配電事業者による調整力の公募調達

【本項目の概要】

- 調整力の公募調達結果を踏まえ、令和2年度の公募に向けて改善すべき点について、一般送配電事業者に要請した。

平成28年4月1日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第2弾改正法が施行され、これまで旧一般電気事業者（以下、本項において「旧一電」という。）が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持などの高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなった。また、一般送配電事業者は、アンシラリーサービスの実施に必要な電源などを調整力として発電事業者などから調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者などによる競争が進み、多様な発電事業者などの参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、平成28年度から行われている一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募などの公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられていた。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、委員会の下に設置した制度設計専門会合において、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法などをその内容とする「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」を取りまとめ、平成28年9月26日に委員会として経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、本建議を踏まえ、経済産業大臣により、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「公募ガイドライン」という。）が制定され、一般送配電事業者は当該考え方に基づき、調整力の公募調達を実施している。

○「公募ガイドライン」の主な内容

- 公募調達の実施に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算などの主な契約条件、落札の評価などの考え方
- 公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額などの開示の考え方
- 公募調達の実施後に行う監視の在り方

委員会では、平成30年9月及び10月の制度設計専門会合において、太陽光発電等の大きな予測外れが発生した際に、一般送配電事業者が系統不足に対応できなくなることがないように、スポット市場前に旧一電（発電・小売部門）に一定量の電源Ⅱを確保しておくよう要請した。広域機関から提案のあった電源Ⅱの事前予約のプロセスの改善について、透明性・公平性等の観点で望ましい方法であるか評価を行った。また、電源Ⅱの事前予約について、市場支配力を有する旧一電に対し、限界費用が高いユニットから登録を行うなどの規律を求めることとした。

平成 31 年 4 月の制度設計専門会合において、令和元年度向けの調整力公募結果を取りまとめ、前年度との変動要因を分析した。また、旧一電（発電・小売部門）がどのような考え方で電源Ⅰに応札したか等を把握するため、各社に対し応札する電源の選定の考え方、及び応札価格設定の考え方を聴取し、妥当性を評価した。

令和元年 5 月の制度設計専門会合において、調整力公募の更なる改善の必要性などについて、発電事業者やネガワット事業者などに対してアンケート等を実施し、その結果を踏まえた公募の改善要請を一般送配電事業者に対して実施した。

その結果、令和元年 6 月の当委員会制度設計専門会合において、電源Ⅰ’の広域調達を実施する等の改善策が了承され、令和元年秋に実施される公募から当該改善策が実施されることとなった。

第7 インバランス料金制度の見直し

【本項目の概要】

- 令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、詳細の検討を行った。

平成30年12月に開催された資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会において、需給調整市場の創設にあわせて令和3年度からインバランス料金制度を改正する方針が示され、その詳細については、電力・ガス取引監視等委員会において、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされた。

これを受け、当委員会制度設計専門会合において、平成31年2月より、新たなインバランス料金制度の詳細について検討しているところ、令和元年7月までの議論をまとめると以下のとおり。

引き続き、当委員会制度設計専門会合において、資源エネルギー庁、電力広域的運営推進機関等の協力を得つつ、検討を進めていく。

※令和元年11月に開催された電力・ガス基本政策小委員会において、新たなインバランス料金制度の開始時期が令和4年度に延期された。

【新たなインバランス料金の詳細設計について（制度設計専門会合における令和元年7月までの議論のまとめ）】

1. 新たなインバランス料金の基本的考え方

インバランス料金は、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナルのベースとなるもの。したがって、令和4年度以降のインバランス料金制度は、インバランスを発生させた者に合理的な負担を求める（発生させたインバランスが合理的な価格で精算される）とともに、系統利用者に適切なインセンティブを与えるものとなるよう、①インバランス料金が実需給の電気の価値を反映するようにし、②関連情報をタイムリーに公表することが重要。

こうした考え方に基づき、インバランス料金は、その時間における電気の価値を反映するよう、以下により算定する。

ア) インバランス料金はエリアごとに算定する。（調整力の広域運用は考慮）

イ) コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的な kWh 価格を引用する。（卸電力市場価格に基づく補正の仕組みも導入）

ウ) 需給ひっ迫時における不足インバランスは、系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、そうした影響がインバランス料金に反映されるよう、需給ひっ迫時にはインバランス料金が上昇する仕組みを導入する。

2. インバランス料金の算定方法の詳細

（1）調整力の限界的な kWh 価格の引用方法

①広域運用された調整力の kWh 価格を引用

令和3年度以降の調整力の運用においては、インバランス対応は主に広域運用調整力によって対応さ

れることから、広域運用調整力の限界的な kWh 価格²⁾ をインバランス料金に引用することとする。この場合、広域運用されたエリアすべてが同一のインバランス料金となる。(エリア分断時の取扱いについては、以下④に記載。)

②各コマの限界的な kWh 価格の決定方法

調整力の広域運用は、令和 3 年度からは 15 分ごとの指令、令和 5 年度からは 5 分ごとの指令によって運用される予定。したがって、30 分コマ内に、前半 15 分と後半 15 分の二つの限界的な kWh 価格が存在することになる。(令和 5 年度以降は 5 分ごと 6 つの限界的な kWh 価格が存在することとなる。)

30 分コマのインバランス料金は、そのコマでさらに 1 kWh のインバランスが増えた場合に生じる費用の増減(30 分全体の限界的な費用)を反映させることが適当と考えられることから、各 15 分の限界的な kWh 価格を各 15 分におけるインバランス量によって加重平均して得られる値をインバランス料金に引用することとする。

30 分コマ内で上げ指令と下げ指令が両者存在したケースでは、上げ指令の価格が高い方と下げ指令の価格が低い方とから同量を相殺し、残ったものの限界的な kWh 価格を加重平均することとする。

③広域運用調整力への指令がゼロであった場合の扱い

広域エリア合計でのインバランスが小さく、広域運用調整力の指令量がゼロの場合、当該エリアのインバランス料金は、指令されなかった上げ調整力の最も安い kWh 価格と、指令されなかった下げ調整の最も高い kWh 価格の平均を引用する。

④エリア分断時の扱い

調整力の広域運用において、連系線に空き容量がなく分断があった場合³⁾は、分断されたエリアごとに広域運用された調整力の限界的な kWh 価格を引用する。

(2) 卸市場価格による補正インバランス料金

電源 I など、登録された調整力 kWh 価格が必ずしもその時点の需給状況を考慮されたものとなっていない場合があり、そのため、稼働した調整力の限界的な kWh 価格が電気の価値を適切に反映しない場合があり得る。こうしたことから、卸市場価格との関係が逆転する場合においては、以下の補正を行う。

² 限界的な kWh 価格＝上げ調整においては最も高い kWh 価格、下げ調整においては最も低い kWh 価格

³ 分断の判断は、あるエリアで予測されたインバランスの全量が広域運用調整力によって対応できなかった場合、そのエリアは分断されたものと見なすこととする。

	系統余剰のとき	系統不足のとき
余剰インバランス料金	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (低い方)	限界的な調整力 kWh価格
不足インバランス料金	限界的な調整力 kWh価格	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (高い方)

上表において P は、当面の間、卸電力市場（時間前市場）における取引の実需給に近い取引から異なる 5 事業者・5 取引分の価格の平均価格を用いることとする。

調整力の広域運用が分断した場合は、分断したエリア毎に算定する。

系統余剰／系統不足の判断は、広域調整力の指令量に基づいて判断することが適当と考えられるが、今後実務面等を踏まえて決定する。

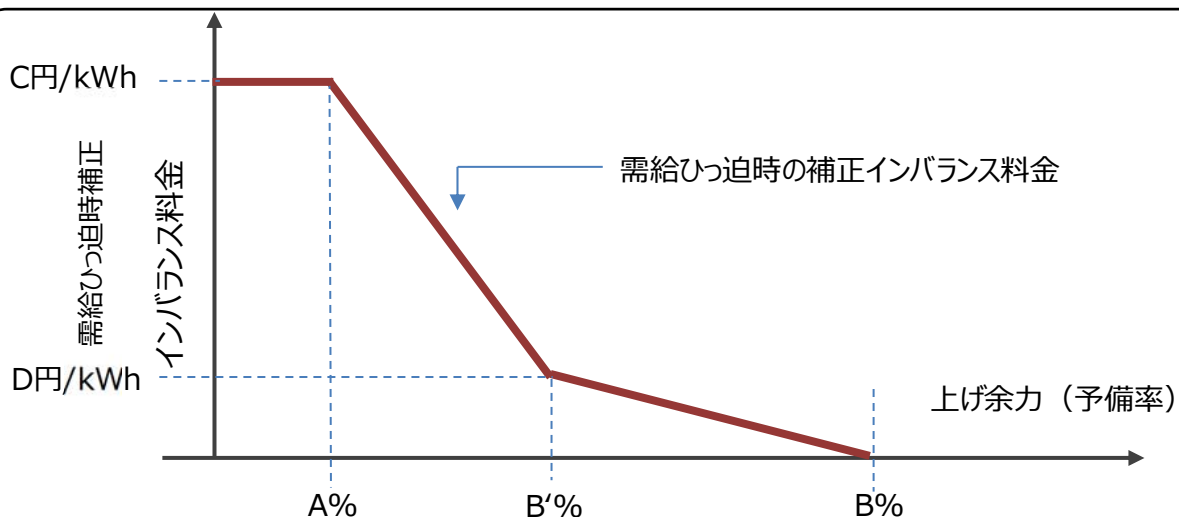
（３）太陽光等の出力抑制のケースの扱い

太陽光・風力の出力抑制が行われているコマにおける系統余剰の発生は、実質的に限界費用 0 円/kWh の太陽光等を下げていると見なすことが適当であると考えられる。したがって、太陽光等の出力抑制が行われているコマで系統余剰となった場合については、実際に稼働した調整力の kWh 価格を引用するのではなく、インバランス料金を 0 円/kWh とする。なお、系統余剰／系統不足の判断は、広域調整力の指令量に基づいて判断することが適当と考えられるが、今後実務面等を踏まえて決定する。

（４）需給ひっ迫時補正インバランス料金

需給ひっ迫時、すなわち一般送配電事業者が用いることができる「上げ余力」が少ない状況での不足インバランスは、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながるもの。したがって、需給ひっ迫時、すなわち「上げ余力」が一定値以下になった場合には、そうした影響（コスト増）をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、料金を上昇させることで、需給の改善を促していくことが適当である。

このため、以下のような直線的な式に基づき、そのコマの「上げ余力」に対応する需給ひっ迫時補正インバランス料金を決定し、これが、上述（１）調整力の限界的な kWh 価格または（２）卸市場価格による補正インバランス料金よりも高い場合は、この価格を当該コマのインバランス料金とする。



上図におけるA～Dの具体的な数値の設定については、令和3年度から調整力の広域運用が開始されること等を考慮して今後検討を深めていくこととするが、それぞれ、以下のような考え方がありえる。

A：これ以上「上げ余力」を減らすことは許されない水準として、需要家に痛みのある協力を求める対策のタイミングを参考とする。

B：「上げ余力」が不足するリスクに備えて対策を講じ始める水準として、通常時には用いない供給力である電源Ⅰ'を発動し始めるタイミングを参考とする。

B'：B～B'までは、確保済みの電源Ⅰ'で対応すると考えられる水準。したがって、B'は、これ以上予備率が低下すると新たな供給力を追加的に確保することが必要になり始める水準として、電源Ⅰ'の発動が確実となる水準を参考とする。

C：緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格として、新たにDRを追加的に確保するのに必要となる価格を参考とする。

D：確保済みの電源Ⅰ'のコストを参考とする。

上図における「上げ余力」は、調整力の広域運用が行われるエリア毎に、以下の式により算出することが合理的と考えられる。その詳細については、今後検討する。

$$\text{上げ余力} = \frac{\text{広域エリア内の一般送配電事業者が活用可能な供給余力 (応動時間が一定以下のもの)}}{\text{当該コマの広域エリア需要}}$$

なお、各コマの需給ひっ迫時補正インバランス料金の算定に用いる「上げ余力」は、ゲートクローズ直後に一般送配電事業者が公表する予測値を用いることが一案として考えられる。

(5) 沖縄エリアにおけるインバランス料金

沖縄エリアは広域運用が導入されないことから、エリア内で稼働した調整力の限界的なkWh価格を引用してインバランス料金を算定する。

エリア内調整力は、インバランス対応と時間内変動対応の両方のために稼働することから、以下のよう
に算定することとする。

エリア内で稼働した調整力のうち、kWh 価格の高いものから順に一定量の加重平均価格を引用すること
とする。

30 分コマにおいて上げ調整と下げ調整が同時に行われた場合は、上げ調整の高い方から、下げ調整の
低い方から、どちらかの調整量がゼロになるまでそれぞれ相殺し、残った方の kWh 価格の高いものか
ら順に一定量の加重平均価格を引用することとする。

なお、上述（３）及び（４）については、沖縄エリアにも同様のルールを適用する。

３．タイムリーな情報公表の詳細

（１）情報公表の意義

インバランス料金が、その時間における電気の価値を反映することを踏まえ、以下の意義に基づき、関
連情報がタイムリーに公表されるべきである。

① 需給バランス確保の円滑化を通じた安定供給の確保

系統の需給状況やインバランスの発生状況、インバランス料金に関する情報をタイムリーに提供する
ことにより、系統利用者が最新の状況を踏まえて自らの需要予測を精査し、市場取引などを通じて調達
量を調整することを促進する。

② 電気の有効利用の促進・新たなビジネスモデルの育成

インバランス料金（＝リアルタイムの電気の価格）に関する情報をタイムリーに公表することで、状
況変化があった場合にそれが速やかに時間前市場価格等に反映されることを促進する。今後、需給の状
況変化に応じて電気の消費・供給・充放電を変化させるといった分散型の取組が拡大するための環境を
整備する。

③ 適正な競争の確保（情報格差の防止）

電力市場における適正な競争を確保する観点から、一部の者（調整力提供者）のみがインバランス料
金の予測に資する情報を持つことがないようにする。

④ インバランス精算の透明性の確保

インバランス料金が適正に算定されているか検証できるようにする。

（２）公表されるべき情報の項目及びタイミング

① 系統の需給に関する情報

系統の需給状況は、系統利用者が最新の状況を踏まえてインバランス料金を予測し、市場取引などを通
じて自らの計画をより合理的なものとする上で重要な情報となる。

エリアの需要に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総需要量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総需要量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総需要量（需要 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

エリアの発電に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総発電量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表
エリア風力・太陽光発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア風力・太陽光発電量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア太陽光・風力発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

※風力発電量については、エリア内の導入量等を踏まえ、段階的な対応を検討。

エリアの需給状況に関する情報

項目名	公表のタイミング
連系線の空き容量	状況変化に基づき随時公表
発電ユニット等の停止情報	状況変化に基づき随時公表
広域エリア供給力/上げ余力（需給ひっ迫時補正料金の算定諸元・実績値）	GC 後速やかに公表（実需給前まで）
広域エリア供給力/上げ余力（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表

②インバランス料金に関する情報

インバランス料金の情報は、系統利用者が最新の状況を把握する上で不可欠な情報であるとともに、その算定根拠を公表することでインバランス料金の透明性を確保することに資する。

項目名	公表のタイミング
インバランス料金	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
広域運用調整力の指令量（≒インバランス量）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
インバランス料金の算定根拠（指令した調整力の限界的な kWh 価格及び補正料金の詳細）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

③調整力に関する情報

調整力の稼働情報は、系統利用者がインバランス料金を予測する上で重要な情報であるとともに、一部の者（調整力提供者）のみがその情報を持つことがないよう、公表を行うことが適正な競争の確保に資する。

項目名	公表のタイミング
広域運用調整力の指令量	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
指令した調整力の限界的な kWh 価格（＝インバランス料金の算定根拠）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

広域運用システムに登録された調整力の詳細（各ユニットの上げ代・下げ代やkWh 価格、いわゆるメリットオーダー）

公表によって競争に及ぼす影響などを考慮しつつ、公表のあり方・方法等について引き続き検討を行う。

第8 法的分離に併せて導入される行為規制の詳細についての検討

【本項目の概要】

- ・ 行為規制に係る「適正な電力取引についての指針」の改定について、その案を作成し、パブリックコメントを実施した。

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）において、送配電部門の中立性を一層確保するため、令和 2 年度から一般送配電事業者と送電事業者の法的分離を実施し、あわせて、一般送配電事業者とその特定関係事業者（以下「一般送電事業者等」という。）及び送電事業者とその特定関係事業者（以下「送電事業者等」という。）に行為規制を導入することが規定されたところ、その詳細は経済産業省令に定めることとされている。

これを受け、当委員会制度設計専門会合において一般送配電事業者等及び送電事業者等にかかる行為規制の詳細や監視の在り方等について議論を行い、平成 30 年 4 月 23 日に、「一般送配電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」をとりまとめた。また、平成 30 年 5 月 29 日に、送電事業者の行為規制の詳細等についてとりまとめた。その後委員会は、平成 30 年 6 月 18 日に、それらの内容を踏まえた経済産業省令の改正を経済産業大臣に建議した（平成 30 年 12 月に電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）の改正が行われた。）。

そのとりまとめの内容については省令に反映するものに加えて、「適正な電力取引についての指針」（以下、「本指針」という。）に反映すべきと考えられるものがあることから、そのとりまとめの内容や制度設計専門会合における議論を踏まえて、その改定案を作成し、令和元年 6 月 28 日から 7 月 29 日の間、パブリックコメントを実施した。

※パブリックコメントにおいては、計 10 件の意見が寄せられたところ、本指針改定案を修正する必要はないと考えられたため、令和元年 9 月 6 日に改定案のとおり本指針を改定することを経済産業大臣に建議した。その後、令和元年 9 月 27 日に、改定案のとおり本指針が改定された。

○「適正な電力取引についての指針」に追記される項目（例）

- 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で兼職を行う者がいる場合、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、年 1 回程度、その業務内容等を一般に公表することが望ましい旨
- 取締役等の兼職禁止の例外となるかどうかを判断する視点の詳細
- 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で人事交流を行う場合には、社内規程等により行動規範を作成することが望ましい旨
- 一般送配電事業者は、電柱に埋め込まれたサイズの小さい表示板等に刻印された商号等（法的分離前に設置されたもの）については、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」として、引き続き用いることができる旨
- 一般送配電事業者からその特定関係事業者への送配電等業務の委託禁止の例外にあたるかどうかの判断基準の詳細

第3章 ガスの適正な取引の確保のための厳正な監視など

第1 ガス小売取引の監視等

【本項目の概要】

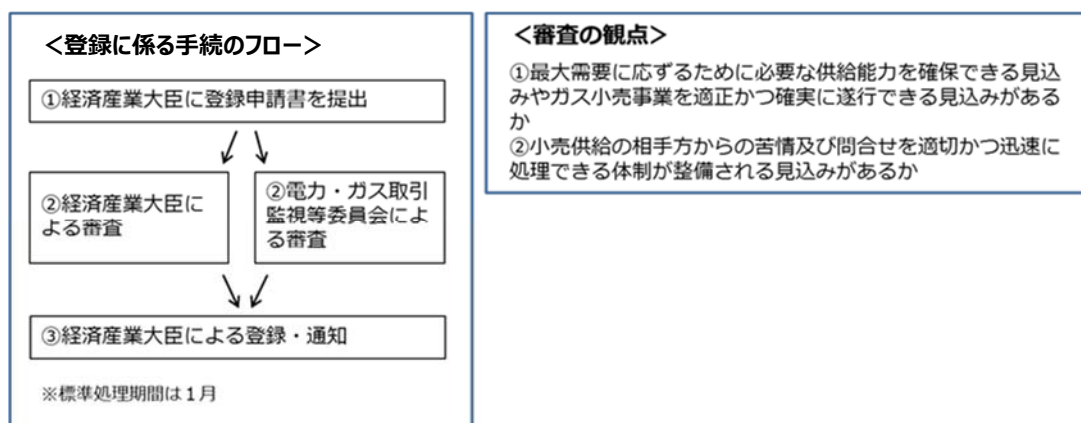
- ・ ガス小売登録について審査し、これまで1,404件が登録された。
- ・ 平成30年9月1日～令和元年8月31日の期間におけるガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- ・ 平成29年度のガス小売規制料金について事後評価を実施し、対象事業者7社について値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、平成30年12月に大臣に意見回答を行った。
- ・ ガス小売料金の特別な事後監視の結果、平成30年9月～令和元年8月においては、2社に対して文書指導を行った。

1. ガス小売事業者の登録に係る審査

ガス小売事業者の登録に係る審査に当たっては、主に委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、資源エネルギー庁が、「最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるか」という視点から、それぞれ審査を行っている。

令和元年8月末までに、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、1,404件が登録されている。

○登録に係る手続のフローと登録審査の観点



2. ガスの小売取引の監視

平成29年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家に対する説明の状況や契約の形態・内容などについて、事業者の営業活動の監視を行い、必要に応じ、指導等を行っている。

平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間においては、ガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

3. ガス小売料金の事後評価及び特別な事後監視

ガスの小売料金については平成 29 年 4 月に自由化されたものの、競争が不十分であると認められた地域については、需要家利益の保護の観点から経済産業大臣が指定を行い、経過措置として料金規制を継続している。これらの経過措置として規制しているガス小売料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。また、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたみなしガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50%を超える事業者を対象として、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行い、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないか確認をする「特別な事後監視」を行っている。

○規制料金が存続している地域

令和元年 8 月末時点 9 地域

本省／担当局	事業者
本省	東京瓦斯株式会社 (東京地区等)
	大阪瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
関東	京葉瓦斯株式会社
	京和ガス株式会社
	日本瓦斯株式会社 (南平台・初山地区)
	熱海瓦斯株式会社
近畿	河内長野ガス株式会社
九州	南海ガス株式会社

(1) 原価算定期間終了後のガス小売経過措置料金の事後評価

第 3 弾改正法附則の経過措置に基づくガス小売料金について、委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合において平成 29 年度の状況について評価及び確認を行い、平成 30 年 12 月、以下のとおりとりまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第 5 号）第 2（8）④に照らし、経過措置料金の変更申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

【料金審査専門会合のとりまとめ】（平成 30 年 12 月）

<事後評価のポイント>

旧一般ガスみなしガス小売事業者全 9 社のうち、本省所管の対象事業者 1 社（東邦ガス）※に地方局所管の対象事業者 6 社（京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス）を加えた計 7 社について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号）第 2（8）④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

※原価算定期間終了前の東京ガス及び料金改定表明済みの大阪ガス（平成 31 年 3 月に値下げ実施）は、事後評価の対象外。

＜事後評価の結果＞

第3弾改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第18条第1項の規定による供給約款などの変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要は認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

○料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、
＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第3弾改正法附則第22条第4項に基づく料金変更認可申請命令の発動の可否の検討を行う（※1）。

※1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準

→規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3か年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認。

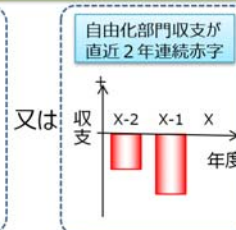
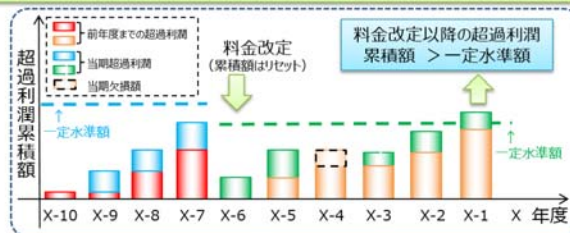
①該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近3か年度平均）

②旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の規制部門におけるガス事業利益率（過去10か年度平均）

➤ ①>②の場合→ステップ2へ

＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

→前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



料金変更認可申請命令発動

審査基準のステップⅠ〔ガス事業利益率による基準〕では、個社の直近3か年度平均の利益率が9社10か年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2〔超過利潤累積額による基準〕では、平成29年度末超過利潤累積額は一定水準額である指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を下回っており、ステップ2〔自由化部門の収支による基準〕では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。以上より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者7社（東京ガス・大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

○審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない日一般ガスみなしガス小売事業者7社（東京ガスおよび大阪ガス（※1）以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令の要否の検討対象となる事業者はなかった。

※1：東京ガスは原価算定期間が終了していないため、大阪ガスは原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を表明しているため事後評価の対象外。

(単位：百万円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		1 2月決算			3月決算				9社
		京葉	京和	熱海	東邦	日本 (関東・南 平台地区)	河内長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準								
	3ヵ年度平均 ① ※2	4.2%	6.1%	7.0%	2.6%	△0.1%	4.0%	△2.2%	-
	9社10ヵ年度平均 ②								4.5%
	9社10ヵ年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	Yes	No	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利益累積額による基準								
	平成28年度末超過利益累積額③ ※3	-	15	△11	-	-	-	-	-
	平成29年度超過利益④	-	43	△8	-	-	-	-	-
	平成29年度末超過利益累積額⑤ = ③ + ④	-	59	△20	-	-	-	-	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	- ※4	336	※4 243	-	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	No	-	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準								
	平成28年度⑦	-	+53	+39	-	-	-	-	-
	平成29年度⑧	-	+76	+146	-	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	No	-	-	-	-	-
評価 結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。)	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（％）の単純平均

※3：平成28年度までの超過利益累積額のうち旧通約約款部分を除いた金額

※4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を使用

※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

以上を踏まえ、平成30年度の事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。また、各社においては、今後とも料金原価と直近実績の比較・経営効率化の状況・収支見通し等現行の経過措置料金に関連した分かりやすい情報提供に努めるとともに、安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は最優先に実施した上で、引き続き経営効率化に真摯に取り組むことにより、コスト低減を進めていくべきであるとの評価を行った。

（２）ガス小売料金の特別な事後監視

総合エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（第 29 回）において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガス利用率が 50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における 1 ヶ月のガス使用料を前提としたガス料金）を、3 年間監視することとされた。このため、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。

この結果、平成 30 年 9 月～令和元年 8 月においては、次の 2 社に対し文書指導を行った。

A 社：将来予定している設備の更新費用等を回収することを理由に値上げを実施したが、設備の法定耐用年数を大きく下回る期間で費用回収する料金改定であり、現在の需要家に過大な負担となっていることが認められたため、「合理的でない値上げ」に該当すると判断し、法定耐用年数を踏まえ料金を改定することを指導した。また当該料金改定の際に需要家に対する説明が十分に行われていなかったことから、需要家に対する十分な説明並びに書面交付を行うことを指導した。

B 社：料金改定の際に需要家に対する説明が十分に行われていなかったことが確認されたため、需要家に対する十分な説明及び書面交付を行うことを指導した。

○特別な事後監視の概要

対象事業者

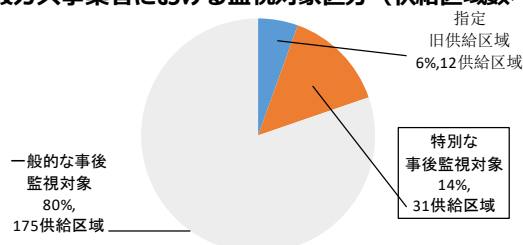
・経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス（簡易ガス）利用率が 50%を超える事業者

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域
（全 203 事業者 218 供給区域）
- 旧簡易ガス事業者：341事業者1,062団地
（全1,375事業者7,432団地）

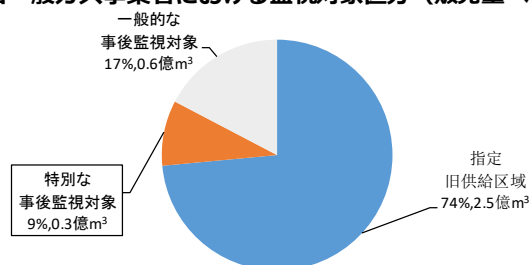
対象期間

・小売全面自由化後 3 年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を 3 年間延長する。

旧一般ガス事業者における監視対象区分（供給区域数ベース）



旧一般ガス事業者における監視対象区分（販売量ベース）



第2 ガス導管事業者等の監査

【本項目の概要】

- ・ ガス導管事業者等の平成 29 事業年度の事業について監査を行い、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」を重点的に確認した。このうち 110 事業者に対し、338 件の指摘事項について所要の指導を行った。

監視等委員会は、ガス事業法第 170 条及び第 3 弾改正法附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 45 条の 2 の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者 234 社の平成 29 事業年度の事業について監査を行った。

今回の監査においては、重点監査項目として、平成 29 年 4 月からのガスの小売全面自由化による制度改正を踏まえ、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」について、重点的に確認した。

その結果、ガス事業法第 178 条第 1 項及び第 3 弾改正法附則第 37 条第 1 項に基づく一般ガス導管事業者などに対する勧告並びにガス事業法第 179 条第 1 項及び第 3 弾改正法附則第 38 条第 1 項に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、110 事業者に対し、338 件の指摘事項について所要の指導を行った。

○指摘事項の内訳

(単位：円)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	0
② 財務諸表に関する監査	31
③ 部門別収支に関する監査	5
④ 託送供給収支に関する監査	302
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	0
合 計	338

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
1～3	託送収支 財務諸表 部門別収支	「需要開発費」の 計上誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「需要調査・開拓費」に、「需要開発費」に係る費用が誤って計上されていた。 ②託送収支計算書の「その他経費」に計上すべき導管部門における需要開発費について、一部計上漏れがあった。	ガス事業会計規則、ガス事業託送供給収支計算規則及びみなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1) みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 2. (1)、(2)、4
4	託送収支	「ガス過不足精算」の算定誤り	託送収支計算書の「その他託送収益」に含まれるガス過不足精算について、託送供給約款に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、託送供給約款「ガスの過不足の精算」では、「特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5%（約款附則の経過措置規定により、平成29年度は10%）を超過した場合は精算額は、託送供給依頼者が「起因者」に該当する場合においては、CIF価格を用いて算定する旨規定されているところ、誤って「起因者以外」に該当した場合に用いる「実費相当額」により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) 託送供給約款 (ガスの過不足の精算)
5	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）」は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者においては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
6	託送収支	事業者ルールの届け出漏れ	特別利益のうち、各機能に直課できない分の各機能への配賦において、ガス事業託送供給収支計算規則で定める「料金収入比」とは異なる「機能別金額比」により配賦を行っていたが、事業者ルールの届出が行われていなかった。また、当該比率を用いて配賦している特別利益の大半は固定資産売却益であり、用いる比率としては「機能別金額比」よりも「固定資産金額比」の方が適切であった。	各機能に直課できない固定資産売却による特別利益については、事業者ルールを届け出たうえで「固定資産金額比」により各機能に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
7	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書（託送収益明細表）の託送収益合計の「単価」欄について、記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則等に基づき、適正に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
8～10	託送収支 財務諸表 部門別収支	「役員給与」及び「給料」の費用計上誤り等	財務会計における「役員給与」及び「給料」の費用計上額の誤算により、託送収支計算書の費用計上額を誤って計算していた。また、関係部署間において、適切な託送収支計算書を作成するために必要な情報共有がなされていないなど、内部統制が十分なものとなっていなかった。	託送収支計算書の作成において、正しい財務会計値をもとに計算を行うべきである。また、適切な託送収支計算書を作成する上で、関係部署間で必要な情報共有を行うなど、内部統制の見直しを行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条 ガス事業法第59条 ガス事業会計規則第2条第4項第4号 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第2条第1項
11	託送収支	託送収支計算書の償却分区域外工事負担金収入の計上誤り	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」の内訳で整理する「（償却分区域外工事負担金収入）」に区域外工事負担金収入額も含めて計上していた。ただし、内訳で整理する金額の表示上の誤りであり収支そのものに与える影響はない。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、償却分区域外工事負担金収入の集計を適正に行い、その他託送供給関連収益の内訳に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (7)
12	託送収支	託送収支計算書の脚注の記載漏れ	区域外工事負担金収入額を当期一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額を「その他託送供給関連収益」の内訳（償却分区域外工事負担金収入）で整理し、その旨を脚注として記載する必要があるが、この記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収支計算書の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第1 (注) 2.
13	託送収支	補償料等収入の計上誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①補償料等収入として計上されるべき「高倍率割引料金」に係る未達補償料について、「その他託送供給関連収益」のうち「補償料等収入」への計上漏れがあった。 ②超過利潤計算書の「想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、想定原価の算定において託送供給関連部門総原価に原価算定時に控除した事業者間精算収益を加算すべきところ、実績額を加算していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) ②ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (8)
14	託送収支	「託送供給関連収益」の計上誤り	業務内容が託送供給関連ではない消費機器の定期保安業務を、託送供給関連収益として誤って計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
15	託送収支	「その他託送供給関連収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送収益」について、料金原価（控除収益）に繰り込まれている導管の資質料収入の実績があるにもかかわらず、計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給に係る収益を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (6)
18	託送収支	「事業税」の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）」は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者においては（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準となる収入から事業者間精算費及び託送料を、託送収益から事業者間精算費をそれぞれ控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
17	託送収支	「運転資本」の算定誤り	託送資産明細表の「運転資本」の算定において、営業費総額から控除する現金支出を伴わない費用（固定資産除却差損）の算定誤りにより、運転資本の計上額に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
18	託送収支	合理的でない託送資産の算定	託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の算定において、各機能に直課できない資産の各機能への配賦方法が、固定資産帳簿価額の算定と異なるなど、合理的な算定となっていなかった。具体的には、製造費、供給・販売費及び一般管理費（以下「項目」という）の固定資産帳簿価額を各機能に配賦する際、各機能に直課できない土地・建物等の資産について、各項目ごとの機能別直課比により各機能に配賦すべきところ、項目全ての機能別直課比により各機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
19	託送収支	「自社託送収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「自社託送収益」の算定において、本来、自己託送分として計上すべき附帯事業に係る託送収益について、一部計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
20	託送収支	社内取引に係る補償料収入の算定誤り	「その他託送供給関連収益」のうち、社内取引に係る補償料収入の算定に当たり、託送供給約款を基にパーチャル計算を行うべきであるが、小売供給約款の補償料メニューを基に託送相当分を算定していた。	託送供給約款を基に社内取引に係る補償料収入のパーチャル計算を行うべきである。 なお、過年度（平成25年度～平成28年度）の託送収支計算書においても同様の修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5) ※
21	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送（自社ネットワーク部門以外が使用するガス）と自家消費（自社ネットワーク部門が使用するガス）に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
22	託送収支	社内取引に係る帶給調整費の算定誤り	社内取引に係る帶給調整費の算定（託送料金原価に繰り込んだ帶給調整費単価×必要調整力）に当たり、必要調整力を直近の託送料金原価に繰り込んだ原価算定期間計（3ヶ月）の値をそのまま用いて算定しており、託送収支計算期間相当分（平成28年4月～12月分）への補正を行っていなかった。	必要調整力を精査の上、社内取引に係る帶給調整費の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
23	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦するが、以下の配賦誤りがあった。 ①第二次配賦にてネットワーク部門の各機能にのみ再配賦すべき固定資産税及び修繕費の「供給販売部門管理」機能の金額を非ネットワーク部門の機能にも配賦していた。 ②第一次配賦にてネットワーク部門及び非ネットワーク部門の機能に配賦すべき固定資産除却費及び減価償却費の金額を「供給販売部門管理」機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
24	託送収支	一般管理費のコストプール整理先誤り	一般管理費の機能別項目への配賦に当たり、「社内監査関連」のコストプールに整理される労務費を「一般管理」のコストプールに誤って集計していた。これにより本来と異なるコストドライバーで機能別項目への配賦が行われていた。	コストプールの整理を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ② ※
25	託送収支	事業税の算定における託送収益比率の算定誤り	事業税の配賦比率として用いる「課税標準となる収入に対する託送収益の比（託送収益／課税標準となる収入）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で事業税の配賦が行われていた。	課税標準となる収入に対する託送収益の比を適正に算定し、事業税の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4) ※
26	託送収支	料金収入比の算定誤り	「資金運用に係る営業外収益」及び「特別利益」の配賦比率として用いる「料金収入比（託送収益／ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額）」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦が行われていた。	料金収入比を適正に算定し、資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1) 及び (4) ※
27	託送収支	託送収支計算書における費用の算定誤り	12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成18年経済産業省令第102号）に基づく託送費用（平成28年1月～3月分）と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく託送費用（平成29年4月～12月分）の合計を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき事業年度の託送費用を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送費用の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条 ※
28	託送収支	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の集計において、需要家の保安に係る費用（内管保安費用）におけるネットワーク部門の人員数と需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安費用）における非ネットワーク部門の人員数を入れ違えて人員比を算定していた。これにより本来と異なる人員比で機能別項目への配賦をしていた。	機能別配賦係数の集計を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
29	託送収支	託送資産明細表（運転資本を除く）の算定誤り	託送資産（運転資本を除く）を期首期末平均により算定することとしている12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則（平成18年経済産業省令第102号）に基づく期首残高と新ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づく期末残高の平均を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき期首期末平均を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. ※
30	託送収支	託送資産明細書の運転資本における控除項目の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の控除項目（機械修繕費）の算定において、供給販売費の機能別展開における第二次配賦後（供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦する）の値により算定すべきところ、第一次配賦後の値により算定していた。	控除費用の抽出を適正に行い、運転資本の控除項目の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
31	託送収支	超過利潤黒積額管理表のうち当期超過利潤黒積額及び当期率離額黒積額の算定誤り	託送収支計算の期中に託送料金を改定しているため、超過利潤黒積額管理表の当期超過利潤黒積額及び当期率離額黒積額も当該改定以降の値となるよう補正する必要があるが、これを行っていない。	託送料金の改定を踏まえ、適正に超過利潤黒積額管理表における当期超過利潤黒積額及び当期率離額黒積額の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (2) 及び (7)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
32	託送収支	営業外費用の内訳の整理先誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「その他」に整理する営業外費用を「雑支出等」に整理していた。これにより超過利潤計算書、超過利潤黒積額管理表及び内部留保相当額管理表にも影響が生じる。 ②託送資産明細書の「設備勘定（有形）」の整理において、非ネットワーク部門の機能に直課する金額の計上漏れがあった。これにより託送資産の金額にも影響が生じる。 ③内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に収支を整理の上、公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第2条※
33	託送収支	託送収益明細表の公表漏れ	託送収支計算書のうち「託送収益明細表」が公表されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送収益明細表の公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条第3項
34	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法（期首期末平均又は期末残高の額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送資産明細書（運転資本を除く）の金額の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2（注）2.
35	託送収支	超過利潤黒積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤黒積額管理表の「一定水準額」の額の適用（託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は託送資産の期首期末平均額若しくは期末残高に事業報酬率を乗じて得た額）の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に超過利潤黒積額管理表の「一定水準額」の額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3第2表（注）1.
36	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収益明細表に記載の託送収益合計単価を間違えて記載していた。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
37	託送収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(5)「資金調達に係る営業外費用」は、固定資産金額比を用いてガス事業に係る費用を計算すると規定しているが、料金収入比を用いて計算していた。	ガス事業託送収支計算規則に従い、固定資産金額比を用いて計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(5)
38	託送収支	事業者間精算収益の計上誤り	事業者間精算収益に計上すべき収益分が、託送収益に計上されていた。また、当該収益の算定に用いる単価及び契約最大時間量に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(3)
39	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税（中略）」は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費（補償料を含む。）等に相当する額を控除している事業者には（中略）「託送収益」から当該相当額（中略）を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	託送収支に計上すべき事業税の算定において、課税標準から控除すべき事業者間精算費分を控除し、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
40	託送収支	託送収益明細表の記載誤り	託送収支計算書のうち託送収益明細表に記載すべき自社託送収益単価が記載されていなかった。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
41	託送収支	託送資産明細書の記載漏れ	託送資産明細書のうち建設仮勘定について、期首期末平均値を記載すべきところ、期末残高を記載していた。また、その算定方法について脚注に記載すべきところ記載が漏れていた。	託送資産明細書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第2
42	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）を取得原価により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
43	託送収支	建設仮勘定及び無形固定資産の算定誤り	建設仮勘定及び無形固定資産を期末残高により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
44	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益について、平成28年度の売上高により算定していた。	平成29年度の売上高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（2）
45	託送収支	設備勘定（有形）の算定誤り	設備勘定（有形）について、改正前ガス事業法におけるガス小売料金改定の際のレートベースにより算定していた。	当該事業者は、託送供給約款制定の不要承認を受け、託送供給料金が存在しないことから、設備勘定（有形）については、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
46	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本が計上されていなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
47	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
48	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定に当たり、託送供給関連部門に配賦する係数の算定が合理性を欠いていた。	託送供給に特定すべき費用を適切に計上した上で、固定資産金額比及び導管延長比に係る機能別配賦係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
49	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益（雑収入）の算定過程における営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（2）
50	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
51	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.（1）
52	託送収支	建設仮勘定の算定誤り	建設仮勘定が計上されていなかった。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期末残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
53	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定過程において、託送供給に特定すべき費用を適正に計上していなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
54	託送収支	法人税等の算定誤り	税引前託送供給関連部門当期純損失を生じているにもかかわらず、法人税等が零として計上されていなかった。	法人税等については、右記の根拠規定に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)
55	託送収支	内部留保相当額管理表上の前期末内部留保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (1)
56	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
57	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
58	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	特別損失のうちガス事業に係る費用を整理する際に、本支管充当分を誤って除外していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
59	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
60	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
61	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
62	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
63	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
64	託送収支	託送費用の算定誤り	製造用のホルダー費用を含めて算定していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
65	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。併せて託送供給量も誤っていた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精査の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
66	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
67	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
68	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
69	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、事実が無いLNG圧送原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精査の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
70	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
71	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
72	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
73	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
74	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
75	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
76	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
77	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
78	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、租税課金の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
79	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
80	託送収支	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場（導管の圧力制御に関する費用に限る。）以外のその他工場原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精査の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. ※
81	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
82	託送収支	託送資産の算定漏れ	託送資産の算定を行っていない。	省令に基づき、託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
83	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
84	託送収支	託送資産の算定誤り	中間圧ガスホルダー、昇圧用コンプレッサー及びガバナを需要家共通の資産として誤って整理していた。	託送資産の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
85	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、修繕費の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
86	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価へ配賦する際、配賦先誤りや配賦漏れがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
87	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
88	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
89	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管以外の投資額を算入する誤りがあった。	本支管投資額のみ計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
90	託送収支	事業者が定める算定方法一覧表の記載漏れ	資金調達に係る営業外費用、営業外収益の雑収入について、事業者の定める算定方法に漏れがあった。	適正かつ合理的な範囲内で定めた算定方法のすべてを届出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
91	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、託送料金届出時の費用と一致しない営業外費用項目を含めて誤って算定していた。	算入すべき営業外費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
92	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1～3.31のガス供給量が245（千m ³ ）であるが、年間の供給量704（千m ³ ）により算定されており、H28.4.1～12.31のガス供給量が458（千m ³ ）であるが、年間の供給量704（千m ³ ）により算定されていた。	1/1～3/31のガス供給量及び4/1～12/31のガス供給量のそれぞれで託送収益を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
93	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
94	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益（3ヶ月分又は9ヶ月分）の占める売上高（1年分）の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1～3/31の託送収益に占める1/1～3/31の売上高に占める割合及び4/1～12/31の託送収益に占める4/1～12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
95	託送収支	省令に基づく公表の遅延	12月決算事業者であるにも関わらず、7月20日に公表したものの。（2ヶ月遅延）	事業年度経過後4月以内に公表するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
96	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、計算規則によらない方法（原料費へ事業者間精算費を加算、加熱燃料費へ使用ガス費を加算、事業者間精算費の誤計上等）により算定していた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
97	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる業務区分に誤りがあった。	事業者の実情に応じて業務内容を区分した上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
98	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
99	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、事実が無い託送供給特定費用の帳簿価額及び取得原価を計上していた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
100	託送収支	事業税の算定方法の誤り	H29.1.1～3.31の託送収益に対する事業税の算定及びH29.4.1～12.31の託送収益に対する事業税の算定を行っていない。	1/1～3/31の託送収益及び4/1～12/31の託送収益のそれぞれで事業税を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
101	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、資金運用及び資金調達収益・費用を誤っていた。	ガス事業に係る収益・費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
102	託送収支	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の配賦算定誤り	託送収益（3ヶ月分又は9ヶ月分）の占める売上高（1年分）の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って算定していた。	1/1～3/31の託送収益に占める1/1～3/31の売上高に占める割合及び4/1～12/31の託送収益に占める4/1～12/31の売上高に占める割合のそれぞれで料金収入比を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
103	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる費用（雑費、租税課金）を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
104	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
105	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
106	託送収支	法人税等の算定誤り	法定実行税率を用いて法人税等の算定を行っていない。	省令に基づき、法定実効税率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
107	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
108	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等補正額の算定にあつては、営業外費用（その他に限る）、営業外収益（雑収入を除く。）等の金額に法定実効税率を乗じた算定すべきであるが、当該費用及び収益の算定が正しく行われていなかった。 具体的には、営業外費用（その他に限る。）に計上すべき費用（直近の料金改定時に料金原価に繰り込まれていない賃割損失分）と、営業外収益（雑収入を除く。）に計上すべき収益（直近の料金改定時に控除項目として算入していない受取利息等）が、それぞれ計上されていなかった。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
109	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、利子補給金を料金原価に繰り込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
110	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1～12.31までの期間について、全て改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益の算定を行っていた。	1/1～3/31までの期間は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、承認事業者として算定し、4/1～12/31までの期間は、改正後のガス事業託送供給収支計算規則に基づき、制定事業者として算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.
111	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
112	託送収支	営業外費用のうち託送供給関連部門の費用の整理誤り	資金調達に係る営業外費用の託送供給関連部門の費用を算入する際に、根拠不明な金額を算入していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
113	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
114	託送収支	最終保障供給費用の誤算入	最終保障供給約款が適用された事実が無いが、最終保障供給費用を誤って計上していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
115	託送収支	営業外収益及び営業外費用の配賦算定誤り	営業外収益及び営業外費用を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
116	託送収支	旧省令・新省令の適用期間の誤り	H29.1.1～3.31までの期間は、旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により算定及びH29.4.1～12.31までの期間は、新省令に基づき、承認事業者として算定を行っていた。	H29.1.1～3.31までの期間を旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により託送収支を算定していたが、当該期間は新省令に基づき算定する必要があるため、H29.1.1～3.31までの期間を承認事業者として計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条
117	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
118	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、賃割償却の配賦先の誤りや教育費、租税課金の費用が誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
119	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
120	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
121	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
122	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	算入すべき固定資産金額を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
123	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
124	託送収支	希難額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、受取利息、受取配当金を料金原価に織り込むため控除項目と整理したが、希難額算定で除外して算定していた。また、料金原価に織り込んでいない為替差益、利子補給金、支払利息、為替差損等を算入して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
125	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
126	託送収支	託送資産の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
127	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
128	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、同じ業務内容であるが1～3月及び4～12月で異なる配賦基準により誤って配賦していた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
129	託送収支	営業外収益の配賦算定誤り	営業外収益を機能別原価へ配賦する際に、配賦先誤りがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
130	託送収支	連結託送に係る事業者間精算費用相当額の計上漏れ	事業者間精算契約を締結していないため、事業者間精算費用相当分が漏れていた。	事業者間精算費用相当分を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
131	託送収支	その他託送供給関連収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の内、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入について、パーチャル計算し当該収益に計上していなかった。	その他託送供給関連収益については、計算規則において社内取引項目を含む託送供給に係る収益を整理することとされていることから、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入についても該当する場合は、パーチャル計算し当該収益に適切に計上するべきである。なお、確認の結果、該当がなく、結果として当該収益が「0」となったとしても、計算規則の規定は正しく理解するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) (6)
132	託送収支	託送資産明細書の作成（建設仮勘定）の誤り	託送資産の算定において、誤って前年度（28年度）の期首・期末簿価平均値を用いて、「建設仮勘定」に係る託送資産の額を算定していた。	託送資産の算定については、計算規則に基づき、毎事業年度決算確定値をもとに算定することになっていることから、当該年度（29年度）の期首・期末簿価平均値を用いて正しく算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
133	託送収支	その他託送供給関連収益への「補償料等収入」の計上漏れ	営業収益を算定する際、他社需要家に対する補償料等収入（契約最大払出ガス量超過補償料）があったにも拘わらず、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上していなかった。	補償料等収入がある場合は、計算規則に基づき、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) (6)
134	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
135	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、誤って期末の額で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
136	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6 表（供給計画 第6 表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画 第6 表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6 表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
137	託送収支	一般管理費の算定誤り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
138	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6 表（供給計画 第6 表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画 第6 表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6 表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
139	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央残高の額（帳簿価額）で算定すべきところ、誤って期末の額（取得原価）で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高の額（帳簿価額）で算定するべきである。又は直近の託送供給料金算定時のレートベースによる算定をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
140	託送収支	本支管投資額実績表の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第6 0 第6 表（供給計画 第6 表）に掲げる「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額（工事負担金圧縮前）を記載すべきところ、供給計画 第6 表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6 表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度（平成29年度）の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
141	託送収支	運転資本の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表2 2. に基づき行った運転資本の算定過程で控除すべき減価償却費、固定資産除却損の算定において、改正前の同規則により算定すべき控除費用（平成29年1月～3月分）について、製造需要費における託送関連費用（「LNG圧送費用」「その他工場費用（導管の圧送制御に関する費用）」）分を控除費用に含めていなかった。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5 月分とすると、適正に計算を行うべきである。）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
142	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産を期首期末平均で算定する際の期首金額、期末金額に適用すべき金額が不適当である。	託送資産明細書の作成において、適切な期首金額、期末金額を用いて、建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産の期首期末平均を算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
143	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本については、平成28年度託送資産明細書の運転資本金額とガス事業託送供給収支計算規則で算定した営業費等の1. 5 月分の金額を平均して算定しており、算定方法が不適当であるとともに、算定に使用する営業費等について一般管理費に係る控除項目（減価償却費及び固定資産除却損）の控除が行われておらず不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5 月分とすると、適正に計算を行うべきである。）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
144	託送収支	一般管理費配賦に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する機能別原価項目の金額比に製造部門の費用が含まれておらず不適当である。	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ②

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
145	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則で算定した自社託送費用の合計額が誤っていることから、同規則に基づき算定の際に使用したガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合に誤りがある。	自社託送収益のガス事業託送供給収支計算規則に基づく算定において、適切な自社託送費用の合計額を用いてガス事業に係る費用の合計金額に占める、自社託送費用の割合を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
146	託送収支	営業外費用の資金調達配賦に係る固定資産金額比の算定の誤り	資金調達に係る営業外費用の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額が含まれておらず不適当である。	資金調達に係る営業外費用の整理について、新規規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産金額比に製造部門の固定資産額を含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)
147	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、自社託送収益の算定誤りにより、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定の際に使用した課税標準となる収入に対する託送収益の比率に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
148	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則及び改正後の同規則により整理した1年分の営業費等からそれぞれ1. 5月分を算出し、その平均額を運転資本とする算定方法は不適当である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
149	託送収支	事業者間精算費の取扱いの誤りによる機能別原価項目金額比の算定誤り	平成29年1月～3月分の供給販売費の整理において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則では発生しない費用である事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めて算出する方法は不適当である。 また、改正前の同規則に基づく一般管理費の整理について、上記により事業者間精算費を含めた機能別原価項目の金額比を使用して一般管理費を算定する方法は不適当である。 さらに、雑収入、その他の営業外収益及びその他営業外費用の整理について、上記により各機能別原価項目の金額比に誤りがあり、更に事業税を託送供給特定費用に配賦し、機能別原価項目の金額比を算出する方法は不適当である。	託送収支計算書において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則に基づく供給販売費の整理において、事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めず算出すべきである。 省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①②、3. (2) (3) (7)
150	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則適用期間分の営業費等を考慮せずに、改正後の同規則で整理した1年分の営業費等だけをを用いて運転資本を算定する方法は不適当である。また、固定資産除却損に撤去工事費を含む固定資産除却費を営業費等から控除するのは不適切である。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
151	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤黒積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤黒積額管理表および内部留保相当額管理表については、適切な託送収支計算書の金額を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
152	託送収支	自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 1. に基づき行ったガス事業に係る託送収益の整理について、規則の改正日（平成29年4月1日）以後は、託送供給約款を定める非承認事業者であるに関わらず、承認事業者の算定方法を用いて、改正日を跨ぐ託送収益の整理を行うことは不適切であり、託送収益の算定に誤りがある。	託送収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則の改正日（平成29年4月1日）以後は託送供給約款を定める非承認事業者ではないため、自社託送収益は、承認事業者の算定方法を用いず、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送収益に相当する額として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.
153	託送収支	事業税の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 2. (4) に基づき行った事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、算定に使用する託送収益に不適当な値を用いており、算定された事業税に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
154	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 2. 及び3. に基づき行ったガス事業に係る費用の整理において、消耗品費の一部に計上漏れがあるとともに、同規則の改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ消耗品費、賃借料、租税課金を算定する際に、適切に日数按分が行われておらず、供給販売費に誤りがある。また、算定に用いる供給販売費の機能別合計金額比に誤りがあることから一般管理費が適切に算定されていない。	計上漏れは計上し、規則の改正日を跨ぐ日数按分を適切に行い、供給販売費を適正に整理すべきである。また、適切な機能別合計金額比を用いて一般管理費を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. 及び3.
155	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 3. (1) に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、料金収入比を算定する際に用いる“製品売上”又は“ガス事業売上”“営業雑収益”及び“附帯事業収益”について、其々不適切な額を用いて、合計額を算定しており、また、その合計額に占める誤った託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定していることから、営業外収益のうち“資金運用”が適切に算定されていない。	営業外収益の整理において、営業外収益のうち“資金運用”の算定する際に、適切な額を用いて合計額に占める託送収益の額の割合を“料金収入比”として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
156	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 3. (3) に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、営業外収益のうち“その他”が適正に算定されていない。また、同表3. (6) に基づき行った営業外収益のうち“雑支出等”も同様に適切に算定されていない。	省令に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比）で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3) (6)
157	託送収支	機能別原価項目金額比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1. 3. (4) 及び(8) に基づき行った特別利益及び特別損失の算定において、改正後の同規則のみで全額を整理する方法は不適当であり、また、誤った供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用して、特別利益及び特別損失が適切に算定されていない。	特別利益及び特別損失の算定において、ガス事業託送供給計算規則および改正前の同規則に従い整理すべきであり、適正な供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用して特別利益及び損失を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (4) (8)
158	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書における対象固定資産の算定にあたり、期首残高の一部に誤った金額を用いて算定しているため、託送資産明細書に誤りがある。 託送資産明細書に記載されている支管理投資額実績表について、記載額が一部誤っている。	対象固定資産の算定にあたり、適切な期首残高の金額を用いて算定すべきである。 託送資産明細書に記載されている支管理投資額実績表について、実績を適切に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
159	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定にあたり、改正日（平成29年4月1日）を跨ぐ事業年度の営業費等の算定処理が不適当であり、また、控除する一般管理費の減価償却費が適切に算定されていないため、運転資本が適正に算定されていない。	省令に規定された算定方法（営業費等（減価償却費（資産除却債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損を除く。）の合計額の1. 5月分とする）により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
160	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤黒積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤黒積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正な託送収支計算書の金額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
161	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)に基づき行ったガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額をその他の営業外収益に含めて算出する方法は不適当である。	ガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額はその他の営業外収益に含めず算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
162	託送収支	供給販売費及び営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費及び営業外収益を機能別に配賦する際、一部の費目（修繕費、その他営業外収益）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（社員比、導管延長比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できない修繕費は固定資産金額比、直接配賦し難いその他営業外収益は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、3. (3)
163	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
164	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（固定資産除却損）を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
165	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、労務費を支出していない関連会社社員の人員を含めて算定していた。	労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比は、労務費支出に係る人員をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
166	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に繰り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に繰り込まれた託送料金算定規則別表第1 第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
167	託送収支	特別利益の計上漏れ	ガス事業に係る特別利益が発生しているにもかかわらず、特別利益が託送関連部門の収益に整理されていなかった。	特別利益は、発生の主たる要因に応じて直接配賦又は料金収入比で、託送関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (4)
168	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比を正しく計算した上で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
169	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、長期前払費用ではない流動資産（前払費用）を長期前払費用として整理していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに正しく整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
170	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、大口販売量を規制需要販売量に含めていた。	自社大口需要家からの託送収益は、大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価を乗じて算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2) (4) ※
171	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（労務費、電力料、水道料、旅費交通費、固定資産税、減価償却費）において、配賦係数の誤り、配賦漏れ等があり、定められた配賦基準で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準で、適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
172	託送収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、営業雑収益が含まれていなかった。	資金運用に係る営業外収益は、営業雑収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
173	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
174	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、決算前の労務費（建設労務費を含む労務費）を配賦していた。	労務費は、決算確定値をもとに配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
175	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、ガス売上高（平成29年4～12月分）の金額を誤っていた。	自社託送収益は、正しいガス売上高をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
176	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、事業税を含めていた。また、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	一般管理費は事業税を除いて配賦すべきで、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
177	託送収支	営業外収益及び営業費用の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益及び営業費用を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、固定資産金額比によって配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦し難い場合においては機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2) (3) (6)
178	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
179	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（電力料）を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用（検計票投函及び集金に係る業務を含む検計業務委託費用）を直接配賦していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
180	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
181	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、託送部門で使用されている無形固定資産の一部（電話加入権）が計上されていなかった。	託送部門で使用されている無形固定資産は、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
182	託送収支	営業費用の配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であり、財務諸表上の営業費は供給販売費と一般管理費を併せて整理しているにもかかわらず、営業費用を機能別に配賦する際、供給販売費と一般管理費を分けて配賦していた。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を併せて整理している者は、ガス事業託送供給収支計算規則に定める供給販売費の配賦基準によって、供給販売費及び一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
183	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。また、託送費用として特定できる一部の費目（たな卸減耗費）を直接配賦していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦、特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2) ①

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
184	託送収支	営業外収益の機能別配賦係数の適用誤り	営業外収益を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（発生の主たる要因に応じて直接配賦、これにより難しい場合は機能別原価項目の金額比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
185	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
188	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
187	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
188	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、有形固定資産は期末残高の額で算定していた。また、無形固定資産の計上が漏れていた。	託送資産は漏れなく計上し、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
189	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社規制需要家からの託送収益を算定する際、規制需要販売量の数量を誤っていた。	自社規制需要家からの託送収益は、正しい規制需要販売量をもとに算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第4 1 ※
190	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2) ※
191	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
192	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
193	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
194	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、利益に関連する金額を課税標準とする事業税（受注工事売上に係る事業税）を含めて配賦していた。	事業税は、利益に関連する金額を課税標準とするもの（受注工事売上）を除いて配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
195	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、誤った事業税額を用いて配賦していた。	事業税は、正しい事業税額を基に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
198	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、附帯事業に係る固定資産を誤って集計していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、適正に集計を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
197	託送収支	営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用を、託送供給関連部門の収益及び費用に整理する際、附帯事業に係る収益及び費用が含まれていた。	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
198	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に繰り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に繰り込まれた託送料金算定規則別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
199	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。また、無形固定資産は誤った金額をもとに算定していた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。また、正しい金額をもとに算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
200	託送収支	営業外収益及び営業外費用の算定誤り	営業外収益及び営業外費用が、ガス事業と附帯事業に適正に整理されていなかったため、ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用が正しく託送供給関連部門に配賦されていなかった。	ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用を正しく整理した上で、託送供給関連部門に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
201	託送収支	託送供給収益の算定誤り	平成29年1～3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2) ※
202	託送収支	事業税の配賦誤り	全体の事業税を複数の事業場に分け、各事業場において事業税を課税標準額に対する託送収益の比で配賦しているところ、全体の事業税が各事業場の課税標準額と異なる割合で配賦されていた。	事業税を複数の事業場に分けて整理する場合、事業税は各事業場の課税標準額に応じた割合で分けた後、それぞれの課税標準額に対する託送収益の比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
203	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、自社託送費用比率（ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合）を算定する際、ガス事業に係る費用に製造費の一部（原材料費）が含まれていなかった。	自社託送費用比率を算定する際、ガス事業に係る費用は製造費を全て含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
204	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
205	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比（ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合）を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、託送収益を正しく計上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
206	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目（通信費、保険料）において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準（固定資産金額比）で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
207	託送収支	一般管理費の機能別配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③
208	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できない費用（検計票投函に係る業務を含む検計業務委託費用）を直接配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準（託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比）で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
209	託送収支	供給販売費及び営業外収益の算定誤り	固定資産価額は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）されているが、供給販売費の一部（減価償却費等）及びその他の営業外収益が、圧縮記帳前の金額をもとに算定されていた。	供給販売費及びその他の営業外収益は、圧縮記帳後の損益計算書等に計上された金額をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.、3. (3)
210	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の控除項目（減価償却費、固定資産除却損）を除外していなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
211	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、帳簿価額の期首期末平均を採用しているが、期首価額は工事負担金等を控除していない価額を使用していた。	固定資産取得価額は圧縮記帳（固定資産取得時の工事負担金等は控除）すべきであり、託送資産を算定する際の期首価額及び期末価額は、圧縮記帳した価額を使用すべきである。	ガス事業会計規則 第4条、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
212	託送収支	供給販売費の機能別配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用（事業者間精算費）を直接配賦していなかった。また、機能別に配賦する係数（人員比、固定資産金額比）を誤って算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。また、託送費用として特定できない供給販売費を配賦する際の配賦基準は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2) ①
213	託送収支	一般管理費の機能別配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、一部費用の金額誤り、計上漏れ及び機能別原価項目金額比の集計誤りがあった。	一般管理費は決算確定値をもとに正確に計上した上で、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ⑤
214	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に繰り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に繰り込まれた託送料金算定規則別表第1 第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
215	託送収支	託送資産及び本支管投資額の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。また、平成27～29年度の本支管投資額は、誤った金額が計上されていた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。また、本支管投資額は正確な実績額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
216	託送収支	超過利潤額等の算定誤り	超過利潤額等を算定するにあたって、託送供給関連部門事業報酬額を算定する際の原価算定期間、法人税等補正額を算定する際の法定実効税率及び内部留保相当額を算定する際の前期末内部留保相当額を誤っていた。	超過利潤額等は、ガス事業託送収支計算規則に基づき、正しい数値をもって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (1)、(5)、4. (1)
217	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数（総務部の人員を重複計上）で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
218	託送収支	託送供給収益の算定誤り	自社託送収益に営業外収益（ガス管破損修繕代）を含めていた。	自社託送収益は、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきで、営業外収益とは分けて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
219	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金収入比を求める際、ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額のほかに、託送収益として整理した額を含めて算定していた。	資金運用に係る営業外収益に係る託送供給関連部門の整理は、規則で定められた適正な料金収入比により、整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
220	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
221	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
222	託送収支	託送供給収支計算書への補償料等収入の誤計上	契約最大払出ガス量超過補償料について、当月超過分を翌月徴収と約款で定めていたが、当月超過分を当月徴収したこととして計上されていた。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
223	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の託送供給収益、自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (1)、(2)、3. (1)、(2)、(3)
224	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
225	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
226	託送収支	超過利潤計算書の計算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
227	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (1)、(2)、(3)
228	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (5)、(6)、(7)
229	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の託送資産算定時の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

[illegible]

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

[illegible]

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
281	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
282	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
283	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
284	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)、(3)
285	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)、3. (2)、(3)
286	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)、3. (6)、(7)
287	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
288	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
289	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
300	託送収支	託送資産明細書の算定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
301	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
302	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法については、期首期末平均又は期央残高の額によらなければならないが、期末残高で算定していた。	託送資産明細書(運転資本を除く)は、期首期末平均又は期央残高のいずれかで算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
303	託送収支	本支管投資額実績表の算定誤り	会計年度が1～12月の事業者の本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から28年度の5年間であるが、平成25年度から29年度の額を記載していた。	本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から平成28年度の5年間とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
304	託送収支	超過利潤黒積額管理表の算定誤り	本支管投資額実績表の直近実績の期間誤りと同様に、超過利潤黒積額管理表の一定水準額を平成25年度から29年度の平均額を記載していた。	超過利潤黒積額管理表の一定水準額は、平成24年度から平成28年度の5年平均額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (3)
305	託送収支	託送資産明細書の脚注の記載漏れ	託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法(期首期末平均又は期央残高の額)の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2 (注)2
306	託送収支	超過利潤黒積額管理表の脚注の記載漏れ	超過利潤黒積額管理表の一定水準額の適用(託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額のいずれか)の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に超過利潤黒積額管理表の一定水準額の適用の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第3 第2表(注)1
307	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧簡易ガス用の用地で、現在不使用の空き地と、取得目的不明で、現在商業施設の用地として貸出している資産を供給設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
308	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で設置されているGHPを供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
309	財務諸表	消失した資産の廃棄手続き漏れ	相当期間経過した消失資産を供給設備として計上している。	消失した資産は、速やかに除却するべきである。	ガス事業会計規則第6条
310	財務諸表	供給設備の耐用年数誤り	平成28年度以降、取得したPE管の耐用年数を22年で誤って整理していたため、減価償却費が過小となっていた。	法人税法の定める方法により、適切に整理するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第39
311	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	社宅として貸与する土地を供給設備として計上されている。	供給に直設要する設備と見なされないことから、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
312	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品(消費機器)を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
313	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り及び供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区整流器に供する土地及び、現在商業施設の用地として貸出している土地を業務設備として計上されている。	地区整流器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきであり、商業施設の用地として貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
314	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	現在、他の事業者へ貸与するオートスタンド用の用地であるが、業務設備として計上されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
315	財務諸表	一般管理費への租税課金(事業税)の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は法人税等へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は、一般管理費の租税課金へ計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
316	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要開発目的で取得した着ぐるみを供給設備として計上されている。	需要開発目的で取得した資産は、業務設備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
317	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	関係会社へ貸借する土地を業務設備として計上されている。	関係会社へ貸出している土地は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
318	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属する球形ガスホルダー等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産等は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
319	財務諸表	供給設備と整理すべき資産の計上区分誤り	地区整流器に供する土地を製造設備として計上されている。	地区整流器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
320	財務諸表	工事契約書面の作成漏れ	有形固定資産は適正な費用の額を計上すべきところ、低圧管を新設する工事及び供給管取付工事において、見積書徴収後、発注書及び注文請書の作成が漏れていた。	発注書面作成漏れにより適正性に欠けるため、改善すべきである。	ガス事業会計規則第3条

平成30年度ガス事業監査結果（本省及び経済産業局）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定(注)
			発見された事実	指導内容	
321	財務諸表	一般管理費への租税課金(事業税)の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
322	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属するガスメーター等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
323	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品(消費機器)を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
324	財務諸表	一般管理費への租税課金(事業税)の計上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税のみで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。)は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
325	財務諸表	供給販売費へ計上すべき費用の計上区分誤り	ガスの供給販売に直接に要した費用と見込まれる「委託検計集金費」を一般管理費へ誤って計上されている。	「委託検計集金費」は、供給販売費の委託作業費へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
326	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	ガスの製造に直接又は間接に要した費用と見込まれる「ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料」を供給販売費へ誤って計上している。	ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料は、製造費の賃借料へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
327	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	旧製造工場に係る有形固定資産や使用見込みが無い地区整圧設備に係る有形固定資産を、それぞれ製造設備及び供給設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
328	財務諸表	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	需要家の敷地内に設置するロードヒーティング設備を供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
329	財務諸表	ガス事業に供しない資産の整理誤り	使用見込みが無い有永式ガスホルダーを天然ガス採取設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び別表第1
330	財務諸表	附帯事業の会計整理誤り	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業に係る収益及び費用を、営業外収益及び営業外費用として整理していた。	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業は附帯事業として、その内容を明示する科目を設けて整理すべきである。	ガス事業会計規則第13条
331	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産(導管等)に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
332	財務諸表	営業雑収益及び営業雑費用の整理誤り	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事について、収益及び費用を受注工事勘定として整理していた。	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事の収益及び費用はそれぞれ、営業雑収益の「その他営業雑収益」、営業雑費用の「その他営業雑費用」として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条第1項 別表第1
333	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産(導管等)に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
334	財務諸表	固定資産の整理誤り	貸借対照表において、有形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の額に一部誤りがあった。また、固定資産明細表においても有形固定資産及び長期前払費用の額に一部誤りがあった。	財務計算に関する諸表は、決算確定値をもとに正確に作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
335	財務諸表	営業費及び営業外費用の整理誤り	営業費明細表において、一部の費用がガス事業会計規則にない科目「経費分担金」として整理されていた。また、営業外費用の内訳がガス事業会計規則に定められた科目に整理されず、一括して「営業外費用」として整理されていた。	勘定科目の分類は、ガス事業会計規則に基づき整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
336	部門別収支	固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り	固定資産帳簿価額比等の資産配賦係数について、上期末帳簿価額(期末帳簿価額)に基づき算定しているところ、卸供給設備のうち、当年度の2月、3月(平成30年2月、3月)に取得した設備につき、本来であれば上期末帳簿価額等に影響は与えないものの、集計シートの入力誤りにより、当年度上期に取得されたものとして上期末帳簿価額に影響を与えるとともに、減価償却費についても上期に取得されたものとして算定されていた。	単純な計算誤りであることから、部門別収支計算書策定にあたって修正すべきである。	—
337	部門別収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数(総務部の人員を重複計上)で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則 別表第1 2. (1) ②
338	部門別収支	旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の収支配賦方法	製造費及び供給販売費の配賦誤り	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、収益及び費用を整理すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 2. (1)

(注) ※を付した箇所は、改正前のガス事業託送供給収支計算規則(平成18年経済産業省令第102号)に基づく当該規定を含む。

第3 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 平成 29 年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、6 社については、平成 29 年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準額を超過していることを確認した。当該事業者からは、期日までに値下げ届出を行う予定との方針を聴取した。また、ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正に関する建議を行った。

ガス導管事業の効率化・料金の低廉化と質の高いガス供給サービスの維持・向上を促すことは、ガスの需要家の便益を高めるだけでなく、小売・製造事業者間の競争の活性化にも寄与し、エネルギー供給全体の生産性向上に資するものである。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合においてガス導管事業者の平成 29 年度の託送収支状況について評価及び確認を行い、平成 31 年 3 月、以下のとおりとりまとめた。

この結果を踏まえ、事後評価の対象事業者 143 社のうち 6 社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送）については、平成 29 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過したことから、これらの事業者については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当であること及び対象事業者全体の確認結果について、監視等委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見回答を行った。また、ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正に関する建議を行った。

【料金審査専門会合とりまとめ】（平成 31 年 3 月）

（1）託送収支の状況

①超過利潤が一定水準を超過した事業者

平成 29 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（224 社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143 社）について、平成 29 年度の収支状況等を評価した。

これら 143 社のうち、6 社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送）については、平成 29 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申請命令の発動基準となる一定水準を超過したため、このまま令和 2 年 4 月 1 日までに託送供給約款料金の改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長の変更認可申請命令の対象となる可能性がある。各事業者に対応方針を聴取したところ、6 社とも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

②大きな超過利潤が発生した事業者の評価

一定水準を超過した事業者以外にも、平成 29 年度の収支において比較的大きな超過利潤が発生した事業者があったことを踏まえ、4 月～3 月の会計年度を採用している事業者 85 社のうち、超過利潤が営業収益の 5 % 以上であった 22 社（このうち、超過利潤が一定水準を超過したのは 4 社）について、その超過利潤の要因が一過性のものか継続する可能性が高いものかについて分析・評価を行った。

その結果、19 社（超過利潤が一定水準を超過した 4 社を含む）については、来年度以降も平成 29 年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。また、それ以外の 3 社については、平成 29 年度の超過利潤の発生は一過性である可能性があるとして評価された。

この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過利潤の継続性が高い 19 社のうち 15 社（超過利潤が一定水準を超過した 4 社を含む）及びそれ以外の 3 社のうち 1 社から、令和 2 年 4 月までに自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答があった。

③制度改正後新たに原価算入された費用の状況について

事業者間精算費について、平成 29 年度実績費用と想定原価の比較を行ったところ、実績費用が想定原価から大きくずれた事業者が多くあった（実績費用が 20%以上想定原価から下振れした事業者が 11 社、実績費用が想定原価の 2 倍以上となった事業者が 2 社）。

今回の分析を通じ、事業者間精算により収益を得ているガス導管事業者の一部には、小売供給、託送供給及び卸供給の合計が 3 に満たないことから託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管事業者があり、これらについてはストック管理・フロー管理が行われていない状況が明らかになった。これを適正化するため、関係する規定の改定を速やかに行うことが適当である。

需要調査・開拓費について、平成 29 年度の実績費用を想定原価と比較したところ、需要調査・開拓費を原価に計上していた全 8 社のうち、7 社について実績費用が想定原価から下振れしていた。

④収支管理の更なる適正化に向けた対応

託送料金の適正性の観点からは、地域別または特定導管ごとのコストが適切に託送料金に反映される必要がある。地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、それぞれの単位で託送収支計算書等を作成するよう、関係する規定の改定を速やかに行うことが適当である。

（２）効率化に向けた取組状況

①大手 3 社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の取組状況

ガス導管事業の効率化を促進していく観点から、先進的な取組を行っていると思われる大手 3 社の取組状況を聴取し、特に効果の大きいものや先進的な取組の内容を確認した。

これらのうち、例えば、以下のような取組は、他のガス導管事業者への横展開が期待されるものであり、今後、これらの取組も参考にしつつ、各事業者において効率化に向けた取組が進められることが期待される。

- ・計測機器等の点検・部品交換頻度の見直し
- ・工法の工夫（中圧への P E 管導入、非開削工法の導入等）
- ・業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減等）
- ・工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）
- ・行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等） 等

②効率化取組の横展開に向けた方策

- ・中小事業者を含めた各ガス導管事業者の効率化を促進するために、大手3社の先進的な取組の具体的な内容や効果を取りまとめて公表し、事業者が自主的に取り入れるよう促した。
- ・日本ガス協会に、中小事業者等への技術的サポート等を行うよう依頼した。

(3) 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

①導管延伸の取組状況

今回の事後評価の対象となったガス導管事業者(143社)の、平成29年度の導管総延長の伸びは、全社の平均で、高压導管は平均1.91%、中圧導管は平均0.67%、低压導管は平均0.72%の伸びであった。

②メーター取付数及び供給区域拡張の状況

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者(126社)の平成29年度のメーター取付数の伸びについては、85社が増加、3社が横ばい、38社が減少であった。また、各社の平成29年度の供給区域の拡張実績を分析したところ、42社が増加、84社が横ばいであった。

(4) 内管工事の取組状況(内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析)

①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

一般ガス導管事業者が実施する需要家の資産である内管の工事について、全社共通の見積条件(内管工事の標準モデル)に基づき、全ての一般ガス導管事業者(196社)に内管工事の参考見積を依頼した。その結果、各社の参考見積額の平均は13万円であったが、最低5千円から最高26万円まで、大きな幅があることを分析し、結果を公表した。

参考見積額が比較的高かった事業者については、他の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資材調達の工夫など、効率化に取り組むことが期待される。

②内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者(126社)について、内管工事の平成27年度から平成29年度の収支状況を分析したところ、3年合計で収益が支出を上回った社が95社、下回った社が30社であった(平成27年度から平成29年度の内管工事の実績のない1社を除く)。また、内管工事の3年間の平均利益率が20%以上の事業者も存在した。

内管工事の3年平均利益率が10%以上で、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない25社に対し、利益率が高い理由を聴取したところ、「自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっていた」(13社)、「利益率が高いとは考えていない等」(12社)との回答があった。

第4章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 ガスにおけるスイッチング業務等の標準化

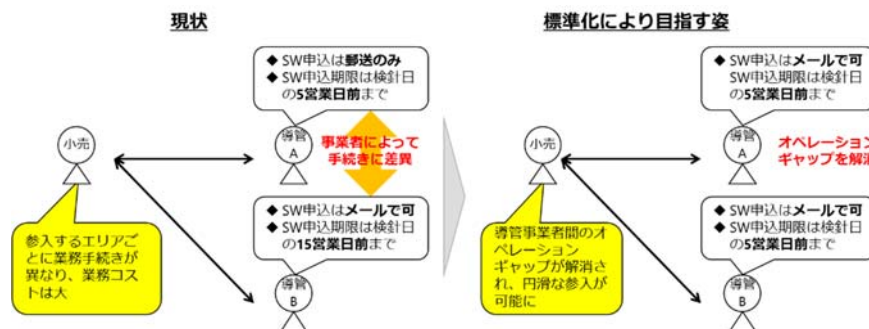
【本項目の概要】

- ガスのスイッチング業務のフロー等について、「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」を取りまとめ、平成31年3月に公表した。

ガス小売契約のスイッチング業務フロー等については、日本ガス協会（以下「JGA」という。）が主体となって標準化を進めてきたが、平成29年11月の第24回制度設専門会合において、実際にはスイッチング業務フロー等の標準化は不十分であり、ガス導管事業者毎に業務フローやフォーマットが異なることによって、複数のエリアに参入する事業者の業務コストの増加を招き、新規参入者の負担となっていると新規参入者より意見があった。

これを受けて、委員会事務局は、JGAが行ってきたスイッチング業務等の標準化状況と今後の対応方針を確認・整理するとともに、円滑なスイッチングの実現のため、スイッチング環境等の更なる整備を図ることを目的として、①業務フロー（各業務に必要な申込・報告等の手順、必要な様式を作業プロセスとともに明らかにしたフロー）、②要求情報（各様式でやりとりする情報項目）、③情報共有手段（各様式をやりとりするための手段）、④レイアウト（各様式のレイアウト）の標準化について、新小売事業者、JGAとも協議しつつ検討を進めた。その後、平成31年2月の制度設計専門会合における審議を経て「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」をとりまとめ、平成31年3月に委員会のウェブサイトで公表した。

○ガスのスイッチング標準化対象業務のとりまとめ



標準化対象の業務		各項目の検討方針	検討方針
業務名称	業務内容	情報共有手段	電子メール等の電磁的方法によるやりとりを前提とした標準的な手段を決定
SW業務	SW申込、廃止取次、マッチング報告等	業務フロー	左記業務の具体的な手順、必要な様式等を定めた標準的なフローを作成
開閉栓業務	託送開始・終了申込、開閉栓報告等	要求項目	業務フローの各様式で要求される標準的な項目について、「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき精査し決定
需要家情報変更業務	需要家名義、住所情報の変更等	レイアウト	各様式の標準的なレイアウトを作成

第2 LNG基地第三者利用の促進

【本項目の概要】

- 平成31年12月に、①製造設備の余力にかかる余力見通しの開示方法、②基地利用料金にかかる貯蔵量や払出量に応じた課金標準のあり方を明記するよう、「適正なガス取引についての指針」を改正することを大臣に建議した。また、基地利用に必要な情報を整理し、③事前検討申込時に過剰な情報を求めることの無いよう製造事業者に対して、適宜是正を求めた。

監視等委員会は、平成29年4月に整備されたLNG基地の第三者利用制度の利用促進に向け、制度設計専門会合（平成30年2月23日、4月23日、6月19日、9月20日及び10月23日開催）にて審議を行い、当審議会での議論を踏まえ、①製造設備の余力、②基地利用料金、③事前検討申込時に必要な情報について「適正なガス取引についての指針」の改定など必要な措置を講じることとした。

ガス卸選択肢の拡大による小売市場の競争促進の観点から、LNG基地の第三者利用制度が平成29年4月に整備されたが、利用を希望するあるいは利用する可能性のある事業者の一部から下記のような意見が寄せられたことから、委員会事務局は本制度の利用促進に向けて各事業者への個別ヒアリング、アンケート調査を重ね実態を把握するなど制度の改善を検討した。

- ① 製造設備の余力（情報開示が不十分、余力の判定方法が厳しい）
- ② 基地利用料金（情報開示が不十分、利用料金が高い）
- ③ 事前検討申込時に必要な情報（求められる情報が過剰）

その後、制度設計専門会合での4回の審議を経て、第34回制度設計専門会合（平成30年10月）において以下のとおり対応策をとりまとめた。これを踏まえ、平成30年12月に、①製造設備の余力にかかる余力見通しの開示方法、②基地利用料金にかかる貯蔵量や払出量に応じた課金標準のあり方を明記するよう、「適正なガス取引についての指針」を改正することを大臣に建議した。また、基地利用に必要な情報を整理し、③事前検討申込時に過剰な情報を求めることの無いよう製造事業者に対して、適宜是正を求めた。

【制度設計専門会合とりまとめ】（平成30年10月）

- ① 製造設備の余力
 1. リスク容量の設定方法
 - 利用可能容量と在庫量との間に大きな乖離を発生させるなどして、タンク余力を過小に評価している可能性のあった製造事業者に対して、合理的な説明や運用実態に合わせたリスク容量の改善を求めた。
 - 該当する事業者は過去の実績に基づきリスク容量の設定を改善。
 2. 自社利用計画の範囲の設定方法
 - 毎年度定量的な情報に基づき自社利用計画の範囲を設定していない、あるいは設定していたとしても当該情報を的確に公表情報に反映していない製造事業者に対して是正を求めた。
 - 該当する事業者は直近の情報に基づき自社利用計画の範囲を改善。
 3. 余力見通しの開示方法

- 「①ルームレント方式において利用可能となる容量、②ルームシェア方式において利用可能となる量を定量的に示すこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

② 基地利用料金

1. 貯蔵料金の算定に用いる課金標準の在り方

- 「ルームシェア方式においては「平均貯蔵量」のようなタンクの占有状況を適切に反映する課金標準、「払出量」のような競争促進に資する課金標準に基づき料金算定を行うこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

2. 配船計画策定時の調整に伴い発生する貯蔵料金の変動の考え方

- 「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させること」を問題となる行為としてガイドラインに明記。
- 「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させること」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

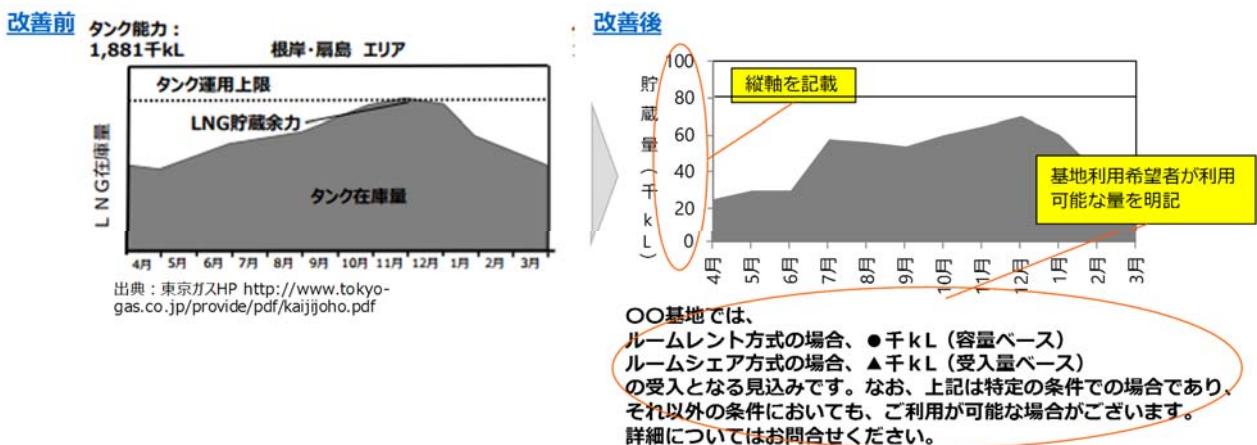
3. 基地利用料金の情報開示

- 「守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安を、検討結果回答時に概算額を基地利用希望者に通知すること」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

③ 事前検討申込に必要な情報

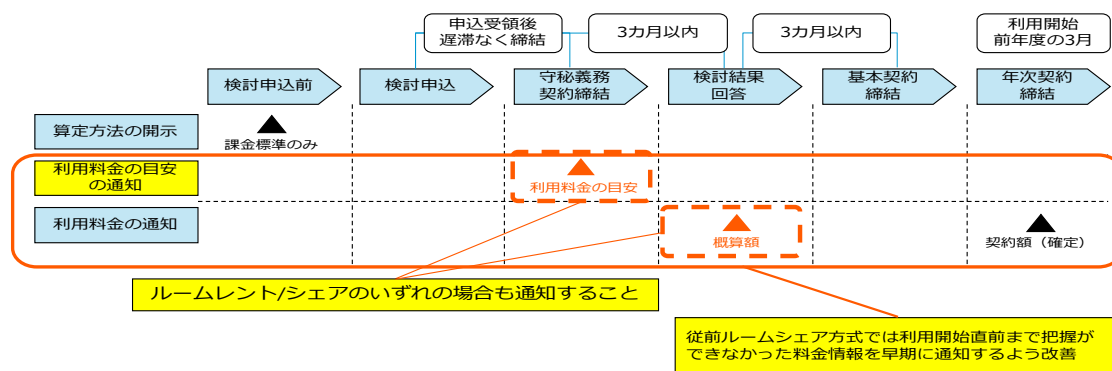
- LNG船の情報については基地利用希望者の任意、LNG性状の情報については、発熱量のみ必須（申込時点で確定していない場合は想定値でも可）、それ以外の情報は基地利用希望者の任意での提供とすることを製造事業者に対して求めていく。
- 基地受入可否の判断に必要な情報の提供は要求しないよう製造事業者には是正を求めていく。

○液化貯蔵設備の余力見通しの改善のポイント



○基地利用料金の適切な情報開示の在り方のポイント

基地利用料金の開示スケジュール



第3 ガス卸契約に関する卸元事業者への要請

【本項目の概要】

- ・ ガス卸契約に関し、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、考え方を整理し、電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、この考え方を踏まえて適切に対応するよう自主的な取組を要請した。

ガス小売自由化以前は、卸元事業者が基地建設、導管敷設等の設備投資を行い、卸受事業者に対して卸供給することが当然であり、中途解約補償料が盛り込まれた 10 年を超える長期の卸契約が締結されることもあった。

一方で、現在は一定程度インフラの整備が進み、かつ、卸市場及び小売市場の参入が自由化されており、競争の促進が重要な課題となっている。そのような中で、都市ガスの卸契約について、その契約期間や、中途解約補償料の設定方法・水準の考え方を検討するべきとの指摘が第 36 回制度設計専門会合においてなされた。

また、同専門会合における議論においては、ガス卸市場で卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にあり、又は、その可能性がある場合において、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸元事業者が卸受事業者と共有するような場合は、ガス卸市場及び小売市場の競争が阻害されることにつながるおそれもある、との指摘もあった。

こうしたことを踏まえ、委員会は、制度設計専門会合（第 35 回～第 40 回）において、ガス卸受事業者に対する実態調査やガス卸元事業者へのヒアリング等を踏まえた検討を行い、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、以下のとおり考え方を整理した。また、平成 30 年 9 月に電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、この考え方を踏まえて適切に対応するよう自主的な取組を要請した。

○中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱い

（中途解約補償料を伴う長期契約について）

- 有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者が、ガスの卸売において高額な中途解約補償料を伴う長期契約を締結することは、長期の契約及び違約金の水準という 2 要素があいまって、競争者（卸元事業者）の取引機会を過小にする可能性がある。
- このため、資料内で示した考え方を踏まえ、都市ガスの卸元事業者に対し、今後更新する中途解約補償料を伴う長期契約については、合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とすることとする。

（需要家情報の取扱いについて）

- ガス卸市場で卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にある（又はその可能性がある）場合において、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸元事業者が卸受事業者と共有することは、卸取引の円滑な実施のために必要不可欠な場合など合理的な理由がある場合を除いて、ガス卸市場及び小売市場の競争を阻害することにつながるおそれもあると考えられる。
- このため、資料内で示した考え方を踏まえ、都市ガスの卸元事業者に対し、合理的な理由がない

場合は需要家情報の提供を求めないこと、合理的な理由があつて需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応すること、を求めることとする。

今後、委員会は、適切な時期において、フォローアップ調査を行うこととしている。

第5章 熱供給事業に係る取組

【本項目の概要】

- 平成30年9月～令和元年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。（令和元年8月末時点の登録事業者数は76社137地域）

1. 熱供給事業者の登録に係る審査

平成30年9月～令和元年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。（令和元年8月末時点の登録事業者数は76社137地域）

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込があるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

2. 指定旧供給区域熱供給区域の指定

上記熱供給事業者が供給する供給区域のうち、当該熱供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして規制法附則の規定に基づき経済産業大臣が13事業者17供給区域を指定。これらの事業者は、従前通り供給義務と料金規制が課せられている。

第6章 紛争処理、広報及び国際連携

第1 紛争処理

【本項目の概要】

- 1 件の苦情の申出があり、処理を行った。

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされ、電力取引に係る苦情の申出について処理することとされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うこととされ、また、ガスの取引及び熱供給などに係る苦情の申出について処理することとされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。令和元年8月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員の候補者は以下のとおりである。

（委員）

- 稲垣 隆一
- 北本 佳永子
- 林 泰弘
- 圓尾 雅則

（特別委員）

- 小宮山 涼一
- 田中 誠
- 堤 あづさ
- 西川 佳代
- 村上 政博

平成 30 年 9 月～令和元年 8 月の期間におけるそれぞれの処理状況は以下のとおり。

○処理状況

1. あっせん及び仲裁の申請件数

0 件

2. あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

0 件

3. あっせんにより解決した事件の件数

0 件

4. 仲裁判断をした事件の件数

0 件

5. 苦情申出の件数

1 件

第2 広報の取組

【本項目の概要】

- ・ 需要家を対象にしたアンケート調査、各種講演会での講演等を行った。
- ・ 国民生活センターと連携し、需要家に対するトラブル事例の注意喚起等を行った。

委員会では、市場の監視や経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行うほかに、消費者に対しての広報活動や消費者保護対策も行ってきた。その理由は、電力・ガス小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要なためである。

消費者保護強化のため、委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

さらに、委員会では、消費者や事業者などに対し、電力・ガス小売全面自由化を含めた電力・ガスシステム改革に関する正確な情報を分かりやすく発信するため、各種講演会において講演を行った。

また、電力・ガス取引監視等委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じている。

○電力・ガス自由化に広報の取組例

・アンケート調査の実施

平成30年11月に、消費者10,000人を対象に電力会社や電気プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施。更に、電力会社又は電気プランを切替えた1,500人に対して、切替え後の満足度など詳細なアンケート調査を実施。

・各種講演会での講演

消費者や事業者などに対し、電力・ガス小売全面自由化を含めた電力・ガスシステム改革に関する正確な情報を分かりやすく発信するため、ENEX電力・ガス新ビジネスEXPO2019において、「エネルギーシステム改革の進展と今後の課題」をテーマとしたセミナーで講演を行う等、各種講演会において講演を行った。

・独立行政法人国民生活センターとの連携協定

昨年度に引き続き、電力・ガス小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信。

第3 国際機関との連携強化に向けた取組

【本項目の概要】

- ・ 委員会主催で APER Forum Meeting を開催した。

委員会では、我が国の知見を高める観点から、諸外国の規制機関などとの連携や情報交換を日頃から推進している。

平成 30 年 11 月 28 日～29 日には電力・ガス取引監視等委員会主催で、Asia Pacific Energy Regulatory Forum Meeting 2018 を東京において開催した。

APER Forum Meeting は、アジア太平洋諸国のエネルギー規制機関が集まる会議体である APER Forum により、エネルギー産業・市場の発展のため、より良い規制や政策に関する意見交換の場として 2012 年より 2 年に 1 度の頻度で開催されている。平成 30 年の会合においては、アジア太平洋諸国の 12 か国の規制機関と国内からの参加者総計約 100 名が出席し、①新技術の普及と電力ネットワークの在り方、②競争的、投資可能なエネルギー市場の形成、③適正な市場監視・規制の在り方の 3 テーマについて議論を行った。

セッション 1 では、電力システムにおける disruptive technology についての議論がなされた。温室効果ガス（GHG）やコスト削減に資する技術の導入拡大に必要な市場設計、料金やネットワーク運用も含めた制度的課題についての議論を深め、また各国で蓄電池などの政策支援などもなされている中、こうした支援と規制との調和について議論がなされた。

セッション 2 では、競争的でかつ投資可能なエネルギー市場について議論がなされた。垂直統合時代から、発電、次いで小売への自由化の流れは共通であるが、国により自由化のステージも異なる中での制度設計の考え方についての議論が交わされた。特に小売自由化を進める上で重要な要素となるスマートメーターについては、その普及の進め方やデータへのアクセスについて活発な議論が行われた。データのアクセスについては、将来的にも大きな課題になるとの認識が示された。

セッション 3 では、市場監視と規制の在り方についての議論がなされた。競争促進、市場の信頼性向上の観点から、市場支配力の抑止（market power mitigation）、相場操縦への監視などについての議論を深めた。とりわけ、情報収集、さらに、収集されたデータの分析能力の重要性について確認された。このフォーラムミーティングでの役割がますます高まってくることが確認された。エンフォースメントに関しても、各国様々であるが、引き続き意見交換をしながらレベルアップをしていくことが重要であるという認識が一致した。

○Asia Pacific Energy Regulatory Forum Meeting 2018

- ・ 出席者：海外規制機関（12 か国）、国内機関から約 100 名
- ・ 参加国：オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、サモア、シンガポール、タイ、米国、カンボジア

- ・各国代表の集合写真及び会合の様子：



・APER Forum Meeting 2018 のプログラム :

2018 APER Forum Schedule
(Prime Event November 28 – 29, 2018 as of November 25)

D-1 November 27				
	Time	Schedule/Title	Organization	Presenter
PM		Welcome Reception, hosted by EGC		
	17:00-18:00	Registration		
	18:00-18:15	Introduction	M.C.	
	18:15-19:50	Toast by the Organizer	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta
	19:50-20:00	Dinner Buffet		
		Closing	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
Day 1 November 28				
	Time	Schedule/Title	Organization	Presenter
AM	8:30-9:30	Registration		
		Coffee/Tea served		
	9:30-9:40	Introduction/Opening Remarks	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta Mr. Takaya Kishi
		Overview Session		
		Session Chair. Dr. Tatsuo Hatta, Electricity and Gas Market Surveillance Commission		
	9:40-9:50	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	9:50-10:40	Overview Session① Presentation Members: * Countries listed in alphabetical order.		
	9:50-	The state of energy markets in Australia	Australian Energy Regulator (Australia)	Ms. Paula Conboy
	10:00-	Overview on Power Sector in Cambodia	Electricity Authority of Cambodia (Cambodia)	Mr. Teng Sokhomal
	10:10-	Energy Overview of China	National Energy Administration (China)	Ms. Tao CHEN
	10:20-	Presentation on Evolution, Role and Functioning of Central Electricity Regulatory Commission, India	Central Electricity Regulatory Commission (India)	Mr. Sanoj Kumar Jha
	10:30-10:40	Q&A		
	10:40-11:10	Refreshment Break		
	11:10-12:00	Overview Session② Presentation Members: * Countries listed in alphabetical order.		
	11:10-	Overview of Energy Market Policy in Japan	Electricity and Gas Market Surveillance Commission (Japan)	Dr. Tatsuo Hatta
PM	11:20-	Adjusting to New Zealand's Electricity Future	Electricity Authority (New Zealand)	Mr. James Stevenson-Wallace
	11:30-	Overview of PNG Electricity Industry	Independent Consumer and Competition Commission (Papua New Guinea)	Mr. Paulus Ain
	11:40-	Regulating the Philippine Electric Power Industry	Energy Regulatory Commission (Philippines)	Ms. Josefina Patricia Magpale-Asirit
	11:50-12:00	Q&A		
	12:00-12:30	Photo session		
	12:30-13:30	Lunch		
	13:30-14:30	Overview Session③ Presentation Members: * Countries listed in alphabetical order.		
	13:30-	Energy Transition in Korea	Electricity Regulatory Commission (Republic of Korea)	Dr. Jong Keun Park
	13:40-	Samoa Electricity Sector	Office of the Regulator (Samoa)	Ms. Perelini Lameko
	13:50-	Overview of Singapore's Energy Market	Energy Market Authority of Singapore (Singapore)	Mr. Ngiam Shih Chun
	14:00-	Overview of Recent Energy Regulatory Developments in Thailand	Office of Energy Regulatory Commission (Thailand)	Ms. Narupat Amornkosit
	14:10-	Federal Energy Regulatory Commission Overview	Federal Energy Regulatory Commission (USA)	Mr. Anthony Pugliese
	14:20-14:30	Q&A		
	14:30-15:00	Refreshment Break		
		Theme 1: The future of electricity network with disruptive technologies		
		Session Chair. Mr. Neil Chatterjee, Federal Energy Regulatory Commission		
	15:00-15:05	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	15:05-	Disruptive Technologies	Federal Energy Regulatory Commission (USA)	Mr. Neil Chatterjee
	15:20-	Challenges and opportunities for distributed energy resources in Australia	Australian Energy Regulator (Australia)	Ms. Paula Conboy
	15:35-	The Future of Electricity Network with Disruptive Technologies	Electricity and Gas Market Surveillance Commission (Japan)	Dr. Yasuhiro Hayashi
	15:50-	Samoa's 100% RE target	Office of the Regulator (Samoa)	Ms. Perelini Lameko
	16:05-	The Future of Electricity Network with Disruptive Technologies	Office of Energy Regulatory Commission (Thailand)	Dr. Chanchai Amornvipas
	16:20-17:05	Discussion		
	17:05-17:30	Refreshment Break		
		Networking Dinner, hosted by Electricity and Gas Market Surveillance Commission		
	17:30-18:00	Registration		
		Introduction	M.C.	
	18:00-18:15	Greeting by the Organizer	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta
		Toast by the Guest	Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators	Dr. Yoshitsugu Kanemoto
	18:15-19:50	Dinner Buffet		
	19:50-19:55	Closing	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Ryuichi Inagaki
	19:55-20:00	Announcement	M.C.	

Day 2 November 29				
	Time	Schedule/Title	Organization	Presenter
AM	9:00-10:00	Registration Coffee/Tea served		
	Theme 2 : Competitive and investable energy market			
	Session Chair. Dr. Brent Layton, Electricity Authority			
	10:00-10:05	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	10:05-	Competitive and investable energy market	Electricity Authority (New Zealand)	Ms. Lana Stockman
	10:20-	A Presentation on "Competitive and Investable Energy Market: Policy & Regulatory Framework of Power Markets in India"	Central Electricity Regulatory Commission (India)	Dr. S.K.Chatterjee
	10:35-	Promoting Competition and Investment in Energy Market	Electricity and Gas Market Surveillance Commission (Japan)	Mr. Ryuichi Inagaki
	10:50-	Competitive and Investable Energy market	Independent Consumer and Competition Commission (Papua New Guinea)	Mr. Paulus Ain
	11:05-	Electricity Market Challenges in Korea for Energy Transition	Electricity Regulatory Commission (Republic of Korea)	Dr. Young Tak Cho
	11:20-12:05	Discussion		
PM	12:05-13:05	Lunch		
	13:05-13:35	2020 APER Forum Preparation Meeting	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta
	13:35-14:05	Refreshment Break		
	Theme 3: Issues for market surveillance and regulation			
	Session Chair. Ms. Paula Conboy, Australian Energy Regulator			
	14:05-14:10	Introduction	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Mr. Takaya Kishi
	14:10-	Competition in the Eastern Australian wholesale electricity market	Australian Energy Regulator (Australia)	Ms. Paula Conboy
	14:25-	Electricity Market Regulation in China	National Energy Administration (China)	Ms. Tao CHEN
	14:40-	Developments in the Authority's market monitoring	Electricity Authority (New Zealand)	Mr. Rory Blundell
	14:55-	Energy Market Surveillance and Regulation in Singapore	Energy Market Authority of Singapore (Singapore)	Ms. Koh Hui Shan
	15:10-	Market Surveillance and Regulation	Federal Energy Regulatory Commission (USA)	Mr. James Danly
	15:25-16:10	Discussion		
	16:10-16:25	Day2 Closing Remarks/ Announcement	Electricity and Gas Market Surveillance Commission	Dr. Tatsuo Hatta Mr. Takaya Kishi
Day 3 November 30				
	Time	Schedule		
AM	Field Trip: Fujisawa Sustainable Smart Town, Azbil Corporation, Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators			
	8:15	Meet at the Conrad Tokyo Hotel		
	8:30-10:00	Bus Ride to Fujisawa Sustainable Smart Town		
	10:00-12:30	Fujisawa Sustainable Smart Town Lunch at Fujisawa Sustainable Smart Town		
PM	12:30-12:50	Bus Ride to Azbil Corporation		
	12:50-14:25	Azbil Corporation		
	14:25-15:55	Bus Ride to Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators		
	15:55-17:05	Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators		
	17:05-17:25	Bus Ride to the Conrad Tokyo Hotel		

委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

**すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を**

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く
これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、正確な情報

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観（バリュー）

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データを積極発信

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、情報収集・発信し、更なる高みを目指す

1. 委員会の審議経過

第169回	平成30年9月3日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について 指定旧供給区域等の変更の許可について	書面開催
第170回	平成30年9月3日	電力・ガス取引監視等委員会 委員長よりご挨拶 その他	公開
第171回	平成30年9月6日	JEPXの業務規程変更認可に係る意見聴取への回答について	公開
		あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について	
		専門会合の構成員の変更について	
		小売電気事業及び小売供給の登録について	非公開
		ガス小売事業の登録について	
		供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 特別高圧需要及び高圧需要に対する検針日の取扱いについて	
第172回	平成30年9月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可について 平成30年8月30日からの大雨による災害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可について	書面開催
第173回	平成30年9月10日	平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可について	書面開催
第174回	平成30年9月19日	託送供給等約款以外の供給条件の認可について 一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域等の変更の許可等について	
第175回	平成30年9月25日	託送供給等約款以外の供給条件の認可について	書面開催
第176回	平成30年9月20日	電気の経過措置料金に関する専門会合の設置について 「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について	公開
第177回	平成30年9月27日	原価算定期間終了後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について	公開
		一般送配電業者、ガス導管事業者の収支状況の事後評価について	
		小売電気事業者及び小売供給の登録について	非公開
		電気の小売取引の監視について	
		電気及びガスの小売取引の監視について	
第178回	平成30年10月5日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について 指定旧供給区域等の変更の許可等について	書面開催
第179回	平成30年10月12日	小売電気事業の登録について	非公開
		ガス小売事業の登録について	
		熱供給事業の変更登録について	
第180回	平成30年10月19日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について 指定旧供給区域等の変更の許可について	書面開催
第181回	平成30年10月29日	「適正なガス取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメントについて	公開
		「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかるパブリックコメントについて	
		「卸電力市場の流動性向上の観点からの 旧一般電気事業者（小売部門）の予備力確保の在り方」の改定について	非公開
		小売電気事業の登録について	
		東北電力における工事費負担金の誤精算について	
第182回	平成30年11月9日	託送供給約款制定不要の承認について	非公開
		小売電気事業の登録について	
		ガスの特別な事後監視について（平成30年度第1四半期）	
		平成30年度ガス事業監査における発見事項の報告について	
第183回	平成30年11月20日	ガスの小売事業の変更登録について	書面開催
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
		指定旧供給区域等の変更の許可について	
第184回	平成30年11月22日	託送供給等約款以外の供給条件の許可について	公開
		小売電気事業の登録について	非公開
		電気及びガスの小売取引の監視について	
		北陸電力のエリアインバランス実績量の誤算定について	
第185回	平成30年12月6日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について 指定旧供給区域等の変更の許可等について	書面開催
第186回	平成30年12月6日	「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について	公開
		「適正なガス取引についての指針」の改定の建議について	
		Asia Pacific Energy Regulatory (APER) Forum Meeting 2018 について	非公開
		小売電気事業の登録について	
		平成30年度ガス事業監査における報告事項について	
第187回	平成30年12月18日	北陸電力におけるエリアインバランス実績量の誤算定について	書面開催
		ガスの小売事業の変更登録について	
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
第188回	平成30年12月20日	指定旧供給区域等の変更の許可について	公開
		原価算定期間終了期間後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について	
		料金審査専門会合の資料の事前掲載における誤記載について	
第189回	平成31年1月9日	小売電気事業の登録について	非公開
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
第190回	平成31年1月15日	指定旧供給区域等の変更の許可等について	書面開催
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
第191回	平成31年1月18日	ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた省令等の改正の建議について	公開
		電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(平成29年9月～平成30年8月)について	
		各経済産業局長に委任された事務の実績に係る定期報告について	非公開
		小売電気事業の登録について	
第192回	平成31年1月25日	熱供給事業の変更登録について	書面開催
		ガスの小売事業の変更登録について	
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
第193回	平成31年2月1日	指定旧供給区域等の変更の許可について	非公開
		小売電気事業及び小売供給の登録について	
		ガスの特別な事後監視について（平成30年度第2四半期）	
		送電事業の許可について	

第194回	平成31年2月8日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域等の変更の許可等について	
第195回	平成31年2月20日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域等の変更の許可について	
第196回	平成31年2月22日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
第197回	平成31年2月25日	小売電気事業の登録について	非公開
		ガス小売事業の登録及び変更登録について	
		電気及びガスの小売取引の監視について	
		電気の小売取引の監視①について	
		電気の小売取引の監視②について	
第198回	平成31年3月8日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域の変更の許可について	
第199回	平成31年3月14日	電力広域的運営推進機関の2019 年度予算・事業計画の認可について	公開
		電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について	
		特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の供給条件の認可について	非公開
		小売電気事業の登録について 平成30年度電気及びガス事業監査における指摘・報告事項の中間報告	
第200回	平成31年3月27日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域の変更の許可について	
		ガスの小売事業の変更登録について	
第201回	平成31年3月28日	「適正な電力取引についての指針」の改定について	公開
		一般送配電事業者、ガス導管事業者の平成29年度収支状況等の事後評価について	
		「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」の改正案について	
		小売電気事業の登録について	非公開
		ガスの特別な事後監視について（平成30年度第3四半期）	
		平成31年度の卸電力取引所事業計画・収支予算について	
第202回	平成31年4月10日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域等の変更の許可等について	
第203回	平成31年4月10日	日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について	公開
		託送供給約款の変更の認可について	
		小売電気事業の登録について	非公開
		電気の小売取引の監視について	
第204回	平成31年4月19日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域の変更の許可について	
		ガスの小売事業の変更登録について	
第205回	平成31年4月24日	経過措置に関する経済産業大臣の意見照会に対する回答について	公開
第206回	令和元年5月10日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域等の変更の許可等について	
		ガスの小売事業の変更登録について	
第207回	令和元年5月13日	経過措置に関する経済産業大臣の意見照会に対する回答について	非公開
第208回	令和元年5月23日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域の変更の許可について	
		ガスの小売事業の変更登録について	
第209回	令和元年5月24日	卸電力取引所の業務規程変更認可申請について	公開
		平成30年度監査結果について	
		小売電気事業の登録について	非公開
		今後の小売登録審査について	
		一般送配電事業者のエリアインバランス実績量の誤算定について	
第210回	令和元年5月30日	小売電気事業を営もうとする者の登録について	書面開催
第211回	令和元年6月12日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域の変更の許可について	
		ガスの小売事業の変更登録について	
第212回	令和元年6月13日	一般送配電事業者の兼業認可について	公開
		電力広域的運営推進機関の業務規程・送配電等業務指針の変更について	
		電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認について	非公開
		小売電気事業の登録について	
		ガス小売事業の登録について	
第213回	令和元年6月21日	一般送配電事業者のエリアインバランス実績量の誤算定について	書面開催
		ガスの小売事業の変更登録について	
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
第214回	令和元年6月27日	指定旧供給区域の指定について	書面開催
第215回	令和元年6月28日	一般送配電事業者およびガス導管事業者の収支状況等の事後評価の在り方について	公開
		「適正な電力取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメント募集について	
		日本卸電力取引所の市場監視業務等の在り方について	
		小売電気事業の登録について	非公開
		電気の小売取引の監視について	
		ガスの小売取引の監視について	
		ガスの特別な事後監視について	
第216回	令和元年7月5日	一般送配電事業者のエリアインバランス実績量の誤算定について	書面開催
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
		指定旧供給区域の変更の許可について	
第217回	令和元年7月11日	ガスの小売事業の変更登録について	書面開催
第218回	令和元年7月22日	電気及びガスの小売事業の運営状況について（報告徴収）	書面開催
		一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	
		指定旧供給区域の変更の許可について	
		ガスの小売事業の変更登録について	

第219回	令和元年7月25日	小売電気事業の登録について	非公開
		一般送配電事業者のエリアインバランス実績量の誤算定について	
		経済産業局長に委任された事務の実績に係る定期報告	
第220回	令和元年8月6日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域等の変更の許可等について	
第221回	令和元年8月7日	電気の卸供給の在り方について	公開
		小売電気事業の登録について	非公開
		ガス小売事業の登録及び変更登録について	
		電気及びガスの小売取引の監視について	
		一般送配電事業者のエリアインバランス実績量の誤算定について	
第222回	令和元年8月22日	一般ガス導管事業の供給区域の変更の許可について	書面開催
		指定旧供給区域の変更の許可について	
		ガスの小売事業の変更登録について	
第223回	令和元年8月30日	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可等について	書面開催

2. 料金審査専門会合の審議経過

第33回	平成30年10月25日	原価算定期間終了後の小売電気料金・小売ガス料金の事後評価について 一般送配電事業者・ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について
第34回	平成30年12月12日	原価算定期間終了後の小売電気料金・小売ガス料金の事後評価について 一般送配電事業者・ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について
第35回	平成31年1月15日	一般送配電事業者の収支状況等の事後評価について ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について
第36回	平成31年2月18日	一般送配電事業者の収支状況等の事後評価について ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について
第37回	平成31年3月15日	一般送配電事業者の収支状況等の事後評価について ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について

3. 制度設計専門会合の審議経過

第33回	平成30年9月20日	LNG 基地第三者利用制度の利用促進について
		電気の市場活性化・適正取引の在り方について
		NW 事業の適正な在り方について
第34回	平成30年10月23日	LNG 基地第三者利用制度の促進について
		電気の需要家がスイッチングを行う際の「取戻し営業」について
		卸市場の活性化について
第35回	平成30年12月17日	調整力 の公募調達 及び運用（ 電源Ⅱの事前予約 ）について
		ガスの卸市場活性化について
		電気の卸市場活性化について
第36回	平成31年2月15日	インバランス料金制度について
		電気の卸市場の活性化について
		ガスの卸取引の活性化について
		ガスのスイッチング業務等の標準化について
第37回	平成31年4月25日	LNG市場の実態と需給調整（株式会社JERA）
		2021年度以降のインバランス料金制度について
		調整力の公募調達結果等について
第38回	令和元年5月31日	ガスの市場活性化・適正取引の在り方について
		2021年度以降のインバランス料金制度について
		今年度実施する調整力の公募調達について
		電気の適正取引の在り方について
第39回	令和元年6月25日	2021年度以降のインバランス料金制度について
		電源Ⅰ' の広域的調達について
		電気の適正取引の在り方について
		公営電気事業の契約見直しに関する実態調査について
第40回	令和元年7月31日	ガスの卸取引に関する競争の促進について
		2021年度以降のインバランス料金制度について
		約款上の送電ロスの取扱いについて
		FIT卒業電源への新電力のアクセスについて
		「小売市場重点モニタリング」について

4. 火力電源入札専門会合の審議経過

第5回	平成31年3月18日	火力電源入札制度の在り方について
-----	------------	------------------

5. 電気の経過措置料金に関する専門会合の審議経過

第1回	平成30年9月26日	本専門会合における検討事項について
		競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理について
		消費者団体からのヒアリング
		本専門会合における検討の進め方（案）について
第2回	平成30年10月22日	海外の状況について
		消費者からのヒアリング
		新電力からのヒアリング
第3回	平成30年11月19日	指定等基準その他に関する今後の検討事項
		指定等基準に関する検討①（競争の持続的確保）
第4回	平成30年12月27日	指定等基準に関する検討②
		事後監視について
第5回	平成31年1月25日	消費者の選択基盤の強化（事業者ヒアリング）
		指定等基準に関する検討
		事後監視について
第6回	平成31年2月22日	消費者の選択基盤について
		指定等基準に関する検討
		低圧部門における競争の現状及び見通しについて（一部非公開）
第7回	平成31年3月15日	指定等基準に関する検討
		低圧部門における競争の現状及び見通し
第8回	平成31年4月3日	指定等基準に関する検討
		低圧部門における競争の現状及び見通
		骨子（案）について
第9回	平成31年4月23日	とりまとめ（案）について

(参考資料 3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など (平成 30 年 9 月～令和元年 8 月)

1. 本省分

< 勧告・建議 >

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月	
	件 数	内 訳
大臣勧告 【第 66 条の 13 第 1 項】	0	-
事業者勧告 【第 66 条の 12 第 1 項】	2	・ 東京電力エナジーパートナー株式会社に対する契約締結後交付書面の不交付等に関する業務改善勧告 ・ 関西電力株式会社に対する契約締結後交付書面の不交付等に関する業務改善勧告
建議 【第 66 条の 14 第 1 項】	4	・ ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令等の改正に関する建議 ・ 「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議 ・ 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議 ・ 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議

< 経済産業大臣からの意見聴取への回答 >

(1) 電気

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月
小売電気事業登録 【第 2 条の 2】	112
小売供給登録 【第 27 条の 15】	5
特定供給の認可 【第 27 条の 31 第 1 項】	1
旧認可供給条件の承認 【2 弾法附則第 19 条】	0
卸電力取引所の指定 【第 97 条】	0

卸電力取引所業務規程変更認可 【第 99 条第 1 項】	3
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第 99 条の 6】	1

特定小売供給約款の変更 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 1 9 条第 4 項】	0
特定小売供給等約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項によりなお その効力を有する旧法第 6 6 条の 1 0 第 1 項第 3 号】	3
送電事業の認可 【第 27 条の 4】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 21 条第 2 項ただし書】	2
電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	2
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	2
電力広域的運営推進機関の平成 30 年度予算及び 事業計画に係る審査について 【第 28 条の 48】	1
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】	3
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】	1
特例承認（小売） 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	3
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	1
託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	16

原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 2 3 条第 1 項】	1
一般送配電事業者の兼業認可 【改正電気事業法第 22 条の 2 第 1 項ただし書】	1
一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項ただし書】	1

(2) ガス

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月
ガス小売事業登録 【第 3 条】	6
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	41
指定旧供給区域等の指定 【3 弾法附則第 22 条第 4 項によりなおその効力を有する旧 法第 20 条但し書】	0
ガス供給区域調整等の勧告に対する意見聴取 【第 58 条】	0
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	32
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	27
託送供給約款制定不要の承認 【第 22 条第一項】	1
託送供給約款の認可 (託送供給約款の変更認可を含む (括弧内にて表示)) 【第 58 条】	1
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 49 条第 3 項及び第 50 条第 1 項】	4

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第 49 条第 3 項、第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	7
---	---

(3) 熱

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月
熱供給事業登録 【第 3 条】	0
熱事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	2
旧認可供給条件の承認 【第 2 弾附則第 53 条】	0

2. 地方経済産業局分 (※ 2)

(1) 電気

	平成 31 年 1 月 ～令和元年 6 月	平成 30 年 7 月 ～平成 30 年 12 月
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	13	13

(2) ガス

	平成 31 年 1 月 ～令和元年 6 月	平成 30 年 7 月 ～平成 30 年 12 月
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	4	4
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	17	17
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【附則第 30 条第 1 項】	11	15
指定旧供給区域等の変更の許可 【3 弾法附則第 23 条第 1 項】	2	2

指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【3 弾法附則第 24 条第 1 項】	1	0
指定旧供給地点の指定解除 【附則第 28 条第 2 項】	9	11
指定旧供給地点の変更の許可 【附則第 29 条第 1 項】	55	44
託送供給約款の制定不要承認 【法第 48 条第 1 項ただし書】	13	0
託送供給約款の設定の認可 【法第 48 条第 1 項】	1	0
託送供給約款の変更認可 【法第 48 条第 2 項】	6	0
託送供給約款の特例認可 【法第 48 条第 3 項ただし書】	0	2
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【法第 76 条第 1 項ただし書】	3	0

旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】	0	1
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】	1	3
特別供給条件の認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 6 の 3 ただし書】	0	1
指定旧供給地点小売供給の廃止の許可 【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する 第 13 条第 1 項】	1	3
一般ガス導管事業の許可 【法第 35 条第 1 項】	1	0

一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【法第 40 条第 1 項】	54	51
一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【法第 42 条第 1 項】	0	1
一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【法第 42 条第 2 項】	0	1
原価算定期間又は原資参入期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価	9	2

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 電気事業法に基づく電気の特設供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許認可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が平成 31 年 1 月及び令和元年 7 月に事務局から報告を受けた内容(平成 30 年 7 月～令和元年 6 月までの実績)を記載している。

【注記】

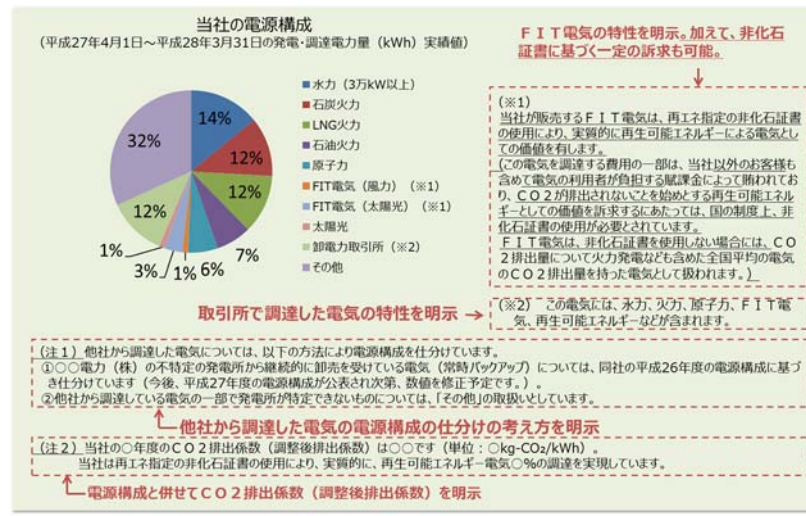
本省分・経済産業局分ともに複数件の申請に対し 1 件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。

(参考資料4)「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表 (平成30年9月建議分)

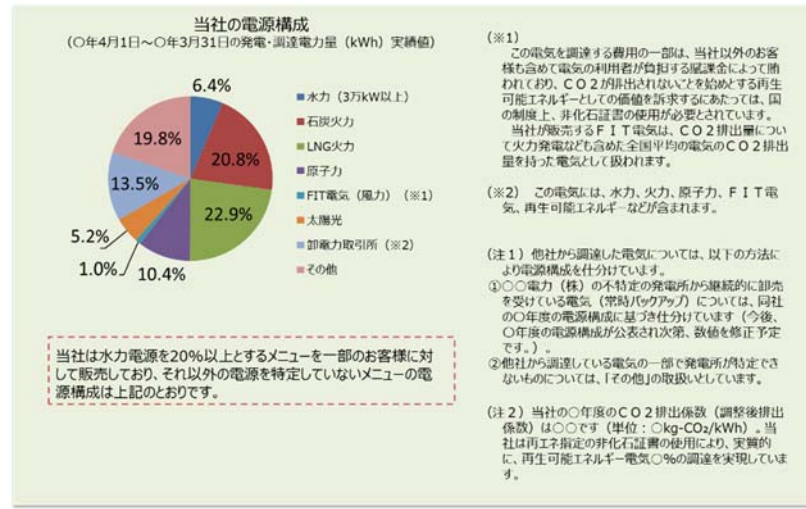
改 定 後	現 行
序 電力の小売営業に関する指針の必要性等 (1) 本指針の必要性及び構成 平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3段階からなる電気事業改革の全体像が示された。その後、第1弾、第2弾、第3弾の実施に必要な措置を定めた改正電気事業法が、それぞれ、第185回臨時国会、第186回通常国会、第189回通常国会において成立した。また、平成26年4月に政府は第4次エネルギー基本計画を策定し、平成27年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され「パリ協定」が採択されている。 (略) (2)・(3) (略) 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)・(2) (略) (3) 電源構成等の適切な開示の方法 ア 電源構成等の開示に関する考え方 小売電気事業者が電源構成等(電源構成のほか、発電所の立地地域等を含む。以下同じ。)の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、電源構成など他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、電源構成等の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、平成30年7月に策定された「エネルギー基本計画」においては、	序 電力の小売営業に関する指針の必要性等 (1) 本指針の必要性及び構成 平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3段階からなる電気事業改革の全体像が示された。その後、第1弾、第2弾、第3弾の実施に必要な措置を定めた改正電気事業法が、それぞれ、第185回臨時国会、第186回通常国会、第189回通常国会において成立した。また、平成26年4月に政府は「エネルギー基本計画」を策定し、平成27年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され「パリ協定」が採択されている。 (略) (2)・(3) (略) 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)・(2) (略) (3) 電源構成等の適切な開示の方法 ア 電源構成等の開示に関する考え方 小売電気事業者が電源構成等の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、電源構成など他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、電源構成等の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、平成26年4月に策定された「エネルギー基本計画」においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エ

改 定 後	現 行
需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには一定の意義があると考えられる。 (略) イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例 i) 電源構成の開示 (略) また、その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数⁷）を併せて記載することが望ましい。 （注7）経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの<u>基礎排出係数</u>及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成30年5月28日）に基づいて算出される調整後排出係数をいう。 ii) 算定や開示を行う場合の具体例 後述の1（3）イ iii）及び1（3）ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。 <u>いずれの場合においても、注釈については、電源構成の表示と近接した箇所に記載し、かつ見やすい文字の大きさにすることが望ましい。</u>	エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには一定の意義があると考えられる。 (略) イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例 i) 電源構成の開示 (略) また、その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数⁷）を併せて記載することが望ましい。 （注7）経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの<u>実排出係数</u>及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成27年4月1日）に基づいて算出される調整後排出係数をいう。 ii) 算定や開示を行う場合の具体例 後述の1（3）イ iii）及び1（3）ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。

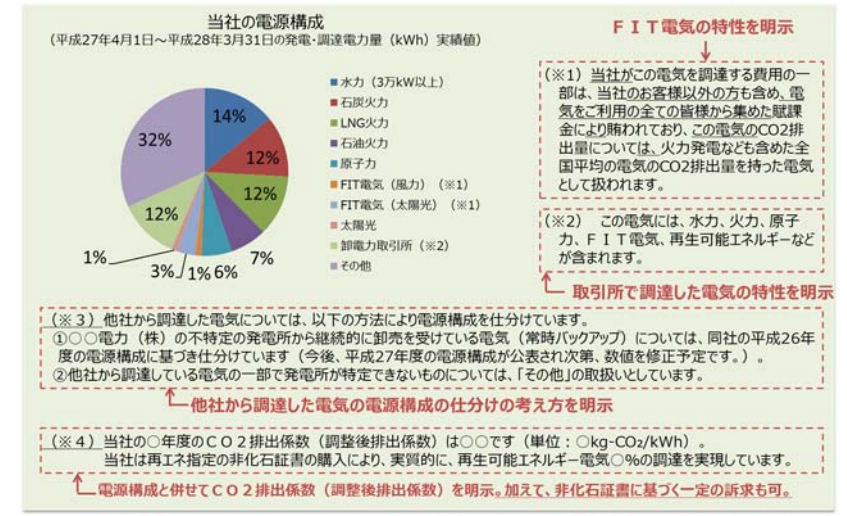
① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合



② 電源特定メニューを提供する場合(電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除して表示する場合)



(新設)



(新設)

改 定 後	現 行
③ 電源特定メニューを提供する場合（電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除せずに表示する場合） 当社の電源構成 (〇年4月1日～〇年3月31日の発電・調達電力量 (kWh) 実績値)  ■ 水力 (3kW以上) ■ 石炭火力 ■ LNG火力 ■ 原子力 ■ FIT電気 (風力) (※1) ■ 太陽光 ■ 卸電力取引所 (※2) ■ その他 当社は水力電源を20%以上とするメニューを一部のお客様に対して販売しており、上記の割合は全販売電力量 (〇kWh)のうち、このメニューによる販売電力量 (〇kWh) を含んだ数値です。(〇年度 (〇年4月1日～〇年3月31日) の実績値。) ↑ 販売する電源特定メニューに応じ、電源特定メニューの需要家に販売される電力量を明示 (※1) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、CO₂が排出されないことを始めとする再生可能エネルギーとしての価値を訴求するにあたっては、国の制度上、非化石証書の使用が必要とされています。当社が販売するFIT電気は、CO₂排出量について火力発電なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われます。 (※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。 (注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。 ① 〇〇電力 (株) の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気 (常時バックアップ) については、同社の〇年度の電源構成に基づき仕分けています (今後、〇年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。) ② 他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱としています。 (注2) 当社の〇年度のCO₂排出係数 (調整後排出係数) は〇〇です (単位: 〇kg-CO₂/kWh)。当社は再生エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。 後述の1 (3) ウ i) ⑨のとおり、電源特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないことは問題となる。	(新設) iii) 望ましい開示や算定の方法 ① 開示対象の情報の算定の期間 小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。）は、前年度実績値（前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値）又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。

改 定 後	現 行
<u>なお、「小売供給の特性とする場合」とは、ある特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。典型的には、電源特定メニュー（「水力電源１００％」等、特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニューのほか、特定の電源種のみでない場合であっても、「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」や「水力と太陽光の合計を一定割合以上とする電源構成で供給するメニュー」等、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であること等を供給条件とするメニューがこれに含まれる。）がこれに該当する。小売電気事業者が電源構成等を小売供給の特性とする場合には、後述の１（３）ウ ii）①のとおり、過去の電源構成等の実績値などをもって電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</u> （略） ② （略） ③ <u>間接オークションを踏まえた算定方法</u> <u>小売電気事業者が、地域間連系線（以下「連系線」という。）を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所で電気を取引する場合、当該電気は原則として「卸電力取引所」に区分されることとなる。しかしながら、後述の１（３）ウ i）④（※）のとおり、一定の要件を満たすときは、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することは問題とならない。</u> <u>ただし、当該要件を満たし、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示することが望ましい。</u> ④ <u>電源特定メニューを提供する場合の電源構成の算定方法（当該電源特定メニュー分の控除）</u>	<u>なお、小売電気事業者が電源構成等を小売供給の特性とする場合には、後述の１（３）ウ ii）①のとおり、過去の電源構成等の実績値などをもって電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</u> （略） ② （略） （新設） （新設）

改 定 後	現 行
<u>小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成を開示するときは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、以下の算定例に従い⁸、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成から電源特定メニューによる販売電力量を控除して算出した電源構成等を記載することが望ましい。</u> <u>控除に当たっては、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合には、電源特定メニューの販売電力量も前年度実績値を用い、各電源から調達した電力量を当年度計画値に基づき算定する場合には、電源特定メニューの販売電力量も当年度計画値を用いることが望ましい。ただし、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合であっても、電源特定メニューの前年度実績値が存在しない場合には、当該電源特定メニューの前年度実績値が存在しない旨を付記した上で、当該電源特定メニューの当年度計画値を用いて控除を行うことも許容される。</u> <u><算定例></u> <u>前年度調達実績（全体） 合計 1 0 0 0 0 k W h</u> <u>水力：1 0 0 0 k W h、石炭火力：2 0 0 0 k W h、L N G火力：2 0 0 0 k W h、原子力：1 0 0 0 k W h、F I T電気（風力）：1 0 0 k W h、太陽光：5 0 0 k W h、卸電力取引所：1 3 0 0 k W h、その他：1 9 0 0 k W h</u> <u>水力電源 2 0 %以上メニュー：前年度販売実績 2 0 0 0 k W h</u> <u>(うち水力 2 5 %)</u> <u>① 電源特定メニューでの販売電力量を特定する（2 0 0 0 k W h）</u> <u>② ①の販売電力量を、当該電源特定メニューの供給割合に応じて各電源に割り当てる（水力：2 5 %＝5 0 0 k W h、残りの1 5 0 0 k W hを石炭火力：L N G火力：原子力：F I T電気（風力）：太陽光：卸電力取引所：その他＝2 0：2 2：1 0：1：5：1 3：1 9の割合で割り当てる。）</u> <u>③ 調達した電力量の全体から②で算定した電源特定メニューでの各電源の販売電力量を電源ごとに控除し、各電源について、調達した</u>	

改 定 後	現 行
<u>電力量の合計（１００００ｋＷｈ）から①の販売電力量（２０００ｋＷｈ）を控除したもの（８０００ｋＷｈ）で除す（水力の場合、$\frac{（１００００ｋＷｈ－５０００ｋＷｈ）}{（１００００ｋＷｈ－２０００ｋＷｈ）}=6.25\%$）</u> <u>（注８）ただし、小売電気事業者の実情に応じて、他の合理的な算出の方法により、電源特定メニューで販売する各電源の電力量を特定することは妨げられない。この場合においても、後述の１（３）ウ i）⑦のとおり、電力量の「二重計上」を行うことは、問題となる点に留意が必要である。</u> （以下、注釈番号が変更される。） ウ 問題となる行為 （略） 小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も存在する。こうした差異があることを踏まえ、以下、i）一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii）電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii）F I T 電気^②を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの、iv）<u>非化石証書を使用</u>した場合においてのみ問題となるもの、v）<u>「〇〇地域産電力」や「地産地消」</u>等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。 （削る）	ウ 問題となる行為 （略） 小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も現れるものと考えられる。こうした差異があることを踏まえ、以下、i）一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii）電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii）F I T 電気^②を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの、iv）<u>非化石証書を購入</u>した場合においてのみ問題となるもの、v）<u>「地産地消」</u>等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。 <u>なお、電源構成等や地産地消を「小売供給の特性とする場合」とは、当該特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。電源構成等に関していえば、典型的には、電源別メニュー（再生可能エネルギー等特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニュー）を設けて小売供給する場合はこれに該当するが、特定の電源種のみでない場合であっても、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であることを供給条件として小売供給する場合もこれに含まれる。</u>

改 定 後	現 行
i) 一般的に問題となるもの (略) ①・② (略) ③ <u>電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1（3）イ ii）の具体例「注1」のような説明）を示さずに、情報の開示を行うこと。</u> 電源構成の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成と比較する際の基本的な情報であるため、<u>電源構成を開示するのであれば、合理的な根拠に基づき算定し、かつ、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。</u> また、<u>他者から調達した電気（連系線を利用して電気を調達する場合を含む。以下同じ。）</u>については、過去の実績値等一定の仮定を置いて電源構成を仕分けていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す<u>必要がある。</u> <u>電源構成等を小売供給の特性としない場合であっても、調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず、特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる。また、「水力電源を含む」と表示するなど、特定の電源の電気が含まれることを開示する場合には、その根拠として、当該電源により発電された電気（日本卸電力取引所から調達した電気として表示しなければならない電気に含まれ得るものを除く。）を調達する計画が必要となる。「再生可能エネルギー〇%以上を目指す」等の目標値の表示も、調達計画と著しく異なるにもかかわらず供給する電気の電源構成が当該目標値のとおりであると需要家を誤認させる場合には、問題となる。</u> <u>また、小売電気事業者が、供給地域の電線路と電氣的に接続されてい</u>	i) 一般的に問題となるもの (略) ①・② (略) ③ <u>電源構成等の情報について、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1（3）イ ii）の具体例「※3」のような説明）を示さずに情報の開示を行うこと。</u> 電源構成の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成と比較する際の基本的な情報であるため、<u>電源構成を開示するのであれば、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。</u> また、<u>他者から調達した電気</u>については、過去の実績値等一定の仮定を置いて電源構成を仕分けていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す<u>必要がある。</u>

改 定 後	現 行
<u>ない地域で発電された電気を供給する旨の表示を行うことは、根拠を欠くものであり、問題となる。</u> ④ 以下の（ア）から（ケ）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。 （ア）～（キ） （略） （ク） <u>日本卸電力取引所から調達した電気（※）</u> （ケ） （略） なお、上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、原子力、水力、再生可能エネルギー（<u>非化石証書の裏付けのないF I T電気を除く。</u>）等を二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「C O 2ゼロエミッション電源」）であるとしてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。 <u>（※）間接オークションを用いた調達の場合</u> <u>小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために、日本卸電力取引所を介して電気を取引する場合、当該電気は日本卸電力取引所から調達した電気に該当する。しかし、小売電気事業者が連系線を利用して他の事業者から調達する電気につき、（ア）売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し¹⁴、かつ、（イ）日本卸電力取引所において同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるとき¹⁵は、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分しても問題とならない。また、ある事業者が売入札した電気を連系線を介して自ら買い戻すために日本卸電力取引所に入札するときは、同一の30</u>	④ 以下の（ア）から（ケ）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。 （ア）～（キ） （略） （ク） <u>日本卸電力取引所から調達した電気</u> （ケ） （略） <u>（※）</u>上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、原子力、水力、再生可能エネルギー（<u>F I T電気を除く。</u>）等を二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「C O 2ゼロエミッション電源」）であるとしてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。 （新設）

改 定 後	現 行
<u>分の時間帯における自社電力の買戻しに相当する電力量について、売入札側の電源構成等の割合で区分して電源構成等を算定しても問題とならない。</u> <u>これらの要件を満たさないにもかかわらず、日本卸電力取引所を介して調達した電気を区分するに当たり、売入札側の電源構成等を用いて算定することは、問題となる¹⁶。</u> <u>(注14) 資源エネルギー庁「既存契約見直し指針」(2017年8月)参照。</u> <u>(注15) より明瞭な管理を行うため、連系線を利用した電気の調達について、売入札側及び買入札側の事業者が、任意で、日本卸電力取引所において契約ごとに別IDで取引を行い、同一の30分の時間帯に売入札側及び買入札側の事業者が入札し約定した電力量が確認できるようにすることは妨げられない。なお、二酸化炭素排出係数の算定においては、連系線を利用したエリアを跨ぐ取引を行う場合において、売入札側と買入札側が電源を特定した契約に基づいた取引を行っており、両者が日本卸電力取引所において通常の取引とは別のユーザーIDを取得し当該契約に基づく取引の約定量が確認されるときは、買入札側の事業者は、当該取引により調達した電気の排出係数を当該契約に基づき特定した電源(又は電源構成)の排出係数とすることができるものとされている。経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(平成30年5月28日)参照。</u> <u>(注16) 現状の電源特定メニューの販売状況を踏まえると、これらの要件を満たす限り、市場分断が発生した場合や連系線が事故等で不通になった場合においても、売入札側の電源構成等が維持されているものとして算定することは妨げられない。</u> ⑤ 過去の実績情報等を含む<u>電源構成</u>に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。	(新設) (新設) (新設) ⑤ 過去の実績情報等を含む<u>電源構成等</u>に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。

改 定 後	現 行
(略) したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けることができるものについては、<u>電源構成</u>の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けることができないものについては、<u>「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分すべきものを除き（後述の 1（3）ウ i）⑥を参照）、</u>「その他」に区分したとしても問題とはならない。 ⑥ <u>「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分される電気</u>について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法¹²以外の方法で算定すること。 <u>日本卸電力取引所から調達した電気（前述の 1（3）ウ i）④（※）に基づき、連系線を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所を介して電気を取引し、当該契約に基づき特定された売入札側の電源構成等で調達したものとみなして区分する場合を除く。）</u>については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか（水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること）を明示する必要がある。 （注 1 7）経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成 3 0 年 5 月 2 8 日）参照。 ⑦ 小売電気事業者が発電・調達した<u>特定の電源種の電力量及び特定の地域の発電所で発電した電力量</u>について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの<u>販売電力量に算入</u>す	(略) したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けることができるものについては、<u>電源構成等</u>の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けることができないものについては、<u>後述の 1（3）ウ i）⑥を除き、</u>「その他」に区分したとしても問題とはならない。 ⑥ <u>日本卸電力取引所から調達した電気</u>について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の<u>実排出係数</u>を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法¹³以外の方法で算定すること。 日本卸電力取引所から調達した<u>電気</u>については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか（水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること）を明示する必要がある。 （注 1 3）経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの<u>実排出係数</u>及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成 2 7 年 4 月 1 日）参照。 ⑦ 小売電気事業者が発電・調達した<u>特定の電源種の電力量</u>について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの<u>電源構成に算入</u>する、又は<u>電源別メニュー</u>などで特定の需要家

改 定 後	現 行
る、又は<u>電源特定メニュー</u>などで特定の需要家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの<u>販売電力量に算入</u>するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。	向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの<u>電源構成に算入</u>するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。
⑧ (略)	⑧ (略)
⑨ <u>電源特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。</u> <u>小売電気事業者が需要家に対して電源特定メニューにより電気の販売を行う場合、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューでの販売電力量を控除せずに算定した電源構成を開示する場合には、下記のように、電源特定メニューによる販売電力量を含んだ電源構成割合であることに関する適切な注釈を付す必要がある。このような注釈を付さないことは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を招きかねず、問題となる。</u> <u>例（水力電源を２０％とする電源特定メニューを販売している場合）</u> <u>当社は水力電源を２０％とするメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量（○ｋＷｈ）のうち、このメニューによる販売電力量（○ｋＷｈ）を含んだ数値です。</u> <u>（○年度（○年４月１日～○年３月３１日）の実績値）</u>	(新設)
ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの (略) ① 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の電源の割合の計画を示すことなく、過去の<u>電源構成等</u>の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。	ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの (略) ① 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の電源の割合の計画を示すことなく、過去の<u>電源構成</u>の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。

改 定 後	現 行
小売電気事業者が供給する電気に係る<u>電源構成等</u>は、時々刻々と変化していくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における<u>電源構成等</u>を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して<u>電源構成等</u>の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。 この際、計画の対象となる<u>電源構成等</u>の算定期間は、電気を供給する年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）を単位とすることを基本とする。ただし、年度の途中で、<u>電源構成等</u>を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合にあっては、当該算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（３月３１日）までとする。 ② 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、<u>電源構成等</u>の実績値について事後的な説明を行わないこと。 （略） iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの （略） 再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している<u>電気事業者</u>が、再エネ特措法第２８条第１項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、<u>非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている¹⁹</u>。この点を踏まえると、小売電気事業者がF I T電気を販売する際には、<u>当該電気の販売に応じて、その</u>	小売電気事業者が供給する電気に係る<u>電源構成</u>は、時々刻々と変化していくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における<u>電源構成</u>を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して<u>電源構成</u>の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。 この際、計画の対象となる<u>電源構成</u>の算定期間は、電気を供給する年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）を単位とすることを基本とする。ただし、年度の途中で、<u>電源構成</u>を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合にあっては、当該算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（３月３１日）までとする。 ② 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、<u>電源構成</u>の実績値について事後的な説明を行わないこと。 （略） iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの （略） 再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している<u>小売電気事業者</u>が、再エネ特措法第２８条第１項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、<u>費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている¹⁹</u>。この点を踏まえると、小売電気事業者がF I T電気を販売する際には、<u>当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しな</u>

改 定 後	現 行
電気に係る調整後二酸化炭素排出量に相当する二酸化炭素削減相当量を基礎づける量の非化石証書を使用（非化石証書を償却（費用化）することを用いる。以下同じ。）する場合を除き、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（施行規則第3条の12第2項）。 <u>小売電気事業者が販売するF I T電気の量に相当する量の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用しない場合、二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法による説明といえるためには、需要家にとっての分かりやすさの観点から、（ア）「F I T電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体又は電源を特定しないメニューに占める割合を説明すること、及び（ウ）F I T制度の説明をすること（※）、という3要件を満たす必要がある。</u> （※） F I T電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われているものであり、費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われるなど、非化石電源としての価値は有さないことに関する適切な注釈を付す必要がある。 <u>ただし、当該小売電気事業者が、販売するF I T電気の量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用する場合においては、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の注釈を付記することも認められる。</u> （略） （注19） 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書（平成23年2月18日）<u>17頁及び総合資</u>	い方法により説明をする必要がある（施行規則第3条の12第2項）。 二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法による説明といえるためには、需要家にとっての分かりやすさの観点から、（ア）「F I T電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体に占める割合を説明すること、及び（ウ）F I T制度の説明をすること（※）、という3要件を満たす必要がある。 （※） F I T電気については、賦課金を通じた国民全体の負担により賄われているものであり、費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として<u>扱われること</u>に関する適切な注釈を付す<u>必要がある。</u> （略） （注15） 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書（平成23年2月18日）<u>17頁参照。</u>

改 定 後	現 行
<u>源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「非化石価値取引市場について」（２０１７年１２月）参照。</u> iv) <u>非化石証書を使用</u>した場合においてのみ問題となるもの (略) <u>非化石価値取引市場</u>について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（前述の序（３）参照）等から、<u>非化石証書を使用</u>したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を使用</u>したことを理由として「再生可能エネルギー電気を１００％発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。 ただし、再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を電気の販売に応じて使用</u>した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書の使用</u>により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●％の調達を実現している」などと訴求することや、<u>非化石証書を電気の販売に応じて使用</u>した小売電気事業者が「<u>非化石証書の使用</u>により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「ＣＯ２ゼロエミッション電源」）●●％の調達を実現している」などと訴求することは、当該事業者が<u>同証書の使用</u>により<u>環境価値の訴求が可能となる</u>ことから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。 v) 「<u>〇〇地域産電力</u>」や「<u>地産地消</u>」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの 小売電気事業者が「<u>〇〇地域産電力</u>」又は「<u>地産地消</u>」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第２条の１３及び第２条の	iv) <u>非化石証書を購入</u>した場合においてのみ問題となるもの (略) <u>平成２９年度開始の非化石価値取引市場</u>について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（前述の序（３）参照）等から、<u>非化石証書を購入</u>したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を購入</u>したことを理由として「再生可能エネルギー電気を１００％発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。 ただし、再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を購入</u>した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書の購入</u>により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●％の調達を実現している」などと訴求することや、<u>非化石証書を購入</u>した小売電気事業者が「<u>非化石証書の購入</u>により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「ＣＯ２ゼロエミッション電源」）●●％の調達を実現している」などと訴求することは、当該事業者が<u>同証書の購入</u>により<u>環境価値の移転を受けている</u>ことから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。 v) 「<u>地産地消</u>」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの 小売電気事業者が「<u>地産地消</u>」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第２条の１３及び第２条の１４並びに施行規則第３

改 定 後	現 行
14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項)、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。 「<u>地産地消</u>」とは、一般に、<u>発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であると訴求することは望ましいものではない。</u> <u>「〇〇地域産電力」とは、「主として特定の地域の発電所で発電した電気」をいい、「地域」の考え方については原則として、上記「地産」と同様である²¹。</u> 一方、「地産地消」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、<u>また、「地産」の概念については、燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「地産地消」又は「地産」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。</u> そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、<u>小売電気事業者が、発電所の立地地域を根拠として「〇〇地域産電力」又は「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地地域」（「〇〇地域産電力」と訴求する場合）又は「発電所の立地場所及び電気の供給地域」（「地産地消」と訴求する場合）を説明することが最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第23号）。小売電気事業者等が、「〇〇地域産電力」又は「地産地消」などと需要家に訴求しておきながら、「<u>発電所の立地地域</u>」又は「<u>発電所の立地場所及び電気の供給地域</u>」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</u> なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で「<u>〇〇地域産電力</u>」又は「<u>地産地消</u>」であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求す	条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項)、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。 「<u>地産地消</u>」とは、<u>発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であると訴求することは望ましいものではない。</u> 一方、「地産地消」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、<u>燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「地産地消」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。</u> そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、<u>小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「<u>発電所の立地場所及び電気の供給地域</u>」を説明することが最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第23号）。小売電気事業者等が、「<u>地産地消</u>」などと需要家に訴求しておきながら、「<u>発電所の立地場所及び電気の供給地域</u>」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</u> なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で<u>地産地消</u>であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気をを用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。

改 定 後	現 行
るのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気を用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。 <u>（注 2 1） ただし、連系線を利用して特定地域に立地する発電所で発電した電気を調達するため日本卸電力取引所を介して取引を行う場合、当該「地域産」であることを表示するための要件については、前述の 1（3）ウ i）④（※）のとおりである。</u> 2～5 （略） 6 本指針の適用 <u>平成 3 0 年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、1（3）イ ii）②及び③、1（3）イ iii）④並びに 1（3）ウ i）⑨は、平成 3 1 年度以後の開示（平成 3 1 年 3 月 3 1 日以後に終了する年度（1 年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。）に係る実績値又は平成 3 1 年 4 月 1 日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。）に適用し、平成 3 0 年度以前の開示（平成 3 1 年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。）については、1（3）イ ii）中「① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u> <u>なお、平成 3 0 年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成 3 1 年 4 月 1 日以後は、平成 3 1 年度以後の開示とみなして適用する。</u> 【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 1 供給条件の説明	（新設） 2～5 （略） （新設） 【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 1 供給条件の説明

改 定 後	現 行
(1)・(2) (略) (3) 説明すべき事項 ア 原則 (略) ・電源構成等を供給する電気の特性とする場合には、その内容及び根拠（第23号） (※) 前述の本編1（3）ウii）<u>、iv）及びv）</u>参照 (略)	(1)・(2) (略) (3) 説明すべき事項 ア 原則 (略) ・電源構成等を供給する電気の特性とする場合には、その内容及び根拠（第23号） (※) 前述の本編1（3）ウii）<u>及びiv）</u>参照 (略)

(参考資料5)「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表 (平成30年12月建議分)

改 定 後	現 行
1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) (略) (2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付 ア (略) イ 望ましい行為等 i) (略) ii) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明 後述の5 (1) アiv) 及び5 (2) のとおり、小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合や小売電気事業者から解除した場合などにおいて、需要家は無契約状態となり供給が停止されるおそれがあるが、そのことを事前及び事後に需要家が知る機会を確保することが重要である。 (略) (3) (略) 2～4 (略) 5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為 小売供給契約の解除手続については、需要家本人が知らない間に小売供給契約が解除され電気の供給が止まるおそれがあることから、需要家側から解除の申出があった場合には、小売電気事業者は、本人の意思に基づく申出か否かの確認を適切に行うことが重	1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) (略) (2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付 ア (略) イ 望ましい行為等 i) (略) ii) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明 後述の5 (1) iii) 及び5 (2) のとおり、小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合や小売電気事業者から解除した場合などにおいて、需要家は無契約状態となり供給が停止されるおそれがあるが、そのことを事前及び事後に需要家が知る機会を確保することが重要である。 (略) (3) (略) 2～4 (略) 5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為 小売供給契約の解除手続については、需要家本人が知らない間に小売供給契約が解除され電気の供給が止まるおそれがあることから、需要家側から解除の申出があった場合には、小売電気事業者は、本人の意思に基づく申出か否かの確認を適切に行うこと

改 定 後	現 行
要である。一方で、解除の申出を受けた小売電気事業者が解除に円滑に応じること、スイッチングを円滑に行う観点から重要である。 また、料金未払や小売電気事業者の倒産などにより、小売電気事業者から小売供給契約を解除しようとする場合については、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。 上記を踏まえ、小売供給契約の解除手続を適正化するため、例えば以下の行為は<u>問題となる行為及び望ましい行為</u>と位置づけられる。 (略) (1) <u>需要家からの小売供給契約の解除時の手続における問題となる行為及び望ましい行為</u> ア <u>問題となる行為</u> i)・ii) (略) iii) <u>スイッチング期間において取戻し営業行為を行うこと</u> <u>需要家が切替え後の小売電気事業者にスイッチングを申し込んでから、スイッチングが完了し、切替え後の小売電気事業者による小売供給が開始されるまでの間(以下「スイッチング期間」という。)に、切替え前の小売電気事業者が、当該需要家が切替え後の小売電気事業者へのスイッチングを申し込んだ旨の情報(以下「スイッチング情報」という。)を知りながら、当該需要家が既に申し込んだスイッチングを撤回させることを目的とする行為(ただし、需要家の要請を受けて行う場合を除く。以下「取戻し営業行為」という。)を行うことは、これによりスイッチングを阻害し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u> <u>なお、取戻し営業行為には、例えば、需要家のスイッチングの申込を知った後に行う、新たな契約内容の提案、金銭その他の経済上の利益の提示及び取引関係又は資本関係を理由とする要請などが含まれ、切替え前の小売電気事業者が需要家に対して旧小売供給契約の解除に伴って発生する違約金の情報(金額、それに至る算定及びその根拠条項)を説明することは問題とならないが、違約</u>	が重要である。一方で、解除の申出を受けた小売電気事業者が解除に円滑に応じること、スイッチングを円滑に行う観点から重要である。 また、料金未払や小売電気事業者の倒産などにより、小売電気事業者から小売供給契約を解除しようとする場合については、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。 上記を踏まえ、小売供給契約の解除手続を適正化するため、例えば以下の行為は<u>問題となる行為</u>と位置づけられる。 (略) (1) <u>需要家からの小売供給契約の解除時の手続</u> (新設) i)・ii) (略) (新設)

改 定 後	現 行
<u>金の説明を名目に需要家へ接触する場合であっても、違約金の説明を正当な理由なく繰り返す行為などは、取戻し営業行為として問題となる。</u> iv) 需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること (略) <u>イ 望ましい行為</u> <u>小売電気事業者においては、取戻し営業行為を防止するため、スイッチング情報についての社内の情報管理体制の構築、営業活動に関わる役職員に対する社内教育、取戻し営業行為に関し問題となる行為等についての周知徹底など、取戻し営業行為の防止に関する適切な社内管理体制を構築することが望ましい。</u> (2)・(3) (略)	iii) 需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること (略) (新設) (2)・(3) (略)
6 本指針の適用 <u>平成30年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、1(3)イii)②及び③、1(3)イiii)④並びに1(3)ウi)⑨は、平成31年度以後の開示(平成31年3月31日以後に終了する年度(1年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。)に係る実績値又は平成31年4月1日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。)に適用し、平成30年度以前の開示(平成31年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。)については、1(3)イii)中「① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u> なお、平成30年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成31年4月1日以後は、平成31年度以後の開示とみなして適用する。	6 本指針の適用 <u>平成30年9月28日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、1(3)イii)②及び③、1(3)イiii)④並びに1(3)ウi)⑨は、平成31年度以後の開示(平成31年3月31日以後に終了する年度(1年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。)に係る実績値又は平成31年4月1日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。)に適用し、平成30年度以前の開示(平成31年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。)については、1(3)イii)中「① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u> なお、平成30年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成31年4月1日以後は、平成31年度以後の開示とみなして適用する。

(参考資料 6)

電気の経過措置料金に関する専門会合 とりまとめ

平成 31 年 4 月 23 日

本とりまとめの位置づけ

- 平成28年4月の小売全面自由化に際しては、競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、平成32年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとされた。法律上¹、本経過措置は、平成32年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定する供給区域においてのみ、経過措置料金が存続することとされている。なお、同法において、平成31年4月以降、大臣指定を行うことが法律上可能となることとされている（仮に、当該供給区域の指定が行われな場合は平成32年3月末をもって経過措置料金規制が撤廃されることとなる）。
- 平成30年9月13日付けで経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に対して、以下の事項について意見照会があったことを踏まえ、「電気の経過措置料金に関する専門会合」（以下「本専門会合」という。）が同委員会の下に設置され、専門的観点から、調査・審議を行ってきた。²

（経済産業大臣から意見照会を受けた検討事項）

- ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準
- ・ 当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価（必要に応じて、競争を促進するための方策の提案を含む。）
- ・ 実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

- 本専門会合においては、地域の消費者団体等にもオブザーバーとしての参加をいただきつつ、2018年9月以降9回にわたる検討を行った。この結果を踏まえ、経済産業大臣の意見照会に対する回答は第1部（意見照会への回答案）のとお

¹ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年改正法）第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年改正法）附則第16条。

² なお、報告書の作成、特に、指定等基準の検討や本件報告書の取りまとめに当たっては、2017年秋から開催された「競争的な電力・ガス市場研究会」（電力ガス取引監視等委員会事務局長の私的懇談会）の中間論点整理（2018年8月）をも参考として議論を行った。

りとすることが適当である。また、この回答に関するより具体的な考え方や留意事項については、第2部（意見照会への回答に関する留意事項等）のとおりである。なお、第1部及び第2部を総称して本専門会合のとりまとめとする。

委員名簿

(敬称略、五十音順)

(座長)

泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授

(委員)

圓尾 雅則 S M B C日興証券株式会社 マネージングディレクター

(専門委員)

大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

草薙 真一 兵庫県立大学 国際商経学部 教授

河野 康子 特定非営利活動法人消費者スマイル基金 理事

竹内 純子 特定非営利活動法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科 教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

丸山 絵美子 慶應義塾大学 法学部 教授

(オブザーバー)³

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

大川 博巳 関西電力株式会社 執行役員 営業本部 副本部長

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

斉藤 靖 イーレックス株式会社 取締役 営業部長

佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事

下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力産業・市場室長

長 高英 北陸電力株式会社 営業本部 営業本部室長

塚田 益徳 公正取引委員会 調整課長

狭間 一郎 大阪ガス株式会社 理事 人事部長(前リビング事業部
計画部長)

鍋島 学 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 電力供給室長

³ このほか、第7回会合においては、東京消費者団体連絡センター事務局長の小浦道子様、全大阪消費者団体連絡会事務局長の飯田秀雄様、東京電力エナジーパートナーの大亀薫様が、オブザーバーとして参加。

目次

第1部 経済産業大臣への意見回答案	5
(1) 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準について	5
(2) 当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価について	6
(3) 実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項	8
第2部 経済産業大臣の意見照会への回答に関する留意事項等	10
1. 小売電気事業の低圧部門における競争の状況	10
(1) 消費者等の状況	10
(2) 競争圧力の状況	10
(3) 現在の競争環境についての関係者の意見	11
2. 指定等基準について	12
(1) 基本的な考え方	12
(2) 諸外国の動向	14
(3) 指定等基準について	14
(4) 三段階料金について	27
3. 各供給区域ごとの競争評価	28
(1) 重点審査を実施した供給区域	28
(2) その他のエリア	30
(3) 再審査の在り方	31
4. 事後監視	32
(1) 事後監視の必要性	32
(2) 地位濫用行為	33
(3) 監視の枠組み	34
5. 今後の課題	35
(1) 更なる競争促進の必要性	35
(2) 消費者等の選択基盤強化	36
(3) 新規参入者との競争基盤の整備	37
(参考) 電気の経過措置に関する専門会合 開催概要	38

別添1 経済モデルによるシミュレーションについて

別添2 諸外国における料金規制解除時の考慮要素の比較

第 1 部 経済産業大臣への意見回答案

(1) 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準について

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）第 12 条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）附則第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準については、下記の通りとすることが適当である。

第 1 改正法附則第 16 条第 1 項の経済産業大臣の指定

改正法附則第 16 条第 1 項の経済産業大臣の指定については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことにより、改正法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第 6 条第 2 項第 3 号の供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、(1) に掲げる事項に関する判断に当たっては、小売電気事業者の切替え（以下「スイッチング」という。）等に関する電気の使用者の認識度を調査したアンケートの結果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、(2) に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、(3) に掲げる事項に関する判断に当たっては、(2) に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

- (1) 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。
- (2) 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。

- (3) 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

第2 改正法附則第16条第2項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されたことにより、旧電気事業法第6条第2項第3号の供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められなくなった場合とする。

なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、(1)に掲げる事項に関する判断に当たっては、スイッチング等に関する電気の利用者の認識度を調査したアンケートの結果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、(2)に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、(3)に掲げる事項に関する判断に当たっては、(2)に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

- (1) 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の利用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。
- (2) 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。
- (3) 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

(2) 当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価について

(東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「東京電力」という。))の旧電気事業法第6条第2項第3号の供給区域(以下「供給区域」という。)及び関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)の供給区域)

- 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売料金の値上げその他電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際の当該供給区域における電気の利用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性（以下「消費者等の電気の利用者の状況」という。）については、消費者の自由化に関する認知度は両供給区域とも高い水準となっており、スイッチングに関する意識は向上していることから一定の充足が認められる。一層の促進に向けて検討の余地はあるものの、総じて、競争者の状況によっては、競争が機能する環境へと進みつつある。
- 小売電気事業者間の競争関係によって当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売料金の値上げその他当該供給区域の電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性（以下「競争圧力」という。）に関しては、当該供給区域における競争はそれぞれ相当程度進展しているものの、現状では、まだ十分とまでは認められない。すなわち、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した小売電気事業者が一者存在すると認められるものの、現時点でそれが複数存在するなど競争圧力が十分に存在するとまでは認められず、みなし小売電気事業者が値上げ等を行うことが十分に抑制される蓋然性が高いと認められる程度に競争が進展しているとまでは認められない。なお、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の供給能力の追加的な確保の見込み（以下「競争者が利用可能な供給余力」という。）については、電力広域的運営推進機関による最新の供給計画とりまとめも踏まえ、現時点では、基本的には問題はないと考えられる。
- 小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性（以下「競争の持続性」という。）については、現時点での競争圧力は不十分であり、また、みなし小売電気事業者と小売市場への新規参入者（以下「新電力」という。なお、新電力には、当該供給区域以外の供給区域に係るみなし小売電気事業者を含み、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者の子会社その他関連会社を除く。）の間での電気の調達に係る公平性についての懸念も存在することから、現時点で競争が持続的に機能する環境とは認められない。
- 以上を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、平成32年4月の時点においては、東京電力及び関西電力の供給区域については改正法附則第16条第1項の規定により指定することが適当と考えられる。

（上記以外の各供給区域）

- 消費者等の電気の使用者の状況については、一定程度競争的な環境に進みつつあるが、各供給区域によって、自由化の認知度その他の事項について相当な濃淡があり、各供給区域におけるスイッチングの状況（累積値、フロー値）は、東京電力及び関西電力の供給区域と比較すれば、相対的に少ないことから、現状ではまだ十分とは認められない。
- 競争圧力については、現状では、東京電力及び関西電力以外の供給区域においては、供給区域における市場シェアが５％程度以上の小売電気事業者は存在せず、市場シェア５％程度に満たない小売電気事業者についても有力・独立と考えられる競争者は見当たらず、十分な競争圧力が存在するとは認められない。なお、競争者が利用可能な供給余力については、各供給区域とも、電力広域的運営推進機関による最新の供給計画とりまとめを踏まえると、現時点では、基本的には問題はないと考えられる。
- 競争の持続性については、現時点での競争圧力は不十分であり、また、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気の調達に係る公平性についての懸念も存在することから、現時点で、競争が持続的に機能する環境とは認められない。
- 以上を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、平成３２年４月の時点においては、東京電力及び関西電力以外の供給区域については改正法附則第１６条第１項の規定により指定することが適当と考えられる。

（３）実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

（実効的な事後監視の仕組み）

- 経過措置料金の撤廃後であっても、指定旧供給区域のみなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の撤退その他の事情によって市場環境が一時的に変化し、地域や電気の使用者層によっては、競争圧力が多少なりとも減少する可能性が否定しきれないこと、電気は使用者にとって必需品であるといった事情を踏まえると、みなし小売電気事業者がその有力な地位を濫用した不当な値上げ等の行為（以下「地位濫用行為」という。）を行うことは、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達を図る

観点から問題となる行為として業務改善勧告等の対象とすることが適当である。

- また、電気の使用者に不測の損害が生じることを防止する観点から、経過措置料金の撤廃後においても、当面３年間程度、地位濫用行為の有無について特に積極的に監視する必要がある。このため、電力・ガス取引監視等委員会が当該指定旧供給区域のみなし小売電気事業者を対象として、報告徴収等を利用して、収益の状況や料金メニューの状況等に関する情報収集及び監視を定期的に行う必要がある。

（その他必要と考えられる事項）

- 小売市場における新規参入を促し、競争を活性化させるためには、卸市場の活性化が不可欠である。新規参入者の電源調達環境を改善していくため、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策がより一層、具体的に検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。
- また、小売市場における競争を活性化する観点から、電気の使用者がスイッチング先を円滑に選択できるための環境整備が有益である。こうした観点から、例えば、価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要がある。

第2部 経済産業大臣の意見照会への回答に関する留意事項等

1. 小売電気事業の低圧部門における競争の状況

- 電気事業法等の一部を改正する法律⁴(平成26年法律第72号)附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準(以下、「指定等基準」という。)や当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価等を検討していくにあたって、まず、前提となる小売電気事業の低圧部門を中心に我が国における競争の状況について整理する。

(1) 消費者等⁵の状況

- 9割以上の消費者が電力自由化を認知するなど認知度は全体として上昇しており、地域ごとに濃淡が認められるものの、スイッチングは、広義、狭義⁶とも着実に進んでいる。ただし、消費者が電力自由化自体を認知しているとしても、その具体的内容やスイッチング手続の方法について誤解が生じないよう、情報提供等の重要性には引き続き留意する必要がある。
- また、「経過措置料金制度」自体についての消費者からの認知度は高くない中、その解除に当たって不測の損害が消費者に生じないように注意する必要がある。

(2) 競争圧力の状況

- エリア(みなし小売電気事業者の供給区域を示す。以下同じ。)毎に相当の濃淡があるが、累積スイッチング率(狭義)は東京電力管内がトップで2018年11月時点で14%、次いで、関西電力管内が13%となっている。また、毎月のフロースイッチング率については、全体として、緩やかな上昇傾向にある。

⁴ 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年改正法)第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年改正法)。

⁵ 消費者等とは一般家庭向けのみならず、商店、事務所や低圧電力利用者など、経過措置料金の対象となる需要家全体を指す。以下同じ。

⁶ 「スイッチング率」の用語法について、旧一般電気事業者から新電力への契約切り替え(エクスターナル・スイッチング)と旧一電内部でのメニューの切り替え(インターナル・スイッチング)の2種類が考えられるが、消費者等の状況を判断するに当たっては、エクスターナル・スイッチングに加え、インターナル・スイッチングを考慮することが適切であり、一方で、競争圧力を考察するに当たっては、エクスターナル・スイッチングのみを考慮することが適当であると考えられる。これを踏まえ、本資料においては、「広義スイッチング」はエクスターナル+インターナル、「狭義スイッチング」はエクスターナルのみとしてスイッチング率を示している。

- 低圧部門における供給先切り替えについて、都市ガス事業者など他事業による一定の顧客基盤を有していたり、あるいは、これに加えて、自ら電源を保有することによって電源調達を安定的な価格で行いうる（市場価格のスパイクを回避することができる）事業者へのスイッチングが大きな割合を占めている。
- 競争が進展する過程では、完全従量料金や節電割引など新たな電気料金メニューが生まれており、また、都市ガスとのセット提供や暮らしに関するワンストップサービス（エアコン・水回りの修理など）の提供など、関連サービスとの組み合わせも生まれている。今後、需要家のニーズを踏まえたさらなるメニューの充実が期待される。

（３）現在の競争環境についての関係者の意見⁷

- 本専門会合での審議にあたっては新電力ほか、地方における消費者団体等からも直接の意見聴取を行い、また、事務局においても、主要な地域において意見交換会を開催した。総じて、競争の進展については評価する意見があるものの下記の指摘があった。
 - 消費者側からは、競争状態や競争基盤が不十分なまま解除しないよう慎重な判断を求める意見や、情報提供の充実を求める意見が多かった。また、経過措置料金制度についての周知が必要との意見も見られた。
 - 新電力側からは、電源調達における旧一般電気事業者との公平性（イコール・フットイング）が実現されておらず、現時点では、対等な競争環境は実現していないとの強い意見があった。また、一度競争が進展した場合であっても、対等な競争環境が実現していなければ、廉売等によって新規参入者の事業が困難となり、大手電力の寡占状態に陥る可能性についての懸念も示された。このため、対等な競争環境の実現なしには解除しないよう、同様に慎重な判断を求める意見が多かった。
 - 既存事業者側からは、「現場の肌感覚」としては、本業での顧客基盤を有する有力な事業者が存在しており、すでに競争圧力を強く感じている、といった意見が出された。

⁷ 一部の委員から、旧一般電気事業者は余剰電源について、限界費用ベースで市場投入しており、現行の約定方式（シングルのプライスオークション）の下でも、ピーク電源を中心とした火力電源の一部は十分に固定費を回収することが困難となっている可能性があるなか将来的に必要な供給力確保が容量市場によって解決されるか否かに注意する必要がある旨の指摘があった。

2. 指定等基準について

(1) 基本的な考え方

- 一般論として、市場支配力の行使によって容易に値上げが行われない状況なのであれば、電気についても、他の財と同様に、その料金水準について、行政の許可ではなく、市場の規律に委ねることが、経済実態を適切に反映した合理的な電気料金を迅速に実現する観点から適切である⁸。行政当局は、事業者自身に比べれば情報量に乏しく、行政による当該事業者の監督には一定の限界がある一方で、事業者は、競争に直面する状況であれば、消費者等が望む価格やサービスを自発的に提供するインセンティブを有することに留意する必要がある。
- 電気の経過措置料金規制に関しては、その料金水準が総括原価に基づく行政の認可等が必要とされているため、結果として、市場における事実上の上限価格として機能することとなっており、市場支配力の有無にかかわらず、自由料金において不当な値上げを行うことは抑制されている。このような機能を有する経過措置料金規制について、その存続地域の指定や当該指定の解除に関する判断基準(以下「指定等基準」という。)を検討するに当たっては、市場の規律が十分に機能し市場支配力等の不当な行使によって不当な値上げが行われるおそれが認められないか否かが重要な判断の観点となる。⁹
- 具体的には、まず、消費者等が費用面、内容面でよりよいサービスを提供する事業者を選択する行動を実際に行う可能性がどの程度見込まれるか、換言すれば、競争が機能する状況となっているか否か(消費者等の状況)が重要となる¹⁰。なお、満足度等は客観的、定量的な把握が困難な側面もある一方で、これらの結果は、

⁸ 欧州委員会が2016年11月に示した「ウィンターパッケージ」においても、同様に、市場による規律の重要性が強調され、小売電気料金の料金規制は(上限規制を含めて)望ましくないものとされている。また、一部の対象者に電気料金を政策的に減免することは、実質的に、特定の者に対してそれ以外の者が補助金を供与することを強制するものであり、資源配分を歪めるものとして、望ましくないものとして評価されている。

⁹ なお、一部の委員より、経過措置が解除されたとしても、市場監視が行われること等を踏まえれば、解除することで不当な値上げを正すことができなくなるわけではないとの指摘があった。また、現行の電気事業法は、みなし小売電気事業者についてのみ全ての需要家に対する供給義務を課しているが、経過措置料金規制の解除が行われない結果として、このような非対称性が長期間継続することは望ましくないのではないかと指摘があった。

¹⁰ 競争が実際に機能するか、また、その程度は、競争者が消費者にとって魅力的なメニューを提供しているか、競争者同士が価格面を含め協調的な行動をとっていないかといった要素に影響されることとなる。

相互に関連しつつ、広義スイッチング率に現れるという関係も存在する側面もあると考えられることも踏まえて、経済シミュレーション等も適切に利用して判断の客観化を図りつつ、適切に判断する必要がある。

- その上で、解除時点において、エリアにおける競争者からみなし小売電気事業者に対する競争圧力が十分に存在し、みなし小売電気事業者に対して、安易な値上げを十分に牽制することとなるかどうか（十分な競争圧力の存在）、さらに、そのような十分な競争圧力が持続的か否かを判断する必要がある（競争の持続的確保）。仮に、競争圧力が小さい場合、エリアのみなし小売電気事業者は、料金引上げによって顧客が競争者に離脱することを予想する必要性が小さいため、料金引上げを回避しようとするインセンティブが当該みなし小売電気事業者に生まれにくい。一方で、競争圧力が大きい場合は（かつ、消費者など需要家の側での競争が機能する素地が整っていれば）、安易な料金の引上げは需要家の競争者への離脱につながりうるため、値上げを回避しようとするインセンティブが当該みなし小売電気事業者に市場メカニズムの中で生まれることとなる。

なお、このような競争圧力は、必ずしも、全ての競争者から生じるものではなく、具体的な競争環境において、ある程度の事業基盤を有し、その結果として、継続してある程度のシェアを有するとともに、低圧部門の顧客拡大の能力及び誘因を有する事業者（エリアのみなし小売電気事業者からの需要離脱を引き起こす誘因・能力がある事業者）から生じるものであることにも留意する必要がある。

- 以上、消費者等の状況、十分な競争圧力の存在、競争の持続的確保の3点について、いずれも鍵となる要素であることを踏まえ、総合的に考慮し、判断していく必要がある。その際、例えば、消費者等の価格感応度が高ければ、そうではない場合に比べて、競争圧力は相対的に低い状況でも競争が機能する可能性が高いなど、消費者等の状況と競争圧力は相互に影響し合う関係にあることに留意する必要がある。また、一般的には、足元の競争圧力が十分でなければ、その持続性を議論する意味は乏しくなる一方で、電源アクセス等の競争環境が整った状況では、競争圧力の評価を積極的にする余地もありうる。また、競争の持続性が十分に担保されていない競争環境においては、競争者の顧客拡大の能力や誘因が低下し、「有力な競争者」の範囲についてより慎重に判断することがありうることに留意する必要がある。
- このような判断は、できるだけ客観的に判断される必要がある。このため、諸外国の企業結合審査等でも用いられる経済モデルが参考になる。本専門会合では別添1の経済モデルについて議論を行い、その設計方式には合理性があると判

断した¹¹。本専門会合でシミュレーションを行った経済モデルについては、経過措置料金規制の解除による小売料金の潜在的な価格上昇リスクを総合的かつ定量的に評価できることから、経過措置料金指定等の検討や競争評価レビューにおける参考資料として可能な限り活用していくことが適当である¹²。

（２）諸外国の動向

- 指定等基準の検討にあたっては、諸外国が小売料金規制を解除するにあたって、どのようなことを考慮要素としたかについても整理した（別添２）。詳細については、国ごとに、相当程度の相違が見られるものの、共通して、消費者の動向や競争者の状況を重視していると考えられ、これは、本専門会合における以下の整理とも整合的である。

（３）指定等基準について

- 本専門会合の議論を踏まえ、電事法上の処分基準としての指定等基準についての考え方は以下のとおりである。なお、指定・指定解除にあたっては、各考慮要素を総合的に考慮し、判断することとしており、各考慮要素の適否を個別に行うわけではないことに留意する必要がある¹³。

① 第一要素：消費者等の状況

- 競争者からの競争圧力（第二要素）が有効に機能し、旧一般電気事業者が安易に値上げを行うことが困難になるためには、消費者等が自らに最適な価格・サービスを提供する小売事業者を選択できる状況か否かを確認する必要がある。
- 消費者等がこうした状況にあるかに関して、具体的には、例えば、次のような考

¹¹ モデルの構築にあたっては、様々な仮定を設定しモデルの単純化を行っているため、本分析結果がみなし小売電気事業者の実際の行動を予測するものではないことに注意する必要がある。また、データの蓄積によってモデルの信頼性を高めていくなど、今後にも必要に応じてモデルの改善を行っていくことも考えられる。

¹² 本シミュレーションは、産業組織論における標準的なモデルに基づくものではあるが、データの採録期間や、モデルを単純化するため様々な仮定を設定して分析を行っているなど、モデル設定上の限界はあることに留意する必要がある

¹³ この点、裁量的で恣意的な判断を排するため個別の判断基準を設けることが適当であるとの意見があった。裁量的、恣意的な判断を回避する必要性は認められるものの、現実には、消費者の認知度やスイッチングによる満足・不満点などを客観的に把握することは相当程度困難であること、判断要素間での相互関係もありうる（13頁参照）ことから、個別のチェックリスト的な判断基準を設けることは困難であると考えられる。イギリスなど諸外国においても、総合的な判断基準とする例が多い。

慮要素(以下)が想定される。なお、消費者の関心、満足度といった指標は、客観的、定量的な把握が困難な側面がある一方で、これらが相互に関連しつつ、結果として、スイッチング率という数字として現れるという関係も存在する側面もあると考えられることも踏まえると、下記の考慮要素を(個別に判断するのではなく)総合的に判断することが適切である。

- 現在の消費者のスイッチングへの関心
- 現在の消費者のスイッチングへの満足度
- スwitching率(事業者内・事業者間)の状況¹⁴
- スwitchingによる支払額の変化等に関する予測可能性
- その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無

② 第二要素：十分な競争圧力の存在

- 競争圧力の十分性について確認するにあたっては、2つの異なる観点からの考察が必要である。すなわち、第一に、エリアのみなし小売電気事業者が小売料金の値上げをしようとする場合¹⁵を想定し、競争者の存在がそのような行為を十分に牽制することが見込まれるか、すなわち、十分な競争圧力が存在するか、という市場構造の観点がある。その上で、第二に、そのような市場構造に加え、市場構造から推認されるとおりの競争圧力が実際に機能している状況かを確認する必要がある。例えば、主要な競争者同士がそれぞれ安定した事業基盤を有しており、それぞれ独立して事業活動を行っているとしても、実際には、価格等に関して協調的行動をとる傾向にあり、競争が適切に機能しない、いわば「寡占的協調」が生じるおそれが存在することにも留意する必要がある。

2-1 低圧部門等の市場構造

- みなし小売電気事業者が安易に値上げを行うことが困難になるためには、前述のとおり、競争圧力が十分働くことによって、当該みなし小売電気事業者に対して、値上げが牽制されるような市場構造となっている必要がある。低圧部門の事業実態、相対的に大きいシェアを獲得している小売市場への新規参入者(以下「新電力」という。)の実態を勘案すれば、顧客基盤の保有が重要な要素となっており、さらに、(多くの新電力は自ら電源を保有しない中でも)電源を保有するか又は電源調達を安定した価格で行うことができる状況にあるか否かが競争に大きな影響を与えることが窺える。

¹⁴ 脚注6と同様。

¹⁵ 単独で行う場合もあれば、他の事業者と協調して行う場合も考えられる。

- また、一般的な競争法理を踏まえると、有効な競争圧力を生じる競争者として、みなし小売電気事業者とは独立した経営である必要がある。加えて、競争者が 1 者に限定される場合には、協調的行動が誘発される可能性が相当程度上昇する。
- 以上を踏まえ、具体的には、①有力で独立した複数の競争者が存在すること、②競争者が競争力のある電源を建設することが容易ではない状況を踏まえ、エリアで利用可能な十分な供給余力が存在すること、③旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）の地位（ブランド力等）によって競争圧力が減殺されないこと¹⁶の 3 点が判断要素となるものと考えられる。特に、①、②は競争の状況に大きな影響を与えるものであり、特に重要な考慮要素として位置づけることが適当である。以下その内容を詳説する。

2—1—1: 有力で独立した複数の競争者の存在

< 有力であること >

- 競争圧力の検討の際には、シェア¹⁷が有力な材料となるが、必ずしも、そのみで判断できるものではなく、具体的にどの程度のシェアで牽制力を有するといえるか否かについて一意に決定することは必ずしも容易ではない。この点、競争的な電力・ガス市場研究会の議論では、独禁法上の企業結合審査において、有力な競争事業者を論ずる際にはシェア 10%程度が一応の目安となっており参考になるのではないかと指摘もあった¹⁸。

¹⁶ 諸外国においては、既存事業者のシェアを規制撤廃時の判断事項としている例が一部みられる（アイルランドや米国テキサス）。一方、我が国においては、旧一般電気事業者が余剰電源の全量投入を自主的取組として行っていることなどを踏まえれば、論理的には、競争者は、新たに獲得した顧客に必要な電力量は旧一般電気事業者の電源から余剰電源として取得することが可能であり、自ら電源を建設する必要はない。この点で、合併審査等における供給余力の当事会社のシェアを重視する思考枠組みとは異なる側面があるため、競争者の個別のシェアの大小や旧一電のブランド力等の大小とは別途、旧一電のシェア自体が大きいことで、直ちに競争を減殺するとはいえないものと考えられる。

¹⁷ シェアについては、顧客の属性や季節影響に左右される販売金額ベースのシェアではなく、契約口数ベースのシェアが最も適切に事業能力を表現する可能性があると考えられる。また、指定は供給区域毎に行うこととされていることから、各供給区域におけるシェアを考慮する必要がある。一方で、例えば、使用量の多い法人用の顧客をメインターゲットとする競争者の影響が大きい区域では、契約口数ベースのシェアでは競争圧力を過小評価する可能性があるといった指摘がオブザーバーからなされたことも踏まえ、販売電力量ベースのシェアも参考として確認することとした。

¹⁸ 競争政策上のシェアの考え方は、必ずしも、地理的には「供給区域」が分母として適切なものになるとは限らないことに留意する必要がある。例えば、ガス事業者が、主として、ガス供給区域で電力小売事業を行っている場合における小売電気事業の事業能力の強弱を判断するに当たっては、当該ガス供給区域を分母として判断することが理論的にはよ

- 一方で、小売電気事業の場合、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組の継続を前提とすれば、顧客の拡大のために必要となる投資はかなり小さい(設備投資等を行わず顧客のスイッチングを短期的に受け入れる余力は大きい)と考えられることを踏まえる(脚注 16 参照)と、10%より小さいシェアであっても、エリアの全域で又は一部地域で牽制力を有する可能性はあることに留意する必要がある。
- 以上を踏まえて、「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが5%程度以上¹⁹であることを一つの目安とし、必要に応じて、5%程度に満たないシェアの競争者の状況も勘案²⁰しつつ、総合的に判断することが適切である²¹。
- 他方で、シェアが5%程度以上であることが有力事業者であることの十分条件であるわけではなく、あくまでみなし小売電気事業者に対する競争圧力が働くかという観点から総合的に考慮し、判断されるものであることに留意する必要がある。したがって、(後記の複数要件をも踏まえて)シェア5%程度以上の事業者が複数存在することで直ちに有力及び複数の要件が満たされたこととなるものではない。

＜独立していること＞

- みなし小売電気事業者との資本関係等によっては、形式的には 競争者であっても、みなし小売電気事業者との競争を通じて顧客獲得を行う誘因が限定される可能性があるため、エリアのみなし小売電気事業者の値上げ等について牽制力

り妥当となる可能性がある。ただし、この場合には、当該ガスの供給区域においては(顧客基盤等が存在し)有力であっても、ガスの供給区域外でも同様の事業能力を有するとは必ずしも断定できず、それは顧客基盤等の状況次第であることも考慮する必要がある。

¹⁹ 多様な業種の競争者それぞれについて適切な分母を設定する作業を行うことには実務的に困難が伴うことも踏まえ、分母を供給区域とするシェアで判断することを原則とする。ただし、シェア5%程度未満の上位競争者については、その顧客基盤や営業範囲の広がり、保有する電源の量及び競争力、エリア内での事業拡大の方針によっては、前記の5%程度以上の競争者と同等に有力な競争力を持つことは必ずしも否定されず、特に妥当と認められる場合には、有力要件を満たすものと判断される場合もあり得る。なお、電源確保の状況を判断するに当たっては、BGとして電力の調達を行う可能性を考慮する必要がある。

²⁰ 一部の委員・オブザーバーから、同一資本系列の事業者であるなどの合理的な理由がある場合は、複数の事業者をグルーピングして競争者と見做すことも考えられるのではないかと、との指摘があった。

²¹ 顧客接点の多寡や電源調達面での優位性など、競争者の実態に応じて有する牽制力にも違いが生じる可能性も考えられるため、必ずしも5%程度に限らず判断することも考えられる。また、有力な競争者に該当すると判断するにあたっては、協調の有無について確認する必要がある。

を有するか否かという観点からは、次の事業者はシェアに関わらず、有効な牽制力を有しないとするのが適当である。

ア) エリアのみなし小売電気事業者のグループ会社(当該のみなし小売電気事業者及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率 20%以上の関連会社)

イ) その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

- また、上記イ)に関し、エリアのみなし小売電気事業者の代理の方式で他事業者が需要家に対する営業を行っている場合が見られる。この点、民法上、代理人は本人の利益のために行動する立場であることからすると、当該他事業者をエリアのみなし小売電気事業者から独立した競争事業者と捉えることは、原則として、困難である²²。

＜複数存在すること＞

- 電力は品質の差別が困難な、いわゆる「コモディティ」であることを踏まえると、一般論としては、事業者間で価格協調行動が生じるリスクが他の財と比べて、相対的に高い。このため、原則として、エリア内のみなし小売電気事業者と有力競争者1者からなる市場構造では、競争の減殺が発生するおそれが否定されない。したがって、通常、有力競争者は2者以上存在することが必要である。また、エリアのみなし小売電気事業者と上位競争者との間での競争の状況において、協調行動が疑われる状況等においては、3者以上が必要となることもありうる。

2-1-2: 競争者が利用可能な十分な供給余力

- 有力で独立した競争者(以下「有力競争者」という。)がエリアに複数存在し、かつ、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組が引き続き行われている状況であるとしても、発電所の休廃止によって将来的に余剰電源が減少し当該有力競争者が利用可能な電源が十分でない場合には、エリアのみなし小売電気事業者は、値上げ等を行ったとしても全ての顧客はスイッチングできないと見込む可能性が理論的に存在する。この場合は、競争圧力が十分には機能しないこととなるため、当該有力競争者が利用可能な電源が規制解除後も十分に継続して存在し、かつ、中期的にもその状況が継続することが見込まれることが、競争圧力が機能するための必要条件となる。

²² このような代理方式が取られる場合、需要家との契約主体は当該他事業者ではなく本人であるのみなし小売電気事業者となり、当該需要家に対して実際に小売供給を行い、かつ電気事業法上の小売電気事業者としての義務を負うのものみなし小売電気事業者となる。

- 具体的には、各エリア毎に、①休廃止する発電所、新設される発電所の状況や連系線も適切に考慮した上で、経過措置料金規制の解除時以降も、年間最大需要を相当程度上回る供給力が確保される見込みであることを確認し、かつ、②当該エリアにおいて、解除後も、当該みなし小売電気事業者（又は、当該みなし小売電気事業者と同一法人ないし同一グループ内に属する発電事業者）が余剰電源の全て²³を経済合理的に卸電力市場に継続的に投入する見込みであることを確認することが適当である。
- 具体的な確認方法として、①については、電力広域的運営推進機関が策定する供給計画とりまとめ等を踏まえ、同機関が必要と判断した供給力²⁴が、容量市場の開設前後にかかわらず、各エリアにおいて確保される見込みとなっているか否かを広域機関の供給計画とりまとめや容量市場入札の結果を基礎として、確認することが適当である²⁵。
- また、②については、スポット市場における価格がスパイクする可能性を前提とすると、エリアのみなし小売電気事業者に対して、解除時点以降の需要離脱分については、スポット市場における全量供出のみならず、先渡市場や相対卸等の長期市場においても利用可能とするといった経済合理的な行動が見込まれるか否かを確認することが適当である。

2-1-3: 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響

- エリアにおいて旧一般電気事業者のブランド力、信用力等が競争者よりも著しく強いため、競争者がみなし小売電気事業者よりも安価であるなど魅力的なプランを需要家に提供した場合にも、スイッチングをしようとならない需要家が多数である場合には、競争圧力が適切に機能しない可能性が理論的に存在する²⁶。なお、一般論としては、このような可能性は、自由化から時間が経過し、自由化あるいは具体的な競争者に関する認知度が上昇することで、減少していくことが通常であると考えられる。

²³ 旧一般電気事業者（小売・発電部門）が確保している供給力（計画停止、計画外停止分を除く）から自社想定需要、小売予備力及び入札制約を除いたもの。

²⁴ 本専門会合のこれまでの議論においては、「年間最大需要を相当程度上回る供給力」の具体的な水準については、「安定供給に必要な予備率8%」とした。

²⁵ 上記①の判断に当たって、容量市場が開設され実際に受渡しを開始された以降については、特段の事情がない限り、通常は、必要な供給力は確保されるものと考えられる。

²⁶ 重点審査を実施した東京電力エリア、関西電力エリアについては、エリア旧一電のブランド力等の存在によって、新電力が選好されない、競争が進展していないといった具体的な状況は現時点では見受けられなかった。

- このため、エリア毎に具体的な判断を行う際には、例えば、新電力のメニューがエリアのみなし小売電気事業者のメニューよりも相当程度低廉であるなど、消費者等にとって明らかに有利であるにもかかわらず、当該新電力へのスイッチングが進んでいないといった特段の事象の有無を当該地域で広く低圧事業を行っている新電力事業者等へのヒアリング等により確認し、必要に応じ対応の必要性について検討する必要がある。

2—1—4:その他(隣接市場からの競争圧力)

- 消費者等の一般的な電気の用途を踏まえると、暖房や給湯、厨房用途において都市ガス、LP ガス、灯油等の他のエネルギーが代替財となっている可能性が理論的には存在する。他方、オール電化住宅等においてガス機器を使用する場合にはガス配管や家屋の工事等を要することが多い(相当程度のスイッチングコストが存在)ことや、暖房・給湯・厨房用途における電気の消費量が足元で継続して増加しており、都市ガス等が選択される割合は全体としては減少傾向にあること、等を考慮すると、電気については、隣接市場からの競争圧力は基本的には限定的であり、隣接市場からの競争圧力は考慮する必要は乏しい。

2—2 低圧部門等の市場行動

- エリアにおいて、競争者が大きなシェアを持っており、供給余力も十分に確保されているといった状況(市場構造)であっても、既存事業者間の価格協調行動が存在し、有形・無形の参入障壁によって当該エリアへの新規参入も少ないといった状況では、実際には、活発な競争が行われない可能性が存在する。
- このような状況になっていないことを確認するためには、新規参入の状況、特に、電源調達の容易性等の観点から有力な競争者となる可能性が高いと考えられるエリア外のみなし小売電気事業者との競争の状況を確認するとともに、エリアのみなし小売電気事業者や主要な競争者について、燃料費等の他律的な理由がないにも関わらず、メニューや価格の設定について、協調行動を示唆する特段の事情が見られないか否かを確認する必要がある。この結果次第では、2—1—1に記載した競争者の数が3者以上とすることが必要となる可能性もある。

2—2—1:新規参入、退出の状況

- 競争圧力が十分に機能するためには、現に参入している競争者のみならず、継続して、新規参入が生じる環境となっていること(有形・無形の参入障壁が少ないこと)が必要であり、現実にも、新規参入や退出の状況を踏まえて、新規参入者

が継続的に事業活動を行う環境が存在することを確認する必要がある。

2-2-2: 競争者との価格協調の有無

- 競争者が多ければ多いほど、一般的には、協調的価格行動によって小売価格が高止まりするおそれは低減すると考えられる一方で、競争者が過度に少なければ、価格協調の懸念が高くなるものと考えられるため、主要な競争者間の価格協調行動の有無について確認する必要がある。
- 電源構成が異なる事業者間で基本料金や従量料金の具体的水準に(旧一般電規制料金比 $\times$ %引きといった)相当程度の差異がなく、継続的に類似しているケースについては、競争圧力が適切に機能していない可能性があるため、その背景や是非を踏まえ、複数要件を厳格化することを検討する必要がある。

③ 第三要素：競争の持続的確保

3-1 競争基盤の構築状況

- 競争圧力が実際に継続して機能し、旧一般電気事業者が安易に値上げ等を行うことに対する牽制が働くためには、消費者等がスイッチングに十分な関心と判断材料を持つことに加えて、消費者等がスイッチングを行う旨の意思決定を行った場合には、現実にも円滑にスイッチングを行うことができる競争基盤が存在することが必要となる。
- 具体的には、例えば、スマートメーターの設置状況²⁷やスイッチングに要する手続コストの状況など消費者等が円滑にスイッチングを行うことが各種制度やその運用面で可能となっているか否かが重要となる。

3-1-1: スwitchingの容易性

- 消費者等がスイッチングに関する意思決定を行った場合、それに基づいて、必要な手続を円滑に行うことが制度やその運用において可能となっていること(スイッチングの容易性)が必要である。具体的に、スイッチングの容易性を評価するにあたっては、供給区域毎に旧一般電気事業者送配電会社によるスイッチング手続の煩雑さや実際のスイッチングまでに要する期間などを考慮する必要がある。
- 具体的には、低圧部門における電気のスイッチング手続については、スイッチン

²⁷ 新電力による時間帯毎電気料金メニューを利用する場合などスマートメーターの設置によって、需要家が利用しうる電気料金メニュー、関連サービスの範囲が大きく拡大する。

グ支援システム²⁸を利用したワンストップの手続き（スイッチングしたい小売事業者にのみ申し込めばよい）が可能であるなど、スイッチングが容易となるような仕組みが一定程度整備されているところであるが、実際に消費者等がスイッチング手続を円滑に行っているか否かについて、その実態を満足度調査その他によって確認する必要がある。

- また、手続の円滑性を判断する材料として、実際のスイッチングまでに要する期間を考慮することも考えられる。例えば、現行の標準処理期間が遵守されているか等について確認する必要がある。

3-1-2:スマートメーターの普及状況

- 消費者等は、自らの使用量情報をきめ細かく把握することで、自らに最適な小売事業者・料金メニューの選択が可能になると考えられる。加えて、新電力へのスイッチングの際にスマートメーターの設置が必要となる現行の運用等を踏まえると、円滑なスイッチングを実現する上では、スマートメーターの普及が重要な要素となる。このため、普及状況を適切に考慮することが適当である。²⁹

3-2 競争的環境の持続性

（基本的な考え方）

- 我が国電力市場においては、旧一般電気事業者が発電設備の大宗を保有している一方で、新電力は、自身では電源を保有しないことが多く、特に、安価な電源の多くは、同様に旧一般電気事業者が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況にある。このような状況を前提とすれば、小売市場における競争を持続的に確保する上では、電源アクセスのイコール・フットイングが確保され、かつ中長期的に継続することが重要となる。
- 電源アクセスのイコール・フットイングについては、大きく、①電源アクセス機会の確保（量の観点）と、②電源アクセスに関する取引条件の公平性確保（質＝価格の観点）の2つの要素がある。

²⁸ 広域機関が構築する、スイッチングに伴う契約切替え等の業務を支援するシステム。このシステムを介して、スイッチングに関係する事業者（切替え先の小売事業者、切替え元の小売事業者及び一般送配電事業者）の間での情報連携が行われることにより、需要家はスイッチング先の小売電気事業者にスイッチングの申込を行うことでスイッチング手続を終えることができる（ワンストップ手続き）。

²⁹ 現行のスマートメーターの設置を前提としたスイッチングの運用を踏まえると、消費者等が円滑にスイッチングを行うためにスマートメーターの普及状況が障害となっているかについても追加的に確認する必要がある。（スマートメーター設置を前提としないスイッチングの運用により対応することが可能であれば、その旨の確認も含む。）

- まず、電源アクセスの機会確保(①)については、旧一般電気事業者による余剰電源の全量市場投入をはじめとする既往の取組みによって、ほとんどのエリアにおいて概ね充足されている状況になりつつある。一方で、②電源アクセスに関する取引条件については、旧一般電気事業者小売部門と新電力との間で公平となる環境を整備していく必要があるものと認められる。仮に、こうした環境が整備されず、旧一般電気事業者の発電部門が自社小売部門に対して、電源調達面で不当な内部補助^{30, 31}を行い、内部補助を受けた旧一般電気事業者小売部門は廉売を行うといった行為が行われることによって、小売市場における地位を維持し、又は強化することとなる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼしうる。
- このため、競争的環境の持続性の評価に当たっては、電源アクセスの機会が確保されているか否かに加えて、不当な内部補助を防止することによって、旧一般電気事業者小売部門と新規参入者との間での電源アクセスのイコール・フッティングが確保されるなど、競争の持続性に懸念が生じることにならないかを確認する必要がある。

(不当な内部補助の防止策について)

- 小売市場における競争の歪曲をもたらしうる「不当な内部補助」は、具体的には、卸市場において市場支配力^{32, 33}を有する旧一般電気事業者における発電部門か

³⁰ 一般論として、競争法理の上で、内部補助を行うことそれ自体が直ちに問題となるということではない。ただし、ある市場（例えば、卸電力市場）において市場支配力を有する事業者が、相当規模の内部補助を背景として、隣接する市場（例えば、小売市場）において、廉売、抱き合わせ販売その他の行為（他の市場における市場支配力を隣接する市場において梃子として不当に利用する行為）を実際に行う結果として、（その行為の規模、継続期間等にもよるが）競争者の事業を困難にし、又は、そのおそれがある場合などには、市場支配力の濫用等として問題となる。

³¹ 内部補助は、最も一般的には、電源調達において経済合理性なく社外価格（通常は、取引所内外の市場価格と一致すると考えられる）が社内価格を上回ることによって生じる。なお、理論的には、電源調達面以外にも、小売販売コストなどに対する内部補助も想定しうる。他方で、内外に価格差が存在する場合であっても、リスク低減効果など経済合理的な根拠（取引規模、利用率、契約期間、オプション性、リスクプレミアム等）に基づくものについては、不当な内部補助に該当しないと考えられる余地があり、どのような情報により適切な判断が可能となるかを含め、今後詳細な検討が必要である。

³² 卸取引の実態、連系線制約の状況等を踏まえた適切な地理的範囲において、発電能力やその燃種構成等によって判断される。

³³ 一部の委員からは、小売市場における競争を歪曲させるおそれがある隣接市場の市場支配力としては、理論的には、携帯電話市場における市場支配力なども考えられる、との指摘があった。これに対し、他の委員からは、現時点においては、そのようなおそれは顕在

ら小売部門への内部補助³⁴であって、小売市場における競争を歪曲化する程度³⁵のもの（典型的には、新電力の事業を困難にするおそれがある程度に小売市場における競争を歪めるもの）³⁶と考えることが適当である。

- このような不当な内部補助による競争への悪影響を防止する方策としては、理論的には様々な方法が考えられ、諸外国において実際に講じられた例も存在する³⁷。我が国においては、不当な内部補助を防止するという目的を達成する上で直接的であり、かつ、事業者にとって必要最小限の制約であるとの観点からは、卸市場において市場支配力を有する旧一般電気事業者の社内・グループ内取引における価格その他の取引条件が新規参入者と無差別的であること（社内外取引の無差別性の確保）を担保することが、最も有力で現実的な方法の一つであると考えられ、その詳細について検討を行う必要がある³⁸。
- なお、これらの方策を実施する際の枠組みとしては、当初から制度的に担保することも考えられるが、事業者の自主的取組に委ね、問題があれば制度的な担保の方策を検討していくことも考えられる。

（社内外取引の無差別性の確保—基本的な考え方）

- 一般に、発電事業者が取引価格を設定する場合においては、社内取引、社外取引を問わず、発電事業の総コスト³⁹を下回らない範囲で、取引所内外の卸市場の

化していないのではないかと、との指摘があった。

³⁴ 脚注 31 と同様。

³⁵ 一部の委員等からは、「不当な内部補助」の定義について、小売市場における競争を歪曲する程度の具体的認定は容易ではないことに注意する必要があること、また、継続して行われているものであれば、通常は、小売市場における競争は歪曲されていると推定することも必要ではないかと、との指摘があった。

³⁶ 関連して、小売市場における競争歪曲を確認する観点から、小売価格についてモニタリングを行っていく必要があることについても本専門会合において合意が得られた。その具体的な方法等については、適切な場で今後検討することとされた。

³⁷ 理論的な観点からは、経済合理的な事情がない内部補助を抑制（牽制）する方法（①社内取引における無差別性の担保（透明性の向上））のほか、内部補助の機会（取引所外の相対取引）を限定する方法（②取引所取引を通じた透明性向上）、内部補助を行う者についてその誘因をなくす方法（③発電部門の利潤最大化行動）などに加え、不当な内部補助を防止する手段以外にも、内部補助を発生させる卸市場の市場支配力自体を解消させる方策（④電発電源等の切り出し）、内部補助による他市場（小売市場）に対する悪影響の発生経路を断ち切る方法（⑤小売価格への制限）など様々な手段又はその組み合わせが理論的には考えられる。

³⁸ これらの取組と同等の効果を有すると考えられる他の手段について事業者から自主的に提案があれば、これも採用しうる。

³⁹ 営業費や一般管理費等の間接コストも含む。また、中長期的観点からのコストを含む。

市場価格(厳密には、機会費用)をベースとした上で、個別の取引条件の差異をも加味して、利潤を最大化できるように価格を設定することが経済合理的である。

- 卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者に関して社内外価格の無差別性(具体的には、価格その他の取引条件に経済合理性の乏しい差異が見られない状態)を確保するためには、上記の基本的な考え方も踏まえつつ、社内価格が信頼性のある形で適切に算定された上で、さらに、必要に応じて、行政当局が内外無差別性の実情を適切な考え方⁴⁰の下に検証し、必要があれば、そ

⁴⁰ 内外無差別性を検討する上では、例えば、次のような論点が存在することについて確認を行った。これを踏まえ、今後、さらに検討を深めていく必要があると考えられる。なお、長期・固定契約であることで安価な価格設定が行われている状況があれば、関係特殊投資の必要性の有無などその他の事情を含め、その合理性が適切に説明される必要があるとの指摘があった。

- ・ 取引条件に大きな影響を与える要素について、下記に論点として提示している信用リスク・利用率・取引期間・取引規模に加え、取引量の増減オプション、その行使期限、最低引取量の有無、引取量に比例しない基本料金の有無が主な考慮要素となるか。その他どのような考慮要素がありうるか。
- ・ 同様の取引条件であれば、価格に関して、社内取引及び社外取引は同様であることが経済合理的であると考えてよい。なお、相手方が債務履行に関してリスクが存在する場合には、合理的なリスクプレミアムが上乘せられることはありうる。
- ・ 電気は貯蔵することが現時点では経済合理的には困難であるとの状況を踏まえれば、発電事業者にとっては、長期的な利潤を最大化できるよう、特定・非特定の顧客との取引によって発電所の稼働率を可能な限り高め、市場価格や燃料費等の様々なリスクを合理的な将来見通しに基づいて考慮し、販売価格を決定することが最も経済合理的であると考えてよい。このような考え方を背景に、これまで取引量が大きく長期、かつ固定価格で引き取る小売事業者との契約については、他の場合と比べて低い対価による取引が行われてきたケースもあるが、卸市場における流動性の向上等の状況を踏まえ、今後はどのように考えることが適当か。
- ・ 長期契約によって卸価格を固定する取引については、需給が中長期的に緩和し市場価格が中長期的に低下していく可能性が見込まれる状況であれば別段として、市場価格の変動リスクをヘッジするという点では発電事業者のみならず、小売事業者にもメリットもあるため、一概にいずれかの当事者のみがコスト負担をするべき取引とは言えないと考えられる。このような点も踏まえ、長期契約にかかる卸価格についてどのように考えることが適当か。(なお、発電事業者にとって経済合理的な長期契約であっても、発電した電気の全量ないし大部分を特定の小売業者に引き渡し、新規参入者との契約の余地が乏しいものについては、電源建設の際のファイナンス上の要請その他の合理的な側面も考慮する必要があるものの、市場閉鎖を生じるものとして問題となりうることは留意する必要がある。
- ・ 大量の卸取引を行う契約については、一般的には売り手にとっての売残りリスクを減少させるメリットがあると考えられるものの、スポット市場など卸市場の流動性が確保されている場合においては、売り手は市場で売却することにより売残りリスクを極小化することが可能であることを踏まえ、大量契約にかかる卸価格についてどのように考えることが適当か。(卸市場価格の動向によっては、必ずしも売残りリスクを極小化できない場合もありうることに留意する必要がある。)

の是正を求めていく必要がある。

（社内取引価格の算定）

- 社内取引価格の適切な算定に当たって、垂直統合会社である旧一般電気事業者については、発電部門と小売部門の間に法的な意味での取引は存在しないため、社内取引について価格その他の取引条件は必ずしも明確にはならない可能性がある。したがって、「社内取引価格」の算定等の実効性、信頼性を確保する観点から、旧一般電気事業者の小売部門が発電部門に実態として求めている条件（供給期間や需給に応じた引取量増減に関するオプション性、電源紐づけの有無等）等を行政当局として把握しつつ、その適切な算定方法に関する具体的な考え方について今後整理していく必要がある。
- その上で、社内取引価格が少なくとも発電部門における実体的な全てのコスト⁴¹を下回らない範囲で、社内で明確かつ合理的に設定されていることが経済合理的であると考えられることや、小売部門においても社内取引価格が実体を伴ってコストとして計上されていることを確認することが必要であることも踏まえ、その中長期的な観点も含めた算定等の状況を日常的に継続して管理し、必要に応じて、客観的に確認される状況とすることが重要である。
- こうした確認を実際に行う際に必要となる情報としては、例えば、卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者における、発電部門、小売部門の収支構造等を適切な期間毎に把握していくことも考えられる。引き続き、その効果や事業者の負担の程度等も適切に考慮しつつ、検討が深められる必要がある⁴²。
- なお、行政当局は、エリアごとの小売市場の状況その他の競争の状況を踏まえ、必要に応じて、前述の社内取引価格等の状況について旧一般電気事業者に対して照会することが必要となる。その際、社内取引の条件等については事業者の経営情報であること等を踏まえ、原則、非公表⁴³とすることが適当である。

（社内取引における内外無差別性の担保に向けた今後の進め方）

⁴¹ 小売部門との共通経費のうち適切に配賦されたものを含む。また、中長期的な観点も含む。）

⁴² 内外無差別性の検証をどのように行っていくかという論点とも密接に関連していると考えられることから、自由競争環境下での卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者の発電部門、小売部門の収支モデル・その構造等を念頭に置く必要がある。

⁴³ 自主的に有価証券報告書等で発電・小売部門のセグメント情報を公表することは妨げられない。

- 社内価格算定の実効性・信頼性の確保方法や、社内外価格の乖離についての経済合理的な見地からの判断基準については、今後、その詳細について、引き続き、具体的な検討を深めていく必要がある。この検討結果については、ガイドラインその他の文書とすることが関係者の予測可能性の確保の観点から有益である。

(競争的環境の持続性の判断基準)

- 以上を踏まえ、競争的環境の持続性を確認するにあたっては、次の A 及び B の両方を満たすか否かについて確認することが適当である。
 - A エリアの旧一般電気事業者による経済合理性に基づく余剰電源の全量市場投入などの既往の取組やベースロード市場が適切に機能する等の結果として、エリアの卸市場等の十分な厚みが確保されるなど、電源アクセス機会が持続的かつ適切に確保される蓋然性が高いこと。
 - B エリアの旧一般電気事業者と新電力との間で電源アクセスに関する取引条件の公平性が持続的に確保される蓋然性が高いこと。例えば、当該エリアの旧一般電気事業者が、社内取引における内外無差別性担保に向けた適切な取組が実施される見込みがあること。

(4) 三段階料金について

- 三段階料金は、1974 年、高福祉社会の実現や省エネルギーの推進という経済社会の基本的要請に、総括原価主義の枠内で対応を図るという観点から導入された。現行の経過措置料金も三段階料金となっており、月に 120kWh までの使用量についてはナショナルミニマムに基づく低廉な料金水準になっており、概ね 300kWh までの使用量についてはほぼ平均費用に対する料金となっている。
- 本専門会合に出席したみなし小売電気事業者である関西電力、東京電力及び北陸電力からはいずれも、(既存顧客は大事にしたいと考えている等の理由から)仮に経過措置規制が解除された後においても、三段階料金を当面維持するとの方針の表明があった。したがって、経過措置料金規制に関する指定、指定解除の判断に当たっては、各供給区域において、三段階料金に関するみなし小売電気事業者の方針を踏まえて、需要家への影響その他競争への影響を適切に考慮し、追加的な施策の要否についても適切に判断する必要がある。
- ただし、(1)に述べたとおり、競争の進展によって、市場メカニズムによる規律が期待できる状況においては、(相当の激変緩和がとられることを前提にすれば)本来は、政策的見地に基づく料金制度の必要性・妥当性については慎重(抑制

的)に検討されることが、資源配分の効率性を確保する観点から望ましい。仮に、福祉その他の政策的見地から必要な施策がある場合には、受益(又は起因)と負担との関係も踏まえつつ、電気料金の引き下げ以外のより直接的な手段で行われる選択肢も考慮されるべきである。⁴⁴

- 加えて、現行の三段階料金についても、所得の多寡、家族数の大小、自家発電設備保有の有無等を問わず、一定の使用量までは抑制された料金となっていることが前述の目的との関係で合理的なものか否かに疑問を指摘する意見があり、中長期的に料金体系の中で存続し続けることが真に妥当であるか将来的に検証が必要である。

3. 各供給区域ごとの競争評価

(1) 重点審査を実施した供給区域

- 東京電力及び関西電力の供給区域については、指定等基準の考え方において有力競争者の判断の目安とされているエリアシェア5%前後の競争者が存在することから、指定等基準の詳細な考え方に基づき重点的な審査を行った。

① 東京電力の供給区域

- 消費者等の電気の使用者の状況については、電気の使用者の、自由化に関する認知度は両供給区域とも高い水準となっており、スイッチングに関する意識は向上していることから一定の充足が認められる。一層の促進に向けて検討の余地はあるものの、総じて、競争者の状況によっては、競争が機能する環境へと進みつつある。
- 競争者による競争圧力については、相当程度の進展がみられるものの、現状では、まだ十分とまでは認められない。すなわち、有力で独立した競争者が一者(東京ガス)存在するものの、それが複数存在するとまでは認められないことから、みなし小売電気事業者が不当な値上げ等を行うことが困難となる蓋然性が高い競争関係に至っているとまでは認められない。なお、競争者が利用可能な供給余力⁴⁵については、最新の供給計画も踏まえ、現時点では、

⁴⁴ 一部の委員より、三段階料金の規制料金が供給義務として維持されれば、新規参入者による「消費電力量の多い低圧需要のクリームスキミング」を誘発する可能性がある、との指摘があった。

⁴⁵ ここでいう供給余力とは、当該供給区域での事業拡大に必要となる電気を追加的に確保できる見込みを指し、kW 及び kWh を指す。以下同じ。

基本的には問題ないと考えられる。また、みなし小売電気事業者の地位による競争圧力への影響や新規参入の状況、競争者との価格協調の動向については、現時点では特段の懸念は認められなかった。

- 競争の持続性については、スイッチングの容易性については特段の懸念は認められなかったものの、競争の持続性の前提となる現時点での競争者による競争圧力が不十分であり、電源調達に係る公平性についての懸念⁴⁶もあることから、競争が持続的に機能する環境とは認められない。
- 以上を総合的に判断すると⁴⁷、現時点の競争状況にかんがみれば、平成32年4月の時点においては、経過措置料金の存続は適当と考えられる。

② 関西電力の供給区域

- 消費者等の電気の使用者の状況については、電気の使用者の、自由化に関する認知度は両供給区域とも高い水準となっており、スイッチングに関する意識は向上していることから一定の充足が認められる。一層の促進に向けて検討の余地はあるものの、総じて、競争者の状況によっては、競争が機能する環境へと進みつつある。
- 競争者による競争圧力については、相当程度の進展がみられるものの、現状では、まだ十分とまでは認められない。すなわち、有力で独立した競争者が

⁴⁶ 関連して、電源の稼働状況等によって、新電力が一方的に不利な競争環境になるのではないかとの意見があった

⁴⁷ 判断における参考資料として、2.(1)に記載した経済モデルに基づきシミュレーションを実施した。その結果、経過措置料金が2020年4月に撤廃された場合における一定の仮定に基づく価格変化（標準的な月間使用量（260kWh）の場合の、2016年6月時点の規制料金に対する、経過措置料金が撤廃された場合の推定料金の比較結果）としては、諸前提が現状程度で推移した場合には、+0.13%となるという結果が得られた。また、(A) 消費者の関心度（規制料金とエリア内の最安料金との価格差が消費者の検討確率に与える影響の大きさ。）、(B) 新電力の調達価格の水準、によってもこの結果は大きく異なるものと考えられるため、(A)、(B)が変化する場合についてもシミュレーションを行ったところ、例えば、消費者の関心が大幅に上昇し、検討確率が現状水準の+1.0%となった場合で-6.14%、(B)について新電力の調達価格が現状水準の20%減となった場合で-7.24%という結果が得られるなど、これらの要素が競争に大きな影響を与える可能性が示された。ただし、脚注11,12に記載の通り、シミュレーションの結果は経過措置料金規制の解除による小売料金の潜在的な価格上昇リスクを評価したものであり、実際の事業者の行動を予測するものではないことやモデルの設定上の限界があることに留意。なお、事業者からは、これまでのお客さまとの付き合いもあり、シミュレーションの結果通りの行動をとることは必ずしもない、との指摘があった。

一者（大阪ガス）存在するものの、それが複数存在するとまでは認められないことから、みなし小売電気事業者が不当な値上げ等を行うことが困難となる蓋然性が高い競争関係に至っているとまでは認められない。なお、競争者が利用可能な供給余力については、最新の供給計画も踏まえ、現時点では、基本的には問題ないと考えられる。また、みなし小売電気事業者の地位による競争圧力への影響や新規参入の状況、競争者との価格協調の動向については、現時点では特段の懸念は認められなかった。

- 競争の持続性については、スイッチングの容易性については特段の懸念は認められなかったものの、競争の持続性の前提となる現時点での競争者による競争圧力が不十分であり、電源調達に係る公平性についての懸念⁴⁸もあることから、競争が持続的に機能する環境とは認められない。
- 以上を総合的に判断すると⁴⁹、現時点の競争状況にかんがみれば、平成32年4月の時点においては、経過措置料金の存続は適当と考えられる。

（２）その他のエリア

- 消費者等の電気の使用者の状況については、一定程度競争的な環境に進みつつあるが、各供給区域によって、自由化の認知度その他の事項について相当な濃淡があり、各供給区域における小売電気事業者の切替えの状況（累積値、フロー値）は、東京電力及び関西電力の供給区域と比較すれば、相対的に少ないことから、現状ではまだ十分とは認められない。

⁴⁸ 関連して、みなし小売電気事業者が電気の小売事業ないし電気・ガスセット販売に利用可能な電源と、競争者のそれが同等ではない可能性があることには留意が必要といった意見があった。

⁴⁹ 判断における参考資料として、2.（１）に記載した経済モデルに基づきシミュレーションを実施した。その結果、経過措置料金が2020年4月に撤廃された場合における一定の仮定に基づく価格変化（標準的な月間使用量（260kWh）の場合の、2016年6月時点の規制料金に対する、経過措置料金が撤廃された場合の推定料金の比較結果）として、諸前提が現状程度で推移した場合には、+3.90%という結果が得られた。また、消費者の関心度（規制料金とエリア内の最安料金との価格差が消費者の検討確率に与える影響の大きさを指す。）に応じて、消費者の関心が大幅に上昇し、検討確率が現状水準の+1.0%となった場合で-1.19%、新電力の調達価格に応じて、新電力の調達価格が現状水準の20%減となった場合で-3.81%という結果が得られるなど、これらの要素が競争に大きな影響を与える可能性が示された。ただし、脚注11,12に記載の通り、シミュレーションの結果は経過措置料金規制の解除による小売料金の潜在的な価格上昇リスクを評価したものであり、実際の事業者の行動を予測するものではないことやモデルの設定上の限界があることに留意。なお、事業者からは、これまでのお客さまとの付き合いもあり、シミュレーションの結果通りの行動をとることは必ずしもない、との指摘があった。

- 競争者による競争圧力については、各供給区域によって濃淡はあるが、総じてみれば一定程度の進展はみられるものの、現状では、東京電力及び関西電力以外の供給区域においては、供給区域における市場シェア５％程度以上の小売電気事業者は存在せず、同シェア５％程度に満たない小売電気事業者についても有力・独立と考えられる競争者は見当たらず、十分な競争圧力が存在するとは認められない。なお、競争者が利用可能な供給余力については、最新の供給計画も踏まえ、現時点では、基本的には問題ないと考えられる。
- 競争の持続性については、前提となる現時点での競争者による競争圧力が不十分であり、電源調達に係る公平性についての懸念もあることから、競争が持続的に機能する環境とは認められない。
- 以上を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、平成３２年４月の時点においては、経過措置料金の存続は適当と考えられる。

（３）再審査の在り方

- 経済産業大臣が供給区域毎の競争状況等を勘案して、経過措置料金を２０２０年４月以降も存続させることとして指定した区域（指定旧供給区域）については、別途、指定解除する旨の判断がない限り、経過措置料金が存続することとなる。
- このため、指定旧供給区域については、適切な時期に改めて競争状況の評価を行い、指定を解除することの是非を判断する必要がある。この指定解除の判断は、指定等基準と同様の考え方に照らして行うことが想定されるが、その内容に照らすと、「有力で独立した競争者」の新たな登場や既存の有力競争者の状況、需要家のスイッチングの状況など、各指定旧供給区域の競争状況について「顕著な進展」があった場合など、再審査を行う合理的な理由があると判断される区域を、指定解除の審査対象区域とすることが適当である。
- 具体的な審査対象区域の選定については、概ね年に１回程度検討が行われることが適当である⁵⁰。

⁵⁰ 当事者等から、競争状況の顕著な進展を示す合理的な根拠に基づく申し出等があった場合は、その内容についても吟味することとする。

4. 事後監視

(1) 事後監視の必要性

- 経過措置料金規制解除に当たっては、競争圧力が適切に機能し、解除後は不当な値上げが想定しがたいことが確認される必要がある。このため、解除後に、各エリアにおいて、当該エリアの旧一般電気事業者によって、電気料金の不当な値上げ等が生じるおそれは、通常、考えにくい。しかしながら、①経過措置料金規制解除後であっても、新電力事業者の撤退その他の事情によって市場環境が一時的に変化し、地域や需要家層によっては、競争圧力が多少なりとも減少する可能性が否定しきれないこと、②需要家にとって電気は必需品であること、③ガスについても使用者の利益を阻害する不当な値上げの禁止や一定期間の事後監視を行うこととされていること⁵¹、といった事情を踏まえ、消費者等に不測の損害が生じることを防止するための措置を講じる必要がある。

(参考)改正民法について

- 関連して、改正民法(2020年4月施行)においては、すべての商品・役務について、定型約款⁵²の変更については、一定の場合⁵³に限り契約相手方に対する拘束力を認める旨の規定が設けられており(第548条の4)⁵⁴、これによって、電気の

⁵¹ 都市ガスに関しては、平成29年4月以降、需要家保護の観点から、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者を対象として、合理的でない小売料金の値上げが行われていないかを監視する「特別な事後監視」が行われている。

⁵² 低圧電気料金については、①電気事業者が不特定多数者を相手にする取引であり、②当該取引の内容が画一的であることが合理的であるとともに、③契約内容とすることを目的として電気事業者により準備された条項であることから、定型約款に該当するものと考えられる。

⁵³ 「契約相手方一般の利益に適合する」又は「契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無とその内容その他の変更にかかる事業に照らして合理的なものといえるか否か」によって、約款変更が契約に組み込まれる(契約相手方を拘束する)か否かが判断されることとなる。

⁵⁴ 定型約款の変更規定(改正民法第548条の4)の考え方について、下記のとおり、事務局において整理し、民法を所管する法務省に確認した。法務省からは、「実際の事案においては、裁判所において、ケースバイケースの判断がなされるものであり、あくまで、一般的な解釈を示すもの。」との留保の下で、下記の整理に異存はない旨の回答があった。

1. 約款変更について合意があったものとみなされる場合の一類型である「定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき」(同条第1項第1号)とは、相手方の全体の利益に適合するときをいい、全体からみて少数であっても、定型約款の変更により不利益を受ける者がいる場合はこれに該当しない。

したがって、電気の小売供給約款の変更によって顧客の一部にとって料金の値上げが生じ得る場合には、顧客の一般の利益に適合するとはいえず、変更の可否は、当該変更

需要家についてもまた、その利益は一定の保護を受けることに留意する必要がある。ただし、前述の通り、電気の必需品性等も勘案すれば、電気の経過措置料金規制の解除にあたっては、この民法上の保護に付加して、電気事業法の観点からも上記①～③の事情を踏まえた特別な配慮を行うことは適切であり、また、許容されるものと考えられる。

（２）地位濫用行為

- （１）の趣旨を踏まえ、EU 競争法（搾取的濫用）等を参考に⁵⁵、みなし小売電気事業者がその有力な地位を濫用した不当な値上げ等の行為（地位濫用行為）を行うことは、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達を図る観点から問題となる行為として業務改善勧告等の対象とすることが適当である⁵⁶。更に規制解除後においても、３年間程度は、地位濫用行為の有無について監視するため、行政が能動的な情報収集を制度的に行う必要がある。

が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無とその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものといえるか否か（同項第２号）により判断されることが考えられる。

2. 前記の合理性の判断に当たっては、必要性や変更後の約款の内容の相当性等の事情が考慮される。

継続的な電気供給契約の料金を定めた条項を変更する必要性としては、コストの増加の有無、程度、原因等の事情が考慮されることが考えられる。なお、コストの増加の原因が事業者にとって他律的な事情（燃料費の上昇や為替相場の変動等）である場合だけでなく、人件費の増加など事業者が左右する余地のある事情であっても、変更の必要性が一概に否定されるものではない。

変更後の内容の相当性としては、変更後の内容がその必要性との関係で過剰なものとなっていないか等が考慮される。

そのほか、平均的な判断能力を有する顧客が変更後の約款に拘束されることを望まない場合に、他の業者に乗り換えることが容易であるなどの事情がある場合や、顧客に与える不利益を軽減する措置（例えば、十分な猶予期間の設定や、当該約款変更を理由とする解約の場合には、違約金を課さないこととするなど）が取られているなどの事情がある場合には、それらの事情は、約款の変更の合理性を認める方向に働く積極的な事情として考慮される。

3. 料金を定めた条項を変更することにより事業者の利益率が上昇することになる場合であっても、その合理性が一概に否定されるものではなく、サービスの提供を継続するために必要であるなどの合理的な理由の有無、同業他社の利益率等の諸事情を考慮して合理性が判断されることが考えられる。したがって、規制料金下で認められていた利益率を上回ってはならないというものではない。

⁵⁵ EU 競争法においては、市場支配的事業者がその市場支配力を利用して、契約相手方に関して、不当な値上げその他の取引条件の変更を行うことは市場支配的地位の濫用行為（搾取的濫用）として規制されており、水道やガスなど各種公益事業についても摘発の事例が見られる。

⁵⁶ 違反行為については、当該みなし小売電気事業者に対する業務改善勧告等が想定される。

- 地位濫用行為の判断にあたっては、例えば、コストと比較して、過度に大きな差異のある小売料金を課し、かつ、その価格又は利益率が他の同様の小売電気事業者と比較して不当に高い水準であった場合に、地位濫用行為として禁止の対象とすることが適当である⁵⁷。例えば、燃料価格の高騰、託送料金の値上げその他の正当化しうる事情がない中で、限られたメニューについて、大幅な小売料金の値上げを行い、結果として、他の小売電気事業者の料金と比較して、異例に大きな利益率となる行為などが想定される⁵⁸。
- みなし小売電気事業者による有力な地位を利用した地位濫用行為については、その概念が必ずしも十分に具体的なものではないことを踏まえ、必需品である電気の需要者に対して、万が一にも、不測の損害が不当に生じることのないよう、必要に応じて考え方の明確化を図っていくこととする。

(3) 監視の枠組み

- 電気の必需品としての性格や現在の消費者等の電気料金自由化等に関する認知度、スイッチングの状況等を踏まえ、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るため、経過措置規制解除後であっても、3年間程度は市場における有力な地位を利用した不当な値上げ等の有無を監視するための情報収集を以下の枠組みの下に制度的に行うことが適当である。

【対象者】

⁵⁷ 上記のような状況であれば、参入障壁その他の競争阻害要因がなく市場メカニズムが機能する限り、通常は、新規参入等によって、大きな利益率が持続することは想定しにくいものと考えられる。このことを踏まえ、事後監視のみならず、市場メカニズムが適切に機能する環境整備も重要であることに留意する必要がある。

なお、競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給は、既に「電力の小売営業に関する指針」及び「適正な電力取引についての指針」において問題となる行為とされている。

⁵⁸ 本専門会合において、それぞれのエリア内におけるより細かい地域間（例えば、都道府県、市町村など）での競争圧力の強弱を背景にみなし小売電気事業者の料金設定に価格差が生じた場合には需要家が損失を被るおそれがあるのではないかと懸念が委員から表明された。事務局において確認した範囲においては、みなし小売電気事業者がエリア内で価格差を設ける事例は現時点で把握されなかったものの、今後、競争を減殺するなど消費者の利益を不当に損なうと考えられる事例の発生状況や競争への影響等を注視していく必要がある。また、エリア外とエリア内では価格差が存在する事例があるが、諸外国と異なり、エリア外がエリア内を上回る料金設定がみられ、このような価格差は、我が国においては、各エリアにおける託送料金の違いに加え、電源調達構造の差異等から生じる場合もあることを考慮する必要がある。（脚注 18 とも関連）

- 一時的ないし局所的にせよ、市場支配的地位やそれに準じるような非常に有力な地位を有することがありうると想定される、エリアのみなし小売電気事業者を対象とする。

【情報収集の対象行為】

- 有効な競争が存在すれば高度の蓋然性をもって形成されるであろう水準を逸脱した対価又はその他の取引条件を要求する行為の有無を監視する。
- 具体的には、①コストを不当に上回る対価を要求する行為、又は②比較事業者等よりも著しく不利な料金等を求める行為等を監視することが想定される。
- 監視のため、行政が当該のみなし小売電気事業者に対して、報告徴収等を利用して、収益の状況や料金メニューの状況等に関する情報収集を定期的に行う。

【情報収集の対象料金メニュー】

- 現実には、料金メニューの多様化は著しく、全てのメニューについて事後監視を行うことは困難であり、他社との比較可能性も乏しい。また、保護の必要性は、事業者と比べて、消費者、特にスイッチングを行わない消費者について認められる。これらを踏まえ、事後監視の対象は、当該旧一般電気事業者の規制解除時において最も利用者の多い契約(具体的には、東京電力エリアでの従量電灯 B、関西電力エリアでの従量電灯 A に相当する契約)とすることが適当である。なお、規制解除後の状況の変化に伴い、必要に応じて見直すことが適当であり、消費者等からの情報提供等の有無を踏まえ、その他のメニューの状況についても、必要に応じて適切に監視を行う可能性はあると考えられる。

5. 今後の課題

(1) 更なる競争促進の必要性

- 電力システム改革の目的である電気料金の最大限の抑制を実現するためには、小売電気事業者間の公正な競争をより一層促進していくことが、経過措置料金規制解除の観点にとどまらず、極めて重要な課題であると考えられる。
- このため、消費者等が安心して自らに最適な小売電気事業者のメニューを選択できる環境を整備していくことや、新規参入者の電源調達環境を改善していくことが必要となる。

（２）消費者等の選択基盤強化

- 消費者等のスイッチングは地域ごとに濃淡はあるものの、全体としては、着実に進みつつあると考えられるが、消費者等が安心して自らに最適な小売電気事業者のメニューを選択できる環境をさらに整備することで、公正な競争が促進され、電力システム改革の目的である電気料金の最大限の抑制につながるものと考えられる。
- このような観点から、消費者等の小売事業者・メニューの選択基盤として価格比較サイトは重要な役割を果たすものと考えられるため、本専門会合においても第6回会合にて価格比較サイトに関するヒアリングを実施した。
- 当該ヒアリングにおいては、価格比較サイトについては、公平性が担保されている前提では一定の消費者等にとって判断基準になる一方で、実際には価格比較サイトを経由したスイッチングは減少傾向であるとの事業者の指摘もあった。
- また、価格比較サイトについては営利事業としての事業モデルが未成熟であり、対応コストの大きさによっては事業者が撤退する可能性があるといった課題もある。
- 上記のような現状や課題も踏まえ、小売市場における競争を活性化する観点から、電気の利用者が小売電気事業者の切替え先を円滑に選択できるための環境整備が有益である。こうした観点から、例えば、価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要がある。^{59, 60}

⁵⁹ 消費者の選択基盤に関しては、事業者が用いる契約約款について、不明確なもの、不公正さが懸念されるものについては、現時点で、軌道修正が自主的に行われるべきとの指摘があった。例えば、現状で新電力事業者が行っている旧一般電気事業者と燃料調整費などの価格付随条項が、もし実態を欠いているのであれば、書面で形式的な同意をとっていても無効となる可能性は民事的には存在し、予測可能な範囲で契約条件変更があり得るのであれば、契約条件の明確化・透明性確保という観点から、事業者が用いる契約約款について、変更条項などを置いておくべきであるという指摘があった。

⁶⁰ 一部の委員から、新電力がエリアの旧一般電気事業者と同一の燃料費調整制度を導入する背景には、旧一般電気事業者との価格比較を消費者が容易に出来るようにする目的もあることから、燃料費調整制度については別途検討する必要があるのではないか、との指摘があった。

（３）新規参入者との競争基盤の整備

- 小売市場における新規参入を促し、競争を活性化させるためには、卸市場の活性化が不可欠である。新規参入者の電源調達環境を改善していくため、２．（３）③において主に取り上げた不当な内部補助の防止のみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。
- また、ベースロード市場の創設その他の既往の取組が電源アクセスの向上に対し、現実にどの程度の効果を有するかその影響を見極めていくことが必要である。

(参考) 電気の経過措置に関する専門会合 開催概要

	開催日	議題
第1回	平成30年 9月26日	(1) 本専門会合における検討事項について (2) 競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理について (3) 消費者団体からのヒアリング(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、一般財団法人日本消費者協会) (4) 本専門会合における検討の進め方(案)について
第2回	平成30年 10月22日	(1) 海外の状況について(電力中央研究所) (2) 消費者からのヒアリング(宮城県生活協同組合連合会、北九州市消費者団体連絡会) (3) 新電力からのヒアリング(大阪ガス、イーレックス)
第3回	平成30年 11月19日	(1) 指定等基準その他に関する今後の検討事項 (2) 指定等基準に関する検討
第4回	平成30年 12月27日	(1) 指定等基準に関する検討 (2) 事後監視について
第5回	平成31年 1月25日	(1) 消費者の選択基盤の強化(株式会社エネチェンジ) (2) 指定等基準に関する検討 (3) 事後監視について
第6回	平成31年 2月22日	(1) 消費者の選択基盤について (2) 指定等基準に関する検討 (3) 低圧部門における競争の現状及び見通しについて(一部非公開)
第7回	平成31年 3月15日	(1) 指定等基準に関する検討 (2) 低圧部門における競争の現状及び見通し
第8回	平成31年 4月3日	(1) 指定等基準に関する検討 (2) 低圧部門における競争の現状及び見通 (3) 骨子(案)について
第9回	平成31年 4月23日	(1) とりまとめ(案)について

(参考資料 7)

電源 I 'の広域的調達について



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

前回の議論

- 本年秋に行う2020年度向け調整力の公募から電源 I 'の広域的調達を実施する予定。隣接エリアから電源 I 'を調達した場合、それが確実に活用できるよう地域間連系線の容量を確保する必要があるところ、その上限について公募前に決めておく必要がある。
- 前回、事務局から2018年度の最低空容量を上限とする案を提示したところ、それでは広域調達のメリットを十分に享受できない可能性があり、広域調達のメリットと卸市場への影響を総合的に評価して決めるべきなどの意見があり、継続検討することとされた。

前回制度設計専門会合における委員ご発言

- 本来的には仮に連系線が詰まっているところがあったとすると、そこを押さえることによるコストも域外からの調達コストに加えるべき。このコストが域内で調達するコストよりも低ければ域外から調達するということ。最終的にこのような形で展開するのが正しいが、今回は連系線を押さえることによるコストがほぼゼロであろうというところに限定して、まずスタートするというのは合理的なやり方ではないかと思う。
- 考え方として、卸市場で最大値の連系線容量を確保し、なお残る残量で広域調達を行うということだが、卸市場側に寄りすぎているのではないか。本来考えるべきは広域調達のメリットとそれによってエネルギー市場がどれくらい影響を受けるのかのバランスであるべき。
- 調整力の広域調達とスポット市場への影響の問題はどこが全体最適かというのをシミュレーションでもしない限りは、出ないのではないかと思う。ぜひシミュレーションをしていただきたい。
- （各エリアの電源 I 'の調達コストは）平均コストを見ても意味が無い。域内でも安いコストのものは置き換わらず、高いコストのものから置き換わってくる。したがって、最高価格をみるべき。その場合、九州エリアの調達コストは依然として高く、これが中国エリアから調達できることになればメリットになる。まずはスモールスタートでも始めるべき。

(参考) 電源 I' 向け連系線容量確保の必要性

- 隣接エリアから電源 I' を調達する場合、それが確実に活用できるよう、それと同量の連系線容量を確保することが必要と考えられる。
 - － 電源 I' の必須稼働時間帯である、夏期（7～9月）及び冬期（12～2月）の平日9時～20時のみ連系線容量を確保する。
 - － 連系線の利用について、卸取引向けと電源 I' 向けとで非等時性がある可能性があることから、必ずしも電源 I' の契約量と同量を確保する必要がない可能性もある。2021年度以降については、2020年度の運用状況を踏まえてあらためて検討することが適当。



(参考) 前回の提案内容：連系線確保量の上限値（案）

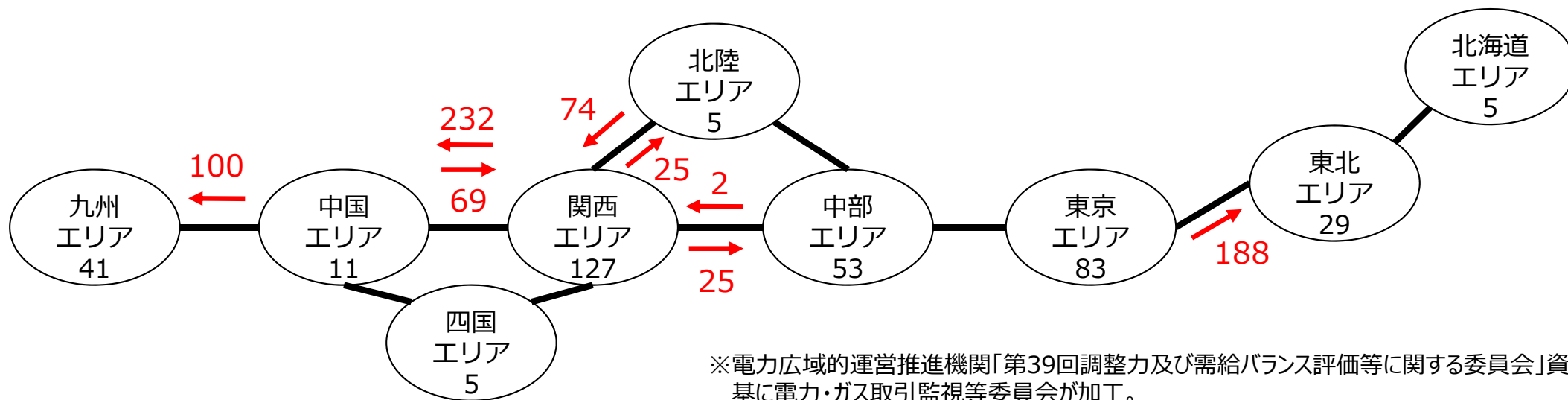
2019年5月 第38回制度設計
専門会合 事務局資料

- 電源 I' 向けの連系線確保量の上限値については、広域調達のメリットと卸市場への影響とのバランスを考慮し決めるべきものであるが、2020年度については実施初年度であり評価するデータが十分に無いことから2018年度の該当期間における最小空容量を上限としてはどうか。
- 年度途中に、2018年度と比較して大きな潮流の変化を生じさせる事象が生じた際には卸市場への大きな影響もありえることから、こうした事象が生じた際には両者の経済メリット等を評価した上で、年度の途中でも連系線の確保量を変更できる仕組みも併せて準備することとしてはどうか。
- 2021年度以降については、運用実績等の関連するデータを基に両者の経済メリット等を評価し、連系線確保量の最適配分を検討する。

各エリアの電源 I' 調達量（2020年度向け、推計値）及び各連系線の2018年度の最小空容量（単位：万kW）

赤字：地域間連係線の2018年度における最小空容量（夏季（7月～9月）・冬季（12月～2月）の平日（9時～20時））

黒字：2020年度の電源 I' 募集量の推計値（電力・ガス取引監視等委員会が推計。2020年度の募集量は未定。）



※電力広域的運営推進機関「第39回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」資料を
基に電力・ガス取引監視等委員会が加工。

(参考) 連系線の容量確保による卸市場への影響

2019年5月 第38回制度設計専門会合
事務局資料

- 電源 I '向けに地域間連系線の容量を確保した場合、卸取引に用いることができる容量が減少し、卸市場における市場分断の可能性が高まる。
- その影響については、直近の年度（2018年度）における各連系線の利用実績から評価することとしてはどうか。例えば、2018年度の最小の空容量までであれば、卸市場に大きな影響はないと考えられるのではないかな。

(参考) 2018年度の地域間連系線の最小空容量実績

電力広域的運営推進機関
2019年5月23日 第39回調整力及び需給バランス
評価等に関する委員会 資料

● 2018年4月～2019年3月（平日 9時～20時）における地域間連系線の最小空容量 [単位：万kW]

連系線	方向	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道本州間 連系設備	北海道⇒東北	45.4	29.2	42.4	0.0	0.0	0.0	35.0	30.0	53.6	53.6	52.7	42.6
	東北⇒北海道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東北東京間 連系線	東北⇒東京	0.0	18.2	0.0	5.2	0.0	0.7	61.4	101.3	24.0	94.9	2.0	0.0
	東京⇒東北	208.5	207.8	220.4	228.9	269.7	194.5	166.3	172.5	188.2	238.4	281.3	183.5
東京中部間 連系設備	東京⇒中部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	56.4	20.0	109.3	59.9
	中部⇒東京	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中部関西間 連系設備	中部⇒関西	0.0	0.0	10.4	2.3	14.6	119.8	82.2	113.1	87.7	115.4	90.6	67.7
	関西⇒中部	145.2	134.6	80.0	50.9	60.6	41.9	22.1	26.6	44.9	52.6	25.0	16.7
中部北陸間 連系線	中部⇒北陸	0.0	0.0	10.9	11.2	21.9	0.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	北陸⇒中部	30.0	16.1	15.8	34.4	30.0	0.0	30.0	30.0	30.0	20.0	30.0	30.0
北陸関西間 連系線	北陸⇒関西	48.7	38.9	86.9	106.2	74.8	88.7	102.8	194.0	193.8	158.3	202.4	128.1
	関西⇒北陸	30.0	25.1	27.6	54.6	51.8	82.1	30.9	29.0	58.4	37.9	25.6	65.5
関西中国間 連系設備	関西⇒中国	146.7	194.4	193.9	250.6	232.3	239.5	375.8	367.6	274.9	319.8	258.2	250.0
	中国⇒関西	184.1	158.7	59.2	92.5	135.7	69.4	0.0	30.0	98.1	128.6	70.9	6.2
関西四国間 連系線	関西⇒四国	14.0	26.2	57.1	44.7	110.7	0.0	40.6	110.6	110.6	110.6	110.6	27.2
	四国⇒関西	3.9	73.9	3.9	3.9	7.8	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	0.0	1.7
中国四国間 連系線	中国⇒四国	0.0	0.0	24.5	0.01	17.1	61.5	25.8	81.3	62.1	69.1	96.2	21.2
	四国⇒中国	60.4	26.9	53.1	48.3	39.1	5.9	0.8	0.0	17.2	6.0	0.0	12.2
中国九州間 連系線	中国⇒九州	24.3	34.4	96.0	100.8	246.9	116.7	141.1	174.5	132.7	124.3	266.4	51.9
	九州⇒中国	7.3	19.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

広域機関における検討結果①

- 前回の議論を受けて、広域機関において、2018年度の実績を基に、電源Ⅰ'の広域調達のメリットと卸市場への影響について評価が行われ、連系線確保量の上限値については、以下の値が適当であるとの結論が示された。

電源Ⅰ'のエリア外調達の対象連系線と上限値（１）

電力広域的運営推進機関
2019年6月14日 第40回調整力及び需給バランス
評価等に関する委員会 資料

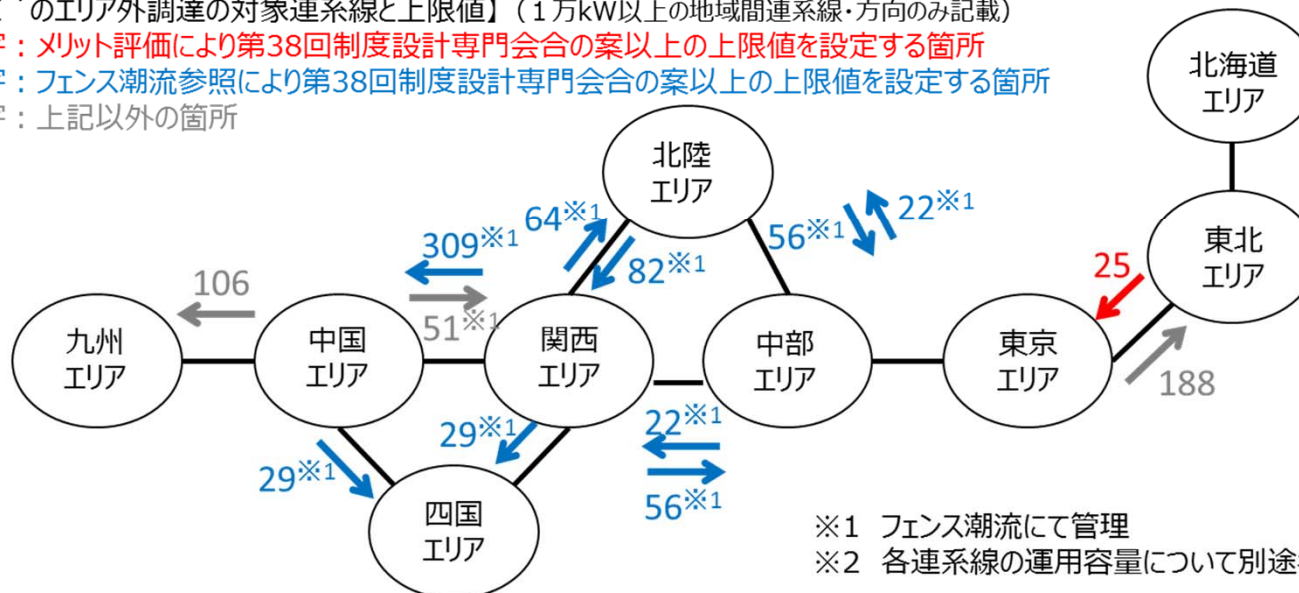
- 今回、2018年度実績の数値（連系線状況、スポット市場状況、電源Ⅰ'公募状況）をもとに、電源Ⅰ'をエリア外調達するメリットと卸電力市場への影響について検討を行った。
- 最小空容量実績がゼロの連系線であっても、エリア間で電源Ⅰ'の価格に差がある場合には、連系線容量を確保して電源Ⅰ'をエリア外調達することに、社会的にはメリットがある場合があることを示した。
- 具体的には、社会コストを低減する観点から、電源Ⅰ'のエリア外調達に伴う電源Ⅰ'の調達コストの低減見込みと発電コスト増加見込みの差が最大となるエリア外調達量が、最小空容量実績を上回る場合には、その量をエリア外調達の上限とすることが考えられるのではないかと【東北東京間連系線（東北→東京向き）】
- 今回の検討結果に基づき設定する場合の、エリア外調達（連系線確保容量）の上限値を下図※2に示す。これにより、2018年度実績からは、東北→東京および中部→関西においてエリア外調達されることが期待される。

【電源Ⅰ'のエリア外調達の対象連系線と上限値】（1万kW以上の地域間連系線・方向のみ記載）

赤字：メリット評価により第38回制度設計専門会合の案以上の上限値を設定する箇所

青字：フェンス潮流参照により第38回制度設計専門会合の案以上の上限値を設定する箇所

黒字：上記以外の箇所



(参考) 広域機関における検討結果② (参考資料抜粋)

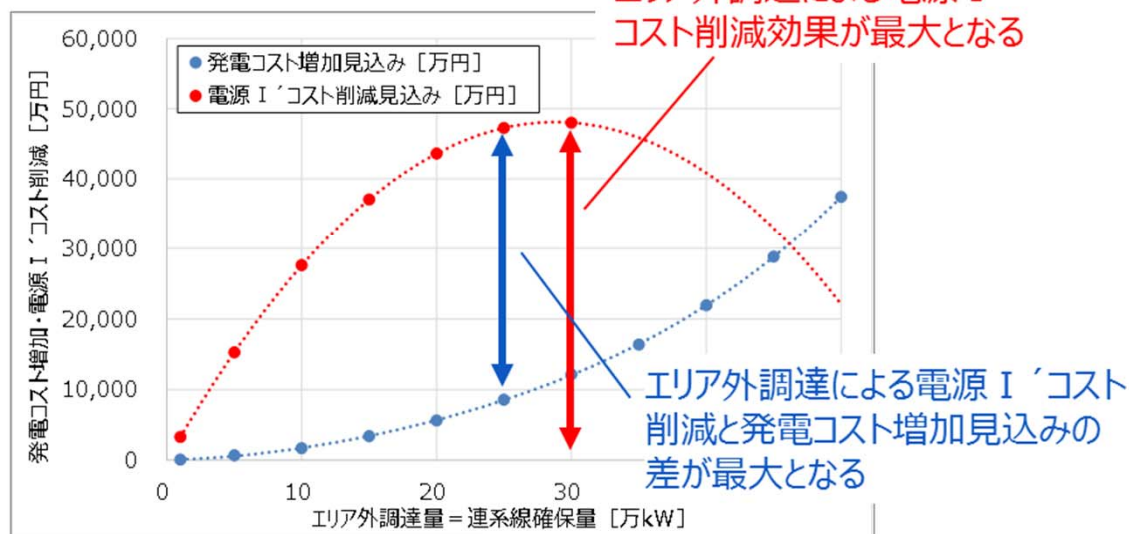
東北→東京向きに連系線容量を確保した場合の影響

- 東北・東京間については、東北東京間連系線（東北→東京向き）の2018年度のスポット市場後の最小空容量実績※については0万kWであった。

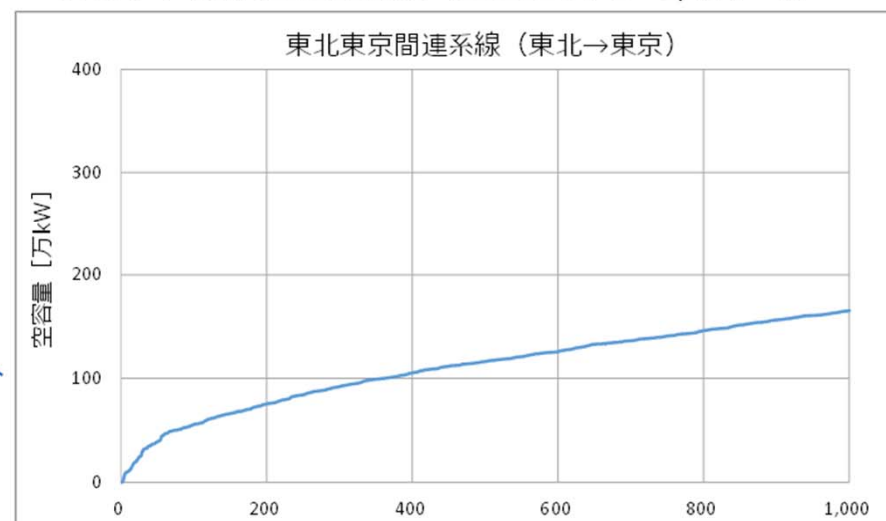
※ 7月～9月、12月～2月の平日（9時～20時）が対象

- そのため、最小空容量実績を上限とすると、電源Ⅰ'のエリア外調達のために連系線を確保できないこととなるが、東北東京間連系線（東北→東京向き）に連系線容量を確保した場合の発電コスト増加見込みと、電源Ⅰ'のエリア外調達に伴う電源Ⅰ'の調達コストの低減見込みとを比較すると、下図のような関係になるとの試算となった。
- 社会コスト最小化の観点からは、電源Ⅰ'のエリア外調達に伴う電源Ⅰ'の調達コストの低減見込みと発電コスト増加見込みの差が最大となる量までを連系線確保容量の上限とすることが考えられる。

東北東京間連系線（東北→東京向き）
の容量確保した場合の影響



東北東京間連系線（東北→東京向き）
スポット市場後の空容量実績（空容量の小さい1,000コマ）



2020年度の運用容量を考慮した連系線確保量の上限値について

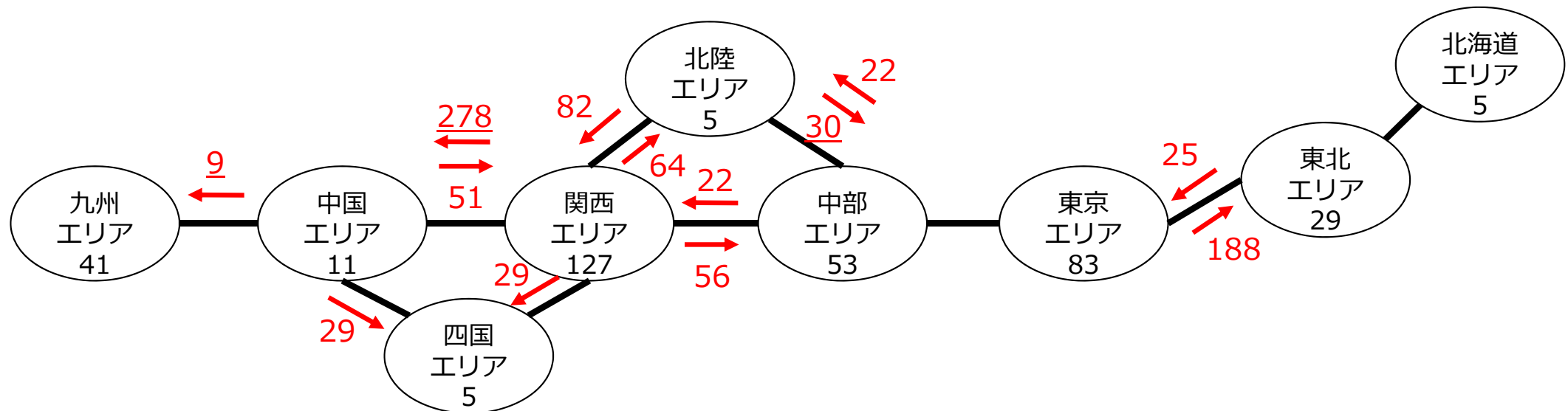
- 広域機関から示された連系線確保量の上限値について、2020年度の各連系線の運用容量を考慮すると以下のとおりとなる。

電源 I' のエリア外調達の対象連系線と上限値（単位：万kW）

赤字：広域機関が示した連系線確保量の上限値：2020年度運用容量考慮後

黒字：2020年度の電源 I' 募集量の推計値（電力・ガス取引監視等委員会が推計。実際の募集量は未定）

※東北東京間及び中国九州間連系線以外はフェンス潮流にて管理。複数ルート合計値で管理されるので各連系線の上限値はこれより小さい場合がある。



(参考) 2020年度の連系線の運用容量 (平日：昼間帯)

Ⅱ－１．2020年度の連系線の運用容量 (平日：昼間帯)

7

(万kW)

連系線	潮流方向	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道本州間連系設備	北海道向	90(①) 【30(①)】	90(①) 【60(①)】	90(①) 【30(①)】	90(①)	90(①) 【30(①)】	90(①) 【60(①)】	90(①)	90(①)	90(①)	90(①)	90(①)	90(①)
	東北向	90(①) 【30(①)】	90(①) 【60(①)】	90(①) 【30(①)】	90(①)	90(①) 【30(①)】	90(①) 【60(①)】	90(①)	90(①)	90(①)	90(①)	90(①)	90(①)
東北東京間連系線	東北向	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)	236(①)
	東京向	505(②) 【435(②)】	<545(②)> 520(①) 【415(①)】	<545(①)> 445(②) 【470(②)】	<555(①)> 540(①)	<575(①)> 555(①)	540(①) 【540(①)】	<485(②)> 465(②) 【345(①)】	<505(②)> 485(②) 【485(②)】	<575(①)> 520(②)	<595(①)> 575(①)	<600(①)> 540(①)	<600(①)> 540(①)
東京中部間連系設備	東京向	120(①) 【60(③)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①)	120(①)	120(①) 【90(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】
	中部向	120(①)	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①)	120(①)	120(①) 【90(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】	120(①) 【60(①)】
中部関西間連系線 注1)	中部向	250(④)	250(④)	250(④) 【21(④)】	250(④)	250(④)	250(④)	250(④)	250(④)	250(④)	250(④)	250(④)	250(④)
	関西向	53(④)	60(④)	68(④) 【40(④)】	102(④)	103(④)	前半86(④) 後半77(④)	69(④)	前半73(④) 後半77(④)	92(④)	109(④)	87(④)	前半67(④) 後半58(④)
北陸フェンス	北陸 受電向	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)
	北陸 送電向	176(④)	183(④)	190(②)	190(②)	190(②)	前半190(②) 後半190(②)	190(②)	前半190(②) 後半190(②)	190(②)	190(②)	190(②)	前半190(②) 後半180(④)
中部北陸間連系設備	北陸向	30(①)	30(①)	30(①)	30(①)	30(①)	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】
	中部向	30(①)	30(①)	30(①)	30(①)	30(①)	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】	30(①) 【0(①)】
北陸関西間連系線	北陸向	130(④)	130(④)	130(④) 【0 ①】	130(④)	130(④)	130(④) 【0 ①】	130(④) 【0 ①】	130(④)	130(④)	130(④)	130(④)	130(④) 【0 ①】
	関西向	176(④)	183(④)	190(②) 【0 ①】	190(②)	190(②)	前半190(②) 後半190(②) 【0 ①】	190(②) 【0 ①】	前半190(②) 後半190(②)	190(②)	190(②)	190(②)	前半190(②) 後半180(④)
関西中国間連系線 注1)	関西向	389(③) 【304(③)】	389(③) 【329(①)】	389(③) 【278(①)】	414(③)	414(③)	前半414(③) 【329(①)】 後半389(③)	389(③) 【329(①)】	389(③) 【329(①)】	404(③)	404(③)	404(③)	前半404(③) 後半389(③)
	中国向	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)	278(①)
関西四国間連系設備	関西向	140(①)	140(①)	140(①) 【70(①)】	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)
	四国向	140(①)	140(①)	140(①) 【70(①)】	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)	140(①)
中国四国間連系線	中国向	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)
	四国向	120(①) 【25(④)】	120(①) 【24(④)】	120(①) 【25(④)】	120(①)	120(①)	120(①)	120(①) 【25(④)】	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)	120(①)
中国九州間連系線 注1)	中国向	227(④) 【227(④)】	218(④) 【218(④)】	232(④)	253(④)	246(④)	前半245(④) 後半234(④)	231(④)	前半238(④) 後半246(④)	258(④)	261(④)	273(④)	前半253(④) 後半240(④)
	九州向	0(④)	2(④)	5(④)	18(④)	18(④)	前半12(④) 後半9(④)	8(④)	前半8(④) 後半9(④)	18(④)	18(④)	13(④)	前半6(④) 後半4(④)



() 内の数字は、運用容量決定要因 (①熱容量等, ②同期安定性, ③電圧安定性, ④周波数維持) を示す。【 】内の数字は、作業時の最小運用容量を示す。
< > 内の数字は、運用容量の最大を示す。(東北東京間連系線は流通設備等の作業停止を考慮して日毎に算出しているため、最小値とともに最大値も記載。)

具体的な日毎の運用容量は系統情報サービス参照

注1) 9月、11月、3月における「前半」：15日まで、「後半」：16日以降

連系線確保量の上限値に係る評価の考え方

- 広域機関の評価結果は、電源 I' をエリア外から調達することによるコスト削減効果と、連系線容量を確保することによる市場分断の影響を、昨年度のデータから一定の仮定を置いて試算して比較したものであり、一定の妥当性があると考えられる。
- 2020年度については実施初年度であり、精緻な評価は困難と考えられることから、電源 I' 向けの連系線確保量の上限は、広域機関の値を用いることとしてはどうか。（注 1）
- なお、実際の応札価格が本試算から大きく異なった場合には、電源 I' をエリア外から調達することによるコスト削減効果が本試算より大幅に縮小する可能性がある。したがって、域外からの応札については、それを落札するメリットが連系線容量を確保することによるコスト増を上回ると評価されるケースのみ調達対象とすることとしてはどうか。（注 2、3）

注 1) フェンス潮流で管理している連系線については、直流設備の制約を踏まえた上で落札者選定において一般送配電事業者間で連系線利用量を確認し、合計値を超えないようにする。

注 2) 昨年度の電源 I' の公募は、エリアによって契約期間等の募集条件が異なっていた。2020年度向け公募において契約期間が統一されるなどの変更があった場合には、エリアによって応札価格が大きく変化する可能性がある。

注 3) 連系線の容量を確保することによるコスト増については、広域機関の手法により試算することとし、具体的な評価方法は、電力・ガス取引監視等委員会事務局から一般送配電事業者へ通知する。

(参考) 2019年度向けの公募における電源 I 'の募集条件

- 2019年度の各エリアの電源 I 'の契約内容は、契約期間、ペナルティの対象となる調整力提供期間、想定発動回数等が異なっていた。今秋の公募でこれらの条件が変更された場合、応札価格が大きく変化する可能性がある。

電源 I 'の契約内容（2019年度向け公募調達）

	東北	東京	中部	関西	九州
募集容量	15万kW	30万kW	27.7万kW	101万kW	32.3万kW
契約期間	7/16～ 9/20、 12/16～ 2/20	4/1～3/31	7/1～9/30	4/1～3/31 (追加公募 分は、7/1～ 3/31)	4/1～3/31
提供期間 (ペナルティ対象)	同上	7～9月、 12～2月	同上	同上 (※)	7～9月、 12～2月
想定発動回数	3.6回	3.6回	1.8回	3.6回	3.6回
運転継続可能時間	4時間	3時間	2時間	3時間	4時間

※7～9月、12～2月の平日以外は、停止は可能な要件とした上で調整力供出事業者が計画停止しない（＝供出可能）状態において、計画外停止または契約電力未達の場合、ペナルティの算定を行う。

まとめ

- 2020年度向け電源 I' の調達について、広域的調達により隣接エリアの電源等と契約する場合、それが確実に活用できるよう、それと同量の連系線容量を確保することとする。その連系線確保量の上限は、広域機関から示された値（2020年度連系線運用容量考慮後）を用いることとする。
- 広域的調達における落札者の選定において、域外からの応札については、それを落札することによるコスト削減効果が連系線の容量を確保することによるコスト増を上回ると評価されるケースのみ落札することとする。（連系線の容量を確保することによるコスト増については、広域機関の手法により試算する。）

※大規模電源や系統等の状況変化により、前提となる連系線の潮流に大きな変化が生じることが具体的に想定されることとなった場合には別途対応を検討する。

- 2021年度以降については、運用実績等の関連するデータを基に電源 I' の広域的調達の経済メリット等を評価し、連系線確保量のあり方を検討する。

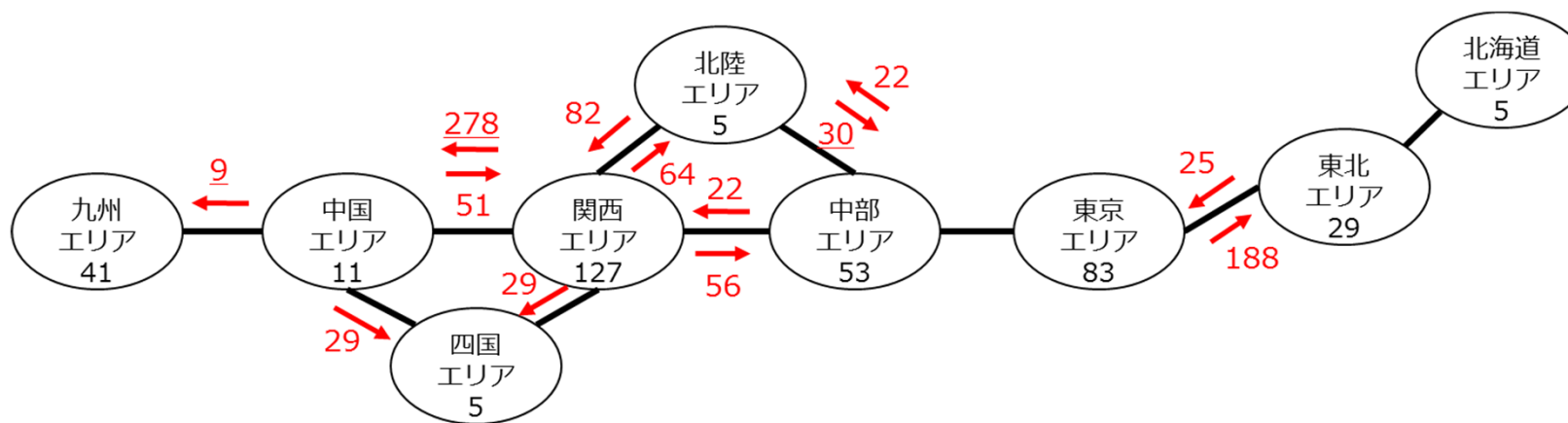
※市場分断がエリアの小売市場の競争に与える影響も考慮する必要がある。

電源 I' のエリア外調達の対象連系線と上限値（単位：万kW）【再掲】

赤字：広域機関が示した連系線確保量の上限値：2020年度運用容量考慮後

黒字：2020年度の電源 I' 募集量の推計値（電力・ガス取引監視等委員会が推計。実際の募集量は未定）

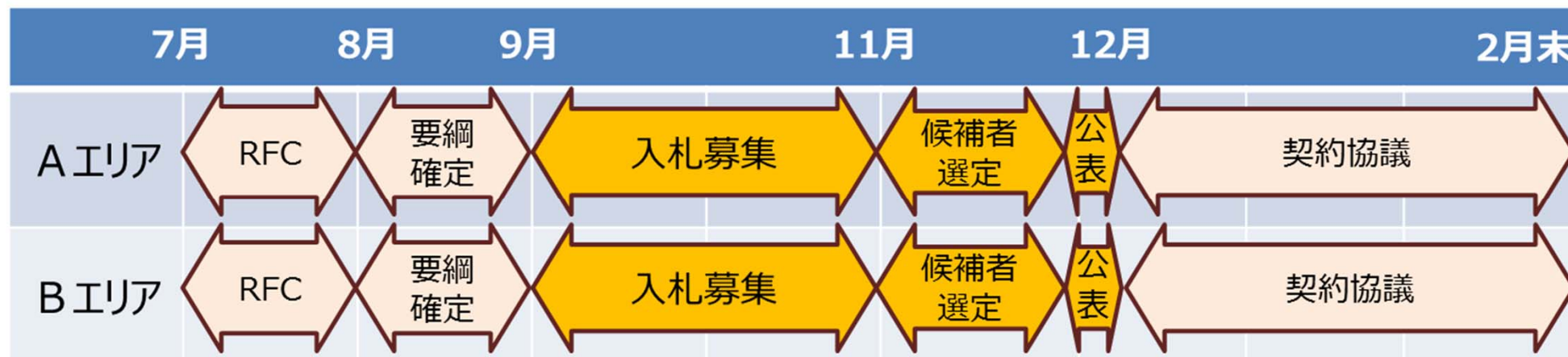
※東北東京間及び中国九州間連系線以外はフェンス潮流にて管理。複数ルートの合計値で管理されるので各連系線の上限値はこれより小さい場合がある。



「電源Ⅰ'の広域的調達」のスケジュール

- 「電源Ⅰ'の広域的調達」を実施する場合、調整力供出事業者は、一つの入札案件を複数エリアに入札できることとなります。このため、一般送配電事業者間で入札情報を一部共有して落札候補者の選定を行うべく、「入札募集」「候補者選定」「公表」のスケジュールを統一して対応します。
- 電源Ⅰ'のために連系線を活用する範囲が6月はじめまでに決定されれば、2020年度向けの調整力公募において、「電源Ⅰ'の広域的調達」を実施することは可能です。

＜公募スケジュールイメージ＞



⋮

(参考資料 8) 2021 年度以降のインバランス料金制度について
(電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合第 36 回～39 回の議論のまとめ)

令和元年 6 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

資源エネルギー庁の審議会（電力・ガス基本政策小委員会）において、需給調整市場の創設にあわせて 2021 年度からインバランス料金制度を改正する方針が示され、その詳細については、電力・ガス取引監視等委員会において、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされた。

これを受け、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、本年 2 月より、資源エネルギー庁の審議会で示された考え方をベースに、新たなインバランス料金制度の詳細について検討しているところ、これまでの議論をまとめると以下の通り。

引き続き、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、資源エネルギー庁、電力広域的運営推進機関等の協力を得つつ、検討を進めていく。

1. 新たなインバランス料金の基本的考え方

インバランス料金は、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナルのベースとなるもの。したがって、2021 年度以降のインバランス料金制度は、インバランスを発生させた者に合理的な負担を求める（発生させたインバランスが合理的な価格で精算される）とともに、系統利用者に適切なインセンティブを与えるものとなるよう、①インバランス料金が実需給の電気の価値を反映するようにし、②関連情報をタイムリーに公表することが重要。

こうした考え方にに基づき、インバランス料金は、その時間における電気の価値を反映するよう、以下により算定する。

ア) インバランス料金はエリアごとに算定する（調整力の広域運用は考慮）

イ) コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的な kWh 価格を引用する（卸電力市場価格に基づく補正の仕組みも導入）

ウ) 需給ひっ迫時における不足インバランスは、系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、そうした影響がインバランス料金に反映されるよう、需給ひっ迫時にはインバランス料金が上昇する仕組みを導入する。

2. インバランス料金の算定方法の詳細

(1) 調整力の限界的な kWh 価格の引用方法

①広域運用された調整力の kWh 価格を引用

2021 年度以降の調整力の運用においては、インバランス対応は主に広域運用調整力によって対応されることから、広域運用調整力の限界的な kWh 価格¹⁾ をインバランス料金に引用することとする。この場合、広域運用されたエリアすべてが同一のインバランス料金となる。(エリア分断時の取扱いについては、以下④に記載。)

②各コマの限界的な kWh 価格の決定方法【本日の議論を反映】

調整力の広域運用は、2021 年度からは 15 分ごとの指令、2023 年度からは 5 分ごとの指令によって運用される予定。したがって、30 分コマ内に、前半 15 分と後半 15 分の二つの限界的な kWh 価格が存在することになる。(2023 年度以降は 5 分ごとと 6 分の限界的な kWh 価格が存在することとなる。)

30 分コマのインバランス料金は、そのコマでさらに 1 kWh のインバランスが増えた場合に生じる費用の増減(30 分全体の限界的な費用)を反映させることが適当と考えられることから、各 15 分の限界的な kWh 価格を各 15 分におけるインバランス量によって加重平均して得られる値をインバランス料金に引用することとする。

30 分コマ内で上げ指令と下げ指令が両者存在したケースでは、上げ指令の価格が高い方と下げ指令の価格が低い方とから同量を相殺し、残ったものの限界的な kWh 価格を加重平均することとする。

③広域運用調整力への指令がゼロであった場合の扱い

広域エリア合計でのインバランスが小さく、広域運用調整力の指令量がゼロの場合、当該エリアのインバランス料金は、指令されなかった上げ調整力の最も安い kWh 価格と、指令されなかった下げ調整の最も高い kWh 価格の平均を引用する。

④エリア分断時の扱い

調整力の広域運用において、連系線に空き容量がなく分断があった場合²⁾は、分断されたエリアごとに広域運用された調整力の限界的な kWh 価格を引用する。

¹⁾ 限界的な kWh 価格＝上げ調整においては最も高い kWh 価格、下げ調整においては最も低い kWh 価格

²⁾ 分断の判断は、あるエリアで予測されたインバランスの全量が広域運用調整力によって対応できなかった場合、そのエリアは分断されたものと見なすこととする。

(2) 卸市場価格による補正インバランス料金【本日の議論を反映】

電源 I など、登録された調整力 kWh 価格が必ずしもその時点の需給状況を考慮されたものとなっていない場合があり、そのため、稼働した調整力の限界的な kWh 価格が電気の価値を適切に反映しない場合があり得る。こうしたことから、卸市場価格との関係が逆転する場合においては、以下の補正を行う。

	系統余剰のとき	系統不足のとき
余剰インバランス料金	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (低い方)	限界的な調整力 kWh価格
不足インバランス料金	限界的な調整力 kWh価格	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (高い方)

- P は、卸電力市場における約定の新しいものから異なる事業者による 5 取引分³の価格の単純平均価格とする。
- 調整力の広域運用が分断した場合は、分断したエリア毎に算定する。
- 系統余剰／系統不足の判断は、広域調整力の指令量に基づいて判断することが適当と考えられるが、今後実務面等を踏まえて決定する。

(3) 太陽光等の出力抑制のケースの扱い【本日の議論を反映】

太陽光・風力の出力抑制が行われているコマにおける系統余剰の発生は、実質的に限界費用 0 円/kWh の太陽光等を下げていると見なすことが適当であると考えられる。したがって、太陽光等の出力抑制が行われているコマで系統余剰となった場合には、実際に稼働した調整力の kWh 価格を引用するのではなく、インバランス料金を 0 円/kWh とする。なお、系統余剰／系統不足の判断は、広域調整力の指令量に基づいて判断することが適当と考えられるが、今後実務面等を踏まえて決定する。

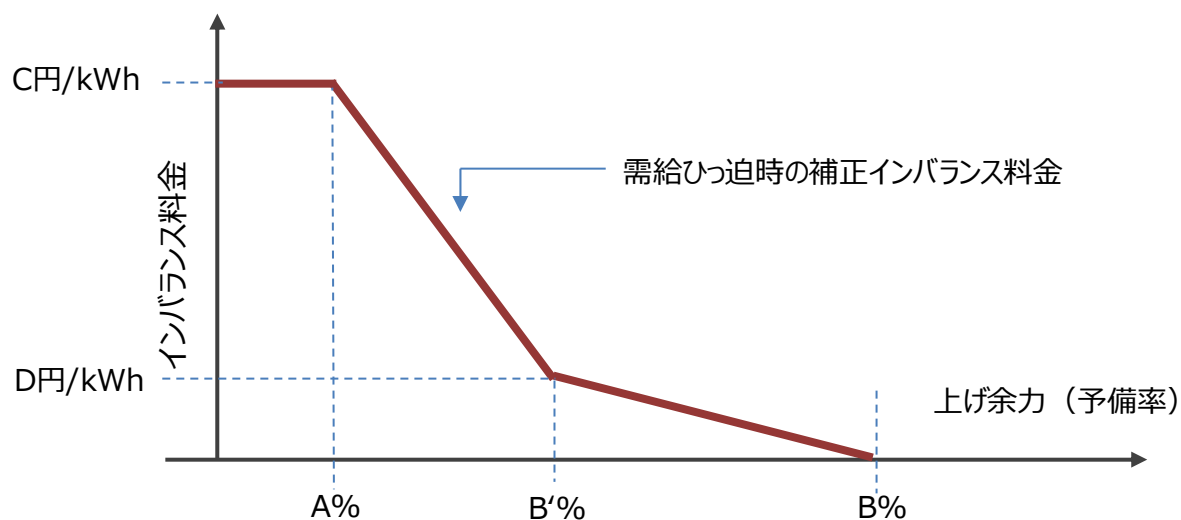
(4) 需給ひっ迫時補正インバランス料金【本日の議論を反映】

需給ひっ迫時、すなわち一般送配電事業者が用いることができる「上げ余力」が少ない状況での不足インバランスは、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながる

³ 時間前市場の異なる事業者による取引が 5 件未満の場合は、残りの件数はエリアプライスを参照する。

もの。したがって、需給ひっ迫時、すなわち「上げ余力」が一定値以下になった場合には、そうした影響（コスト増）をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、料金を上昇させることで、需給の改善を促していくことが適当である。

このため、以下のような直線的な式に基づき、そのコマの「上げ余力」に対応する需給ひっ迫時補正インバランス料金を決定し、これが、上述（１）調整力の限界的な kWh 価格または（２）卸市場価格による補正インバランス料金よりも高い場合は、この価格を当該コマのインバランス料金とする。



上図におけるA～Dの具体的な数値の設定については、2021 年度から調整力の広域運用が開始されること等を考慮して今後検討を深めていくこととするが、それぞれ、以下のような考え方がありえる。

A：これ以上「上げ余力」を減らすことは許されない水準として、需要家に痛みのある協力を求める対策のタイミングを参考とする。

B：「上げ余力」が不足するリスクに備えて対策を講じ始める水準として、通常時には用いない供給力である電源 I' を発動し始めるタイミングを参考とする。

B'：B～B'までは、確保済みの電源 I' で対応すると考えられる水準。したがって、B'は、これ以上予備率が低下すると新たな供給力を追加的に確保することが必要になり始める水準として、電源 I' の発動が確実となる水準を参考とする。

C：緊急的に供給力を 1kWh 追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに 1kWh 確保するために十分な価格として、新たに DR を追加的に確保するのに必要となる価格を参考とする。

D：確保済みの電源 I' のコストを参考とする。

上図における「上げ余力」は、調整力の広域運用が行われるエリア毎に、以下の式により算出することが合理的と考えられる。その詳細については、今後検討する。

$$\text{上げ余力} = \frac{\text{広域エリア内の一般送配電事業者が活用可能な供給余力} \\ \text{(応動時間が一定以下のもの)}}{\text{当該コマの広域エリア需要}}$$

なお、各コマの需給ひっ迫時補正インバランス料金の算定に用いる「上げ余力」は、ゲートクローズ直後に一般送配電事業者が公表する予測値を用いることが一案として考えられる。

(5) 沖縄エリアにおけるインバランス料金

沖縄エリアは広域運用が導入されないことから、エリア内で稼働した調整力の限界的な kWh 価格を引用してインバランス料金を算定する。

エリア内調整力は、インバランス対応と時間内変動対応の両方のために稼働することから、以下のように算定することとする。

- エリア内で稼働した調整力のうち、kWh 価格の高いものから順に一定量の加重平均価格を引用することとする。
- 30分コマにおいて上げ調整と下げ調整が同時に行われた場合は、上げ調整の高い方から、下げ調整の低い方から、どちらかの調整量がゼロになるまでそれぞれ相殺し、残った方の kWh 価格の高いものから順に一定量の加重平均価格を引用することとする。

なお、上述(3)及び(4)については、沖縄エリアにも同様のルールを適用する。

3. タイムリーな情報公表の詳細

(1) 情報公表の意義

インバランス料金が、その時間における電気の価値を反映することを踏まえ、以下の意義に基づき、関連情報がタイムリーに公表されるべきである。

① 需給バランス確保の円滑化を通じた安定供給の確保

系統の需給状況やインバランスの発生状況、インバランス料金に関する情報をタイムリーに提供することにより、系統利用者が最新の状況を踏まえて自らの需要予測を精査し、市場取引などを通じて調達量を調整することを促進。

② 電気の有効利用の促進・新たなビジネスモデルの育成

インバランス料金（＝リアルタイムの電気の価格）に関する情報をタイムリーに公表することで、状況変化があった場合にそれが速やかに時間前市場価格等に反映されることを促進。今後、需給の状況変化に応じて電気の消費・供給・充放電を変化させるといった分散型の取り組みが拡大するための環境を整備。

③ 適正な競争の確保（情報格差の防止）

電力市場における適正な競争を確保する観点から、一部の者（調整力提供者）のみがインバランス料金の予測に資する情報を持つことがないようにする。

④ インバランス精算の透明性の確保

インバランス料金が適正に算定されているか検証できるようにする。

（２）公表されるべき情報の項目及びタイミング

系統の需給に関する情報

系統の需給状況は、系統利用者が最新の状況を踏まえてインバランス料金を予測し、市場取引などを通じて自らの計画をより合理的なものとする上で重要な情報となる。

● エリアの需要に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総需要量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総需要量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総需要量（需要 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

● エリアの発電に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総発電量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表
エリア風力・太陽光発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア風力・太陽光発電量（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア太陽光・風力発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

※風力発電量については、エリア内の導入量等を踏まえ、段階的な対応を検討。

163

164 ● エリアの需給状況に関する情報

項目名	公表のタイミング
連系線の空き容量	状況変化に基づき随時公表
発電ユニット等の停止情報	状況変化に基づき随時公表
広域エリア供給力/上げ余力（需給ひっ迫時補正料金の算定諸元・実績値）	GC 後速やかに公表（実需給前まで）
広域エリア供給力/上げ余力（予測値）	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表

165

166 インバランス料金に関する情報

167 インバランス料金の情報は、系統利用者が最新の状況を把握する上で不可欠な情報で
 168 あるとともに、その算定根拠を公表することでインバランス料金の透明性を確保するこ
 169 とに資する。

項目名	公表のタイミング
インバランス料金	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
広域運用調整力の指令量（≡インバランス量）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
インバランス料金の算定根拠（指令した調整力の限界的な kWh 価格及び補正料金の詳細）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

170

171 調整力に関する情報

172 調整力の稼働情報は、系統利用者がインバランス料金を予測する上で重要な情報であ
 173 るとともに、一部の者（調整力提供者）のみがその情報を持つことがないよう、公表を
 174 行うことが適正な競争の確保に資する。

項目名	公表のタイミング
広域運用調整力の指令量	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
指令した調整力の限界的な kWh 価格（＝インバランス料金の算定根拠）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
広域運用システムに登録された調整力の詳細（各ユニットの上げ代・下げ代や kWh 価格、いわゆるメリットオーダー）	公表によって競争に及ぼす影響などを考慮しつつ、公表のあり方・方法等について引き続き検討を行う。

175

(参考資料9)「適正なガス取引についての指針」改定案 新旧対照表

改 定 後	現 行
第二部 適正なガス取引についての指針 I・II (略) III 製造分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 (1) LNG基地の第三者利用 ① 我が国において需要家に小売供給が行われるガスのほとんどは、海外からの輸入LNGに依存している。<u>海外から輸入されたLNGは、LNG基地(液化ガス貯蔵設備(以下「LNGタンク」という。))及びガス発生設備(なお、これらと一体となって維持し及び運用するガス工作物も含まれる。)をいう。)</u>において、受入れ、貯蔵、気化、熱量調整、付臭等の製造過程を経てガスとなる。 LNG基地の建設には多額の費用を要するため、現状においてLNG基地を保有しガスを製造する事業者がおおむね一部の大手事業者に限られることを踏まえると、ガスの卸売市場への新規参入の促進や既存の製造設備の効率的な活用が図られることは、卸売市場の活性化とそれによる小売市場の競争促進に資することとなる。 このための方策の一つとして、第三者がLNG基地を利用(第三者が調達したLNGを用いてガスを製造委託)することができることとなれば、自らLNG基地を建設しなくてもガスを製造することができ、新たな卸売事業者の出現やガスの製造手段の多様化につながる事となる。 ②・③ (略) (2) (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	第二部 適正なガス取引についての指針 I・II (略) III 製造分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 (1) LNG基地の第三者利用 ① 我が国において需要家に小売供給が行われるガスのほとんどは、海外からの輸入LNGに依存しているところ、<u>海外から輸入したLNGをLNG基地に貯蔵し、気化、熱量調整、付臭等の設備を用いて製造されている。</u> LNG基地の建設には多額の費用を要するため、現状においてLNG基地を保有しガスを製造する事業者がおおむね一部の大手事業者に限られることを踏まえると、ガスの卸売市場への新規参入の促進や既存の製造設備の効率的な活用が図られることは、卸売市場の活性化とそれによる小売市場の競争促進に資することとなる。 このための方策の一つとして、第三者がLNG基地を利用(第三者が調達したLNGを用いてガスを製造委託)することができることとなれば、自らLNG基地を建設しなくてもガスを製造することができ、新たな卸売事業者の出現やガスの製造手段の多様化につながる事となる。 ②・③ (略) (2) (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

改 定 後	現 行
(1) LNG基地の第三者利用 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① LNGタンクの運用 LNG基地を維持し及び運用する事業者（ガス製造事業者及びその他LNG基地事業者のことを指し、以下「LNG基地事業者」という。）が、LNGタンクの運用において、<u>ルームレント方式（注1）だけではなく、ルームシェア方式（注2）を採用すること等によりガスの製造を積極的に受託することは、LNG基地の利用を促進するものであり、公正かつ有効な競争の観点から望ましい（注3）。</u> <u>（注1）利用可能なLNGタンクの容量の枠を設定した上で、当該容量について契約期間中に独占的な利用を認める方式をいう。</u> <u>（注2）配船調整及びLNGの貸借を行うことを前提に、LNGタンク容量を共有して、LNG基地を活用する方式をいう。</u> <u>（注3）ガス事業者等（ガス事業法第107条第1項に規定する者をいう。）とLNG基地事業者との間でLNG基地の第三者利用に係る契約の締結を巡って紛争が生じた場合、当事者間で紛争が解決しない場合には、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会にあっせん・仲裁を申請することができる（ガス事業法第107条、第108条）。</u> ② 法定LNG基地の第三者利用等 <u>ガス製造事業者は、ガス受託製造の役務の提供を受ける他の者（当該役務の提供を受けようとする他の者を含み、以下「製造等委託者」という。）による法定</u>	(1) LNG基地の第三者利用 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① LNGタンクの運用 LNG基地を維持し及び運用する事業者（ガス製造事業者及びその他LNG基地事業者のことを指し、以下「LNG基地事業者」という。）が、LNGタンクの運用において、<u>第三者とタンクの容量を共有した上でLNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用すること等によりガスの製造を積極的に受託することは、LNG基地の利用を促進するものであり、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> (新設)

改 定 後	現 行
<u>LNG基地の利用に当たって、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> <u>○ ガス製造事業者が、ガス発生設備におけるガスの製造の余力の見通し及びLNGタンクにおけるLNG貯蔵の余力の見通しの公表において、製造等委託者が利用可能となる量を定量的に示すこと。具体的には、ガス発生設備及びルームレント方式での運用を採用するLNGタンクにおいては、年間を通じて利用可能となる設備能力・容量を、ルームシェア方式での運用を採用するLNGタンクにおいては、年間で利用可能となる量を定量的に示すこと。なお、ルームシェア方式における利用可能な量については、配船調整及びLNGの貸借が行われることを前提とした利用可能な受入量を記載すること。</u> <u>○ ガス製造事業者が、製造等委託者との守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安（注1）を、当該製造等委託者が申し込んだ基地利用検討の結果回答時に基地利用料金の概算額（注2）を当該製造等委託者へ通知すること。</u> <u>（注1）例えば、守秘義務契約締結後1週間以内に基地利用料金の総額の目安を提示することなどを指す。</u> <u>（注2）ここでいう「基地利用料金の概算額」とは、受入設備、LNGタンク等の機能ごと又は基本料金、従量料金など受託製造約款に対応する区分ごとの金額（ルームシェア方式における貯蔵料金を含む。）の概算を指す。</u> <u>○ ガス製造事業者が、ルームシェア方式での貯蔵料金の算定において、平均貯蔵量（注1）その他のタンクの占有状況を適切に反映する課金標準、払出量（注2）その他の競争促進に資する課金標準又はこれらの課金標準の組合せを用いること。</u> <u>（注1）貯蔵した実績又は貯蔵する計画に応じて料金を配分する課金標準を指し、例えば、年間契約貯蔵量の月平均貯蔵量、月別受入計画における日平均貯蔵量などがある。</u> <u>（注2）LNGタンクから払い出した実績又は払い出す計画に応じて料金を配分する課金標準を指し、例えば、月間の総払出量などがある。</u>	

改 定 後	現 行
○ <u>運用方式としてルームシェア方式、課金標準として平均貯蔵量を採用する場合の貯蔵料金の算定において、年度配船計画策定時に行われる配船調整又はLNGの貸借によって、製造等委託者ごとの貯蔵量が最小となるタイミング（以下「第三者ごとの最適配船タイミング」という。）で配船を行う場合に比して貯蔵量が減少したときに、ガス製造事業者が当該貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映することで、第三者ごとの最適配船タイミングで配船を行う場合に比して料金を低く設定すること。</u> ③ その他LNG基地の第三者利用等 その他LNG基地事業者等は、<u>製造等委託者によるその他LNG基地等の利用に当たって、上記②を踏まえつつ、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①・② （略） ③ 第三者利用における差別的取扱い ガス製造事業者は、ガス受託製造の業務について、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることをしてはならない（ガス事業法第92条第1項第2号）。 <u>例えば、以下のような、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定することは、ガス事業法上問題となり、経済産業大臣による当該行為の停止・変更命令（同法第92条第2項）の対象となり得る。</u>	② その他LNG基地の第三者利用等 その他LNG基地事業者等は、<u>その他LNG基地等の第三者による利用に当たって、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①・② （略） ③ 第三者利用における差別的取扱い ガス製造事業者は、ガス受託製造の業務について、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることをしてはならない（ガス事業法第92条第1項第2号）。 <u>例えば、ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定することは、ガス事業法上問題となり、経済産</u>

改 定 後	現 行
○ <u>ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定すること。</u> ○ <u>運用方式としてルームシェア方式、課金標準として平均貯蔵量を採用する場合の貯蔵料金の算定において、年度配船計画策定時に行われる配船調整又はLNGの貸借によって第三者ごとの最適配船タイミングで配船を行う場合に比して貯蔵量が増加したときに、ガス製造事業者が当該貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映することで、第三者ごとの最適配船タイミングで配船を行う場合に比して料金を高く設定すること。</u>	<u>業大臣による当該行為の停止・変更命令（同法第92条第2項）の対象となり得る。</u>
(2) (略)	(2) (略)
IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方	IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方
1 考え方	1 考え方
(1) (略) ① (略) ② (略) (注1) (略) (注2) <u>ガス導管事業者と託送供給業務に関連した他のガスを供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）との間で導管ネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、当事者間で紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあつせん・仲裁を申請することができる（ガス事業法第107条、第108条）。</u> (略)	(1) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ① (略) ② (略) (注1) (略) (注2) <u>ガス導管事業者と託送供給業務に関連した他のガスを供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）との間で導管ネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあつせん・仲裁を申請することができる（ガス事業法第107条、第108条）。</u> (略)
2 (略)	2 (略)

(参考資料10)

ガス導管事業者の収支管理を適正化するための 経済産業省令等の改正



各事業者の収支等の分析を通じた制度面の対応について

- 前回までの議論を踏まえ、以下の2点の制度改革を速やかに行うことが適当である旨、親委員会に報告することとしたい。
 - ① 地域別に料金を設定している事業者等における託送収支計算書の作成単位の適正化
 - ② 事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者について託送供給約款の制定不要の対象から除外

必要と考えられる制度改正①（託送収支計算書等の作成単位の適正化）

- ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が7社ある。※
- 現行の制度においては、これらの事業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または特定導管ごとのストック管理・フロー管理は行われていない。
- 託送料金の適正性の観点から、これらのケースについては、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される仕組みが重要。
- したがって、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でストック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うことが適当。

※ 東京ガス、東部ガス、旭川ガス、堀川産業、日本ガス、妙高市、中部電力

<ガス事業託送供給約款料金算定規則抜粋>

（地域別料金）

第二十二条 一般ガス導管事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件が著しく異なる場合その他託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定め又は変更することができる。この場合においては、託送供給約款料金原価等、変動額託送供給約款料金原価等又は届出託送供給約款料金原価等の算定及び配分はこれらの地域ごとに行わなければならない。

（参考）ガス事業託送供給収支計算規則

（託送供給等関連業務の会計の整理）

第二条 法第五十三条第一項の規定により、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給等関連業務」という。）に関する会計を整理しようとする一般ガス導管事業者（以下「事業者」という。）は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給等関連業務に関する会計を整理しなければならない。

（託送収支計算書の作成）

第三条 事業者は、託送供給等関連業務に係る収益（以下「託送収益」という。）及び託送供給等関連業務に係る費用（以下「託送費用」という。）について、別表第一に掲げる算定方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。

（託送資産明細書の作成）

第四条 事業者は、託送供給等関連業務の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産（以下「託送資産」という。）及び本支管投資額について、別表第二に掲げる算定方法に基づき、様式第二に整理しなければならない。

（超過利潤計算書等の作成）

第五条 事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた事業者であって法第四十九条第一項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる算定方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

必要と考えられる制度改正②（事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者の収支管理）

- 特定ガス導管事業者について、小売供給・託送供給・卸供給の件数が合計 3 に満たない事業者は、現行制度上、託送供給約款の制定が免除され、基本的にストック管理・フロー管理は行われないこととされている。^{※1}（この制度は、需要が著しく少ないことが客観的に明らかである場合に、託送供給約款の策定を求めることは過度な規制となるおそれがあり、個別の供給条件によることとする方が適当であるとの考えのもとで設けられたもの。）
- 昨年度から事業者間精算制度が導入され、託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管事業者の一部^{※2}に、下流のガス導管事業者にガスを供給し、事業者間精算により収益を得ているケースが生じているが、現行制度下では、これらの者も引き続き託送供給約款の制定が不要とされ、ストック管理・フロー管理が行われないこととされている。
- 下流のネットワーク利用者の負担となる事業者間精算費の適正性を確保する観点から、事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者は託送供給約款制定不要の対象外^{※3}とするよう、承認基準の見直しを速やかに行うことが適当。

※ 1 託送供給約款の制定が免除される特定ガス導管事業者は、託送供給関連業務に関する会計整理は行うこととなっているが、超過利潤計算書及び乖離率計算書等の作成は不要とされている。なお、託送供給義務は課せられている。

※ 2 東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関東天然瓦斯開発、関西電力、瀬戸内パイプライン、水島エルエヌジー四国電力

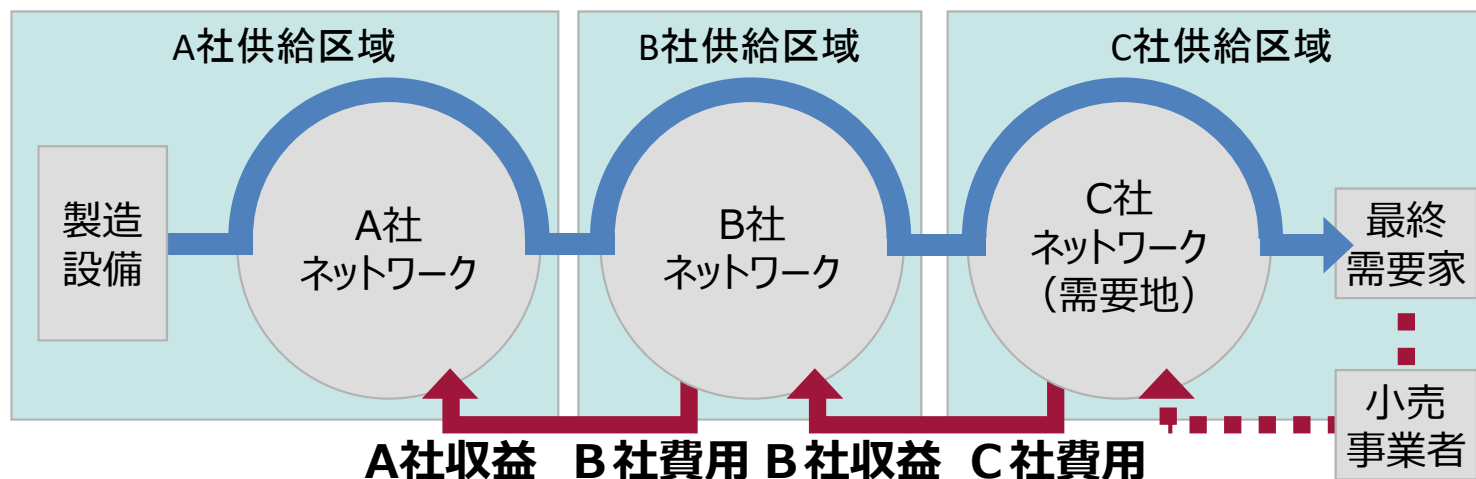
※ 3 本制度改正案によって託送供給約款制定不要の対象外となりうる事業者であっても、導管敷設を促すためのインセンティブ措置は、引き続き適用されることとする。

(参考) 事業者間精算の概要

第17回料金審査専門会合資料
より抜粋(2016年9月29日)

- 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

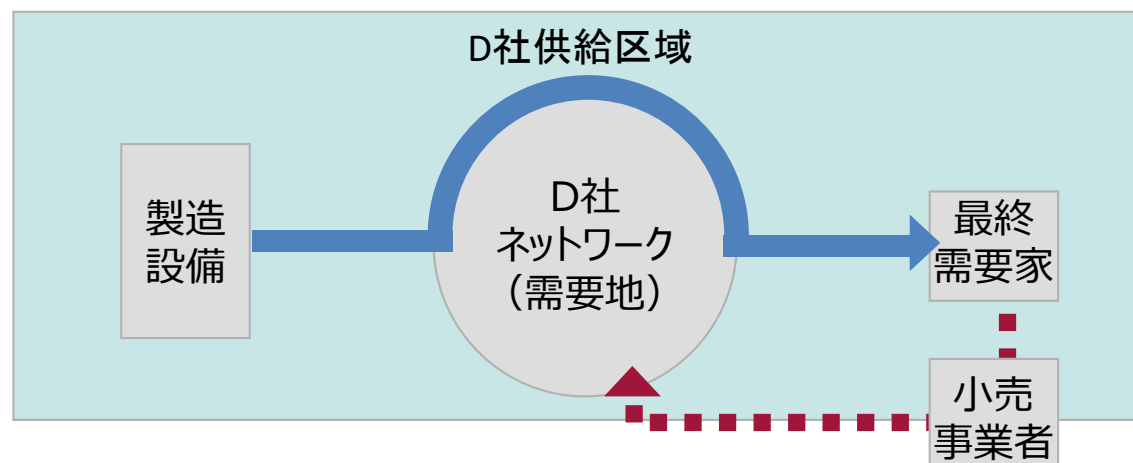
< 2事業者以上の導管を通過する場合 >



- A社－B社間、
B社－C社間で、
それぞれ事業者間
精算が行われる

(参考)

< 1事業者のみの導管を通過する場合 >



- ➡ ガスの流れ
- ➡ 連結託送に係る金銭の流れ
(事業者間精算)
- ⋯ 小売託送に係る金銭の流れ

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(20) 法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

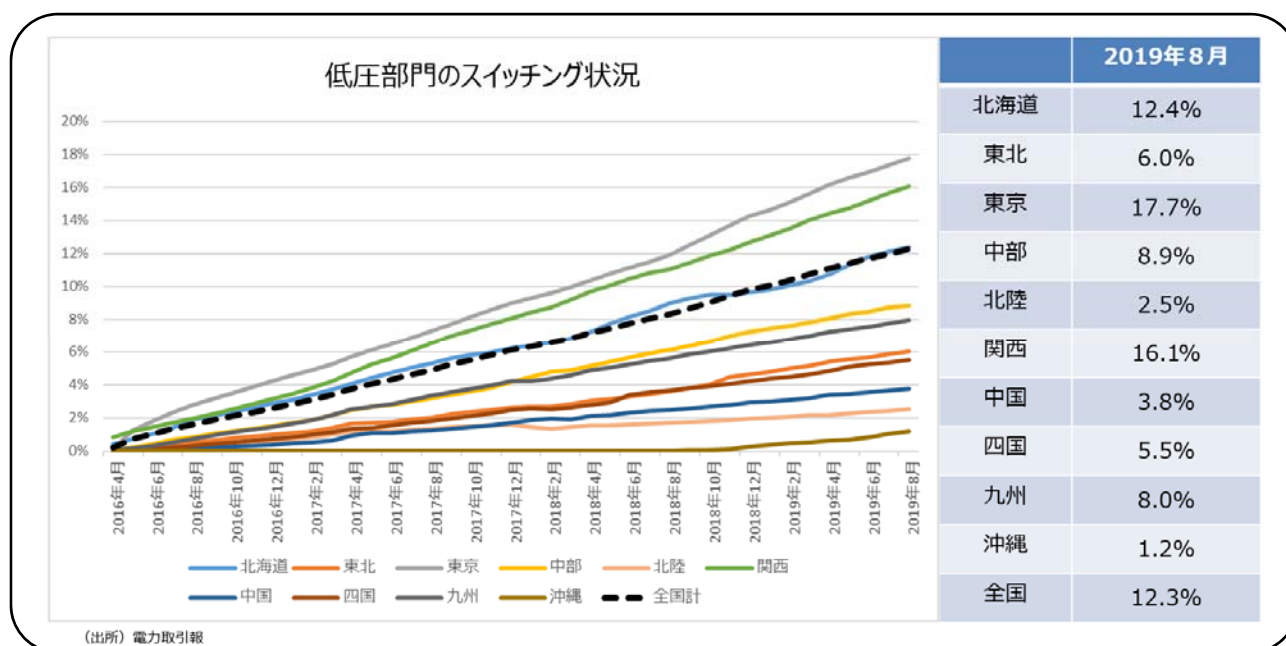
法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

- ① 自らが維持し、及び運用する導管により行う小売供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者
- ② 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者
- ③ ①又は②の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者
 - イ 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
 - ロ ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管
 - ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

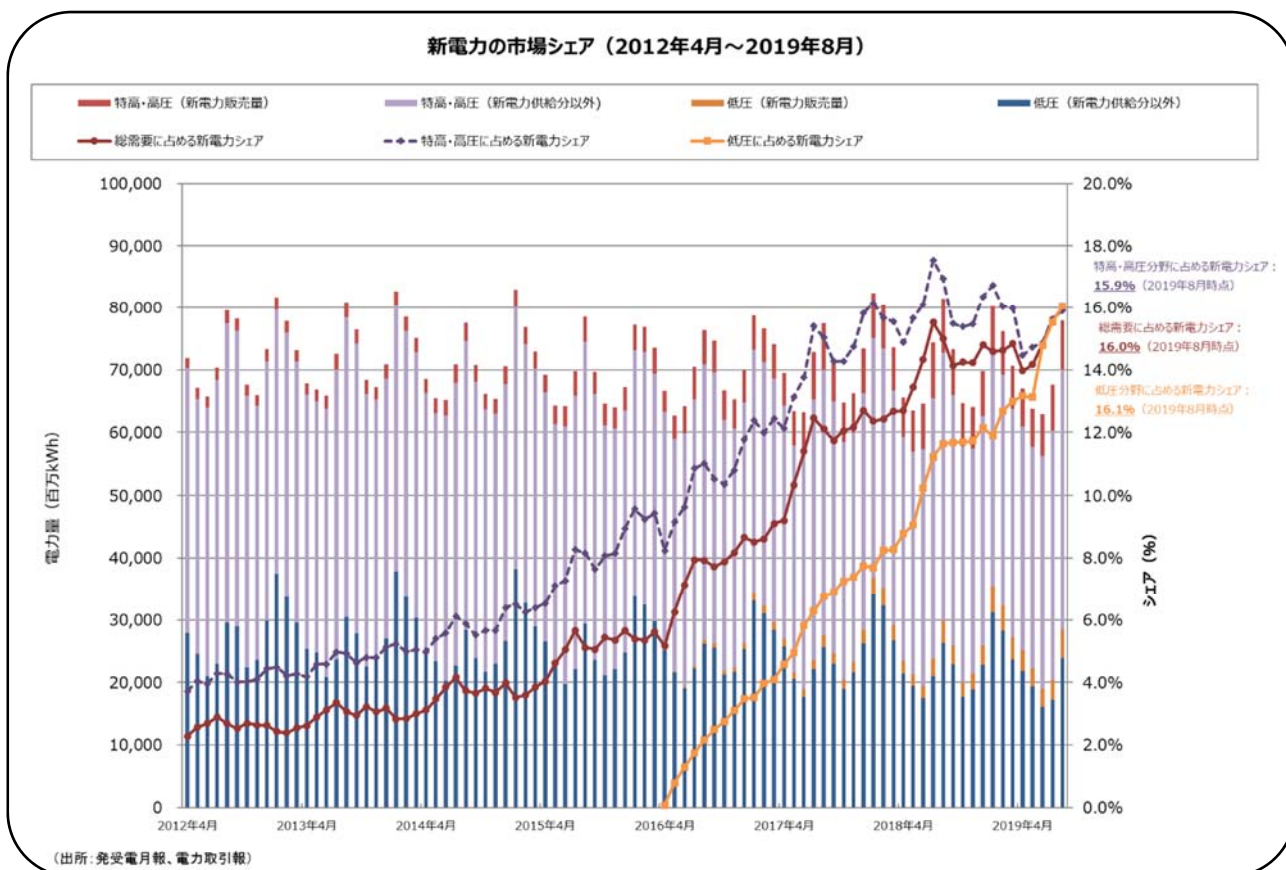
(参考資料 11) 電力市場における競争状況

(1) 新電力へのスイッチング実績

令和元年8月の電力取引報によると、電力の小売全面自由化で新たに自由化された低圧部門の市場において、みなし小売電気事業者から旧一般電気事業者を除く小売電気事業者（以下「新電力」という。）への契約の切替えを選択した需要家は契約口数ベースで全国約12.3%となった。



また、小売全面自由化後、特高・高圧部門における新電力のシェアも増加しており、総需要に占める新電力のシェアは販売電力量ベースで全国約 16.0% となった。



(2) メニューの多様化

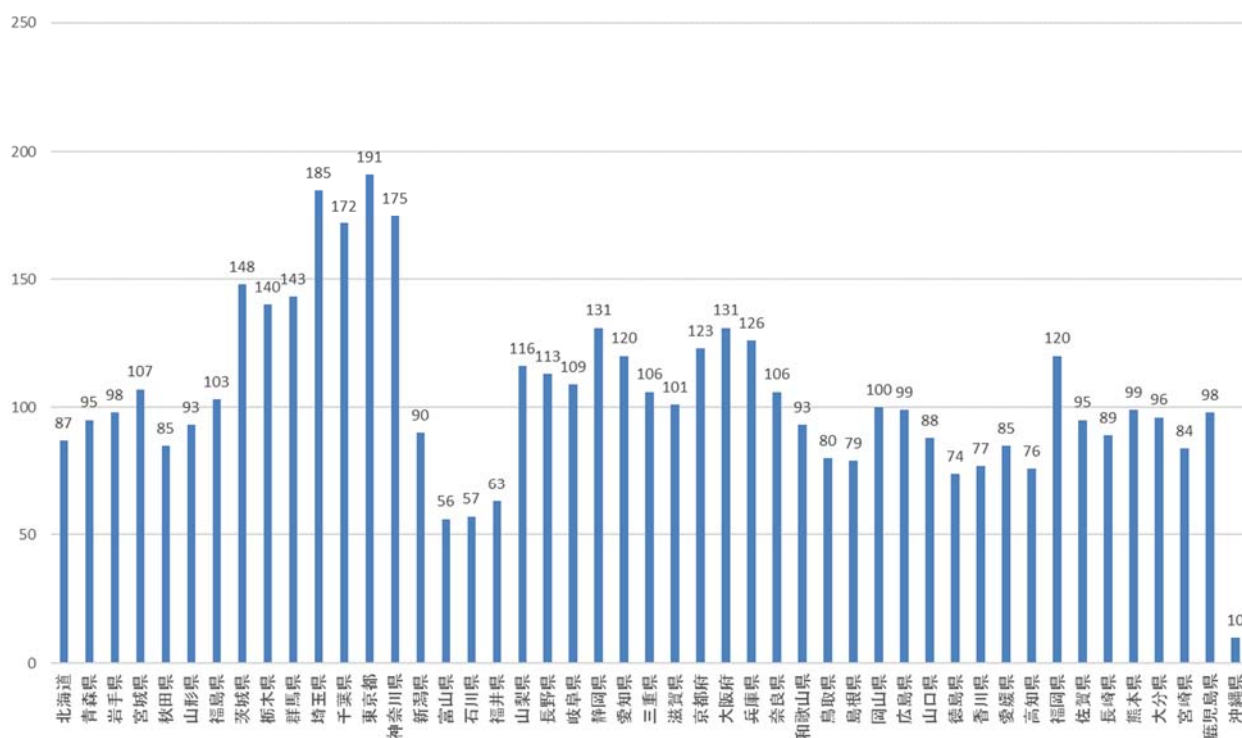
新電力の提供する料金メニューを見ると、基本料金と従量料金の二部料金制とした上で、燃料費の変動を調整するなど、既存の料金メニューに準じた料金設定が多く見られた。

他方、一部では、完全従量料金、定額料金制、指定された時間帯における節電状況に応じた割引など、新しい料金メニューも提供されるようになった。

また、再生可能エネルギーなどの電源構成や、地産地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、中には需要家が発電所を選んで得票数の多かった発電所に報奨金を与えることができるなど、特色のある小売電気事業者も存在している。

さらに、電力消費の見える化（電気の使用状況の可視化）や、電気の使用状況などの情報を利用した家庭の見守りサービスなども提供され始めている。応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービスが提供されている。

一般家庭に供給実績がある小売電気事業者(都道府県別)



出所：資源エネルギー庁電力調査統計（令和元年8月実績）

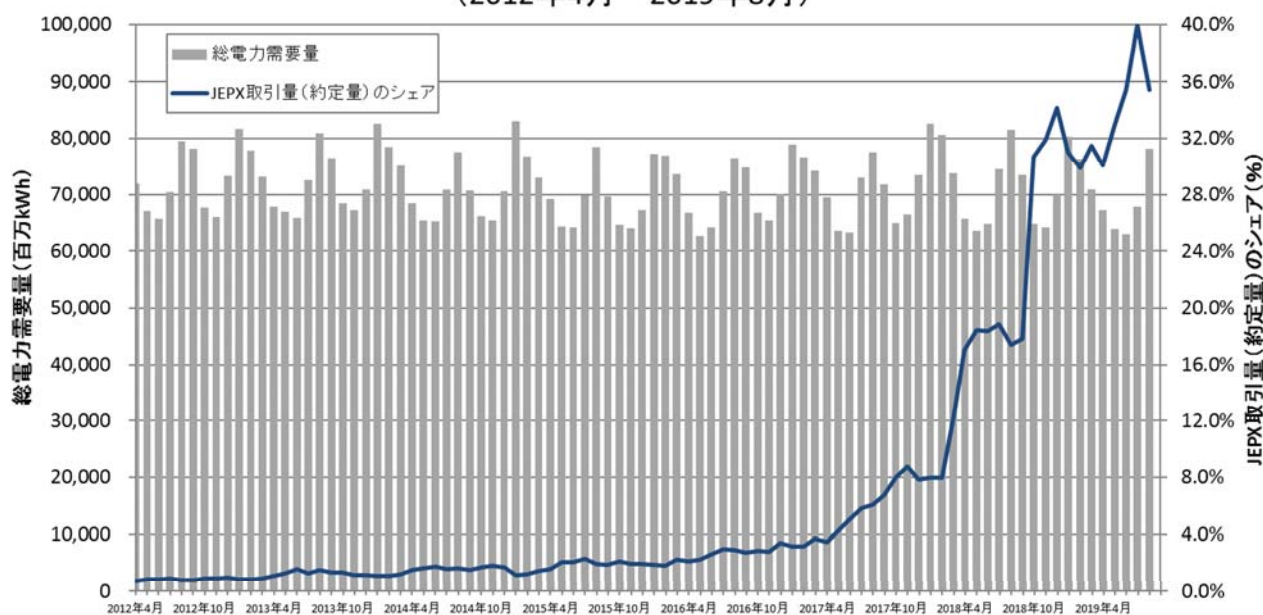
(3) 卸電力市場の状況

日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）における取引量は一貫して増加しており、我が国電力需要に占めるシェアは令和元年8月末で35%程度に到達している。

JEPXのスポット市場における取引量増加の背景は、旧一般電気事業者による自主的取組の進展により新電力の調達環境が改善したことに加え、旧一般電気事業者の社内取引の一部を市場経由で行うグロス・ビディングの進展、連携線利用ルールの見直しが見直しが挙げられる。前者のグロス・ビディングについては、例えば平成31年4月～令和元年6月における事業者別の買い約定量を見ると、旧一般電気事業者は391億kWh、新電力その他の事業者は240億kWhであり、スポット市場の買い約定量の大部分（62%）が旧一般電気事業者によるものとなっている。また、後者の連携線運用の見直しについては、卸電力市場の取引量増加を図るため、現行連系線利用ルールを「先着優先」から、市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸にルールの見直しを行うこととされ、平成30年10月から間接オークションが実施された。

前年同時期対比でみると、旧一般電気事業者が1.7倍、新電力その他の事業者は2.0倍となっている。また、新電力の電力調達の状況（平成24年9月～令和元年8月）から分かるとおり、グロス・ビディング及び間接オークションにより取引量のシェアが増大していることが伺える。

JEPX取引量（約定量）のシェアの推移
(2012年4月～2019年8月)



JEPX取引量（約定量）のシェアの前年同時期対比

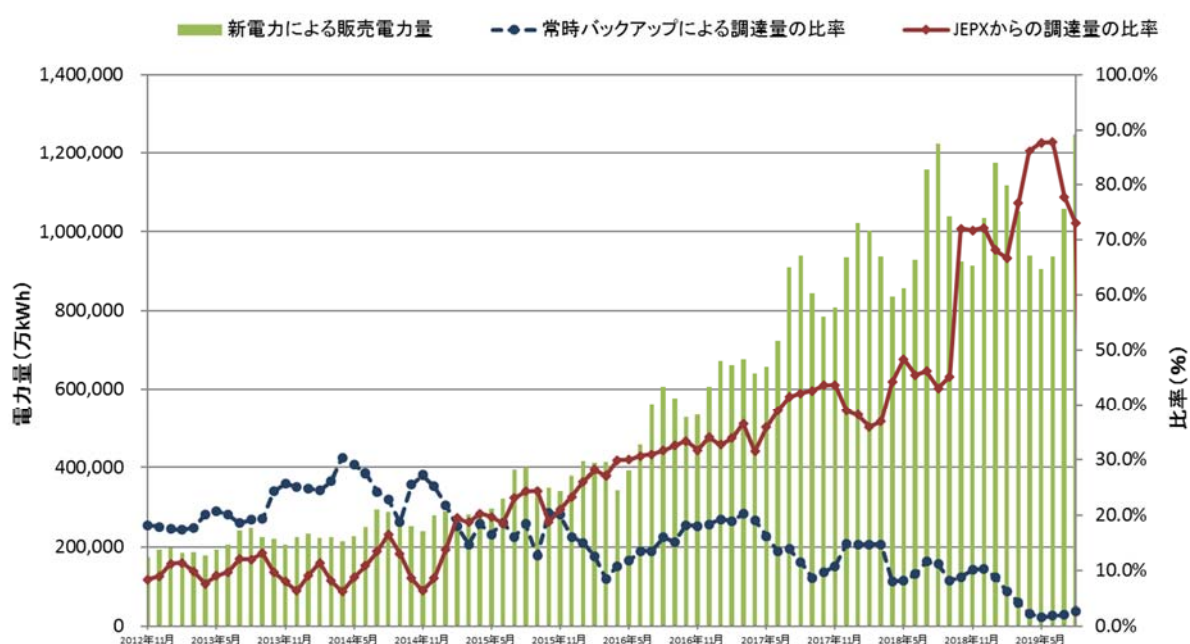
2018年												2019年							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
4.9倍	4.4倍	3.7倍	3.2倍	2.9倍	2.6倍	3.8倍	3.6倍	4.4倍	3.9倍	3.7倍	2.6倍	1.8倍	1.8倍	1.9倍	2.1倍	2.0倍			

出所：第44回制度設計専門会合資料 自主的取組・競争状態のモニタリング報告より

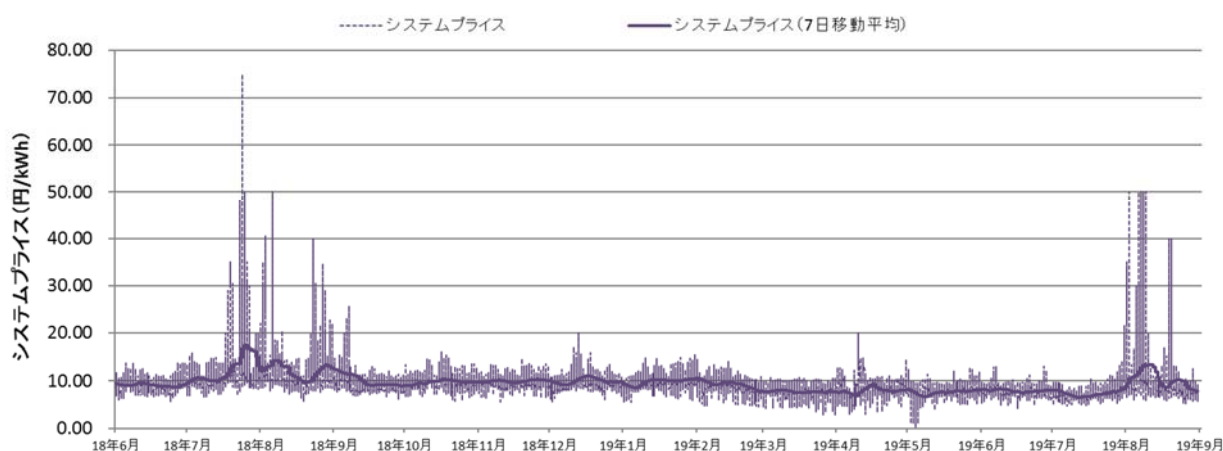
73.0%となっており、電力調達を現物取引所に依存する割合が増加している（令和元年8月時点）。

JEPXのスポット市場のシステムプライスについては、平成30年9月～令和元年8月の平均価格は8.94円/kWhであり、前年の同時期の10.25円/kWhと比較して、低下した。

新電力の電力調達の状況 (2012年11月～2019年8月)



スポット市場 システムプライスの推移 (2018年6月1日～2019年8月31日)



出所：第44回制度設計専門会合資料 自主的取組・競争状態のモニタリング報告より

(参考資料 12) ガス市場における競争状況

(1) 新規参入者などへのスイッチング実績

令和元年8月のガス取引報によると、ガス小売全面自由化で新たに自由化された都市ガス市場において、新規に登録したガス小売事業者（以下「新規ガス小売」という。）への契約の切替えを選択した需要家が全国で約10.1%となった。

【都市ガス（家庭用）におけるガス新規小売への累積スイッチング実績（令和元年8月時点）】

	契約口数（件数）	新規ガス小売シェア（%）
北海道	0	0.0%
東北	0	0.0%
関東	1,261,462	9.3%
中部・北陸	246,909	10.0%
近畿	1,080,254	17.0%
中国・四国	0	0.0%
九州・沖縄	95,972	6.7%
全国	2,684,597	10.1%

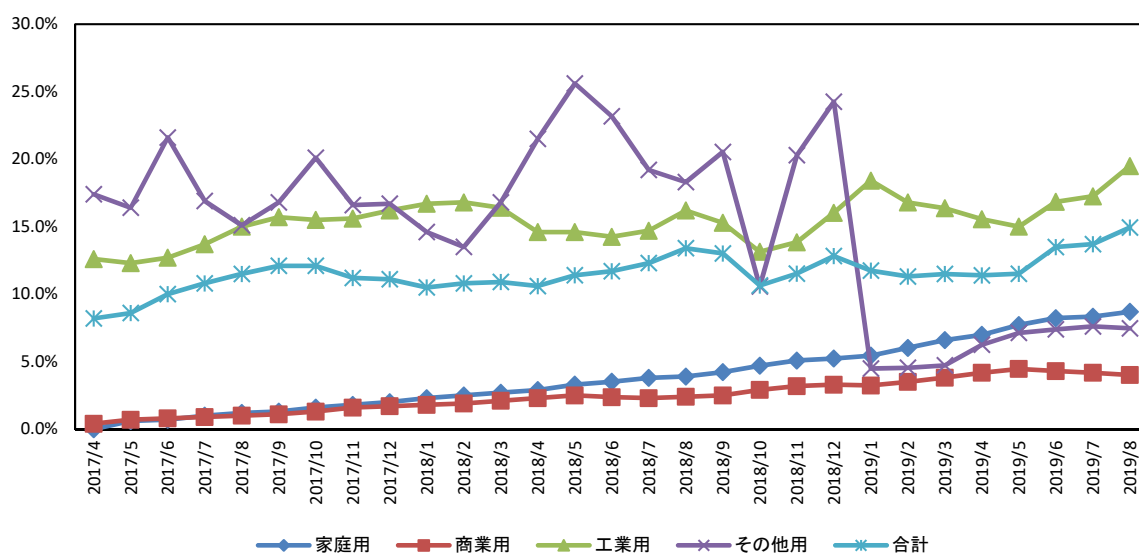
出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（令和元年8月実績）

※ 家庭用における新規小売には越境参入したみなしガス小売事業者を含む。

※ 累積スイッチング率とは、平成29年4月から令和元年8月までの累積スイッチング実績を平成29年4月時点における全契約件数で除した数値を指す。

また、全面自由化後、家庭用だけでなく、工業用、商業用における新規ガス小売のシェアも増加しており、結果として、都市ガス市場全体としては、令和元年8月には販売量で14.9%（全面自由化した平成29年4月と比較して+6.7ポイント）となった。

【都市ガスにおける新規ガス小売の市場シェア（販売量ベース）（令和元年8月時点）】



出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年4月～令和元年8月）

※ 家庭用における新規小売には越境参入したみなし小売を含み、家庭用を除くその他の需要種については越境参入したみなし小売は含まない。

(2) 新規参入（越境を含む）の状況

新規参入（越境を含む）が進んだエリアは 26。大宗を関東地域が占めている。

【家庭用における新規参入状況（越境を含む）】（令和元年8月末）

		参入があったエリア	当該エリアの対象市町村	新規参入事業者
関東	1	東京瓦斯(東京地区等)	東京23区等	日本瓦斯、東彩ガス、河原実業、新日本ガス、北日本ガス、東日本ガス、レモンガス、東京電力EP、ガスパル、ファミリーネット・ジャパン、JXTGエネルギー、HTBエナジー、イーレックス、CDエナジーダイレクト、Pi nT(★)、エフビットコミュニケーションズ(★)、イーエムアイ(★)、エネックス(★)
	2	鷺宮ガス	加須市、久喜市	日本瓦斯、東彩ガス、河原実業
	3	栃木ガス	栃木市	日本瓦斯、北日本ガス
	4	東部瓦斯(茨城・茨城南地区)	水戸市、土浦市等	日本瓦斯、東日本ガス、河原実業
	5	野田ガス	野田市、流山市	日本瓦斯、東日本ガス、東彩ガス
	6	武州ガス	川越市、所沢市等	日本瓦斯、東彩ガス
	7	館林ガス	館林市	日本瓦斯
	8	秦野ガス	秦野市、平塚市等	日本瓦斯
	9	厚木ガス	厚木市、平塚市等	日本瓦斯
	10	武陽ガス	福生市、羽村市等	日本瓦斯
	11	大東ガス	川口市、所沢市等	日本瓦斯、東彩ガス、河原実業
	12	昭島ガス	昭島市、立川市等	日本瓦斯
	13	角栄ガス(佐倉地区)	佐倉市	日本瓦斯、東日本ガス
	14	東彩ガス	さいたま市、加須市等	東京瓦斯、サイサン
	15	伊奈都市ガス	伊奈町	日本瓦斯
	16	東日本ガス (我孫子、取手地区)	我孫子市、取手市等	東京瓦斯、サイサン
	17	北日本ガス	鹿沼市、小山市	サイサン(★)
	18	日本瓦斯(我孫子地区)	我孫子市等	サイサン(★)
	19	日本瓦斯(真岡地区)	真岡市等	東京瓦斯
	20	日本瓦斯(富里、成田地区)	富里市、成田市等	サイサン(★)
	21	日本瓦斯(蓮田・白岡地区)	蓮田市、白岡等	サイサン(★)
	22	鷺宮ガス	加須市、久喜市	日本瓦斯、東彩ガス、河原実業
中部	23	東邦瓦斯	名古屋市等	中部電力、エフビット・コミュニケーションズ(★)、イーエムアイ(★)、瓦斯パル(★)
関西	24	大阪瓦斯	大阪市等	関西電力、ガスパル(★)
九州	25	西部瓦斯	福岡市、北九州市等	九州電力
	26	西部瓦斯(島原エリア)	島原市	島原Gエナジー(★)

出所：電力・ガス取引監視等委員会ガス取引報（令和元年8月末時点）

※新規参入事業者は、令和元年8月末時点で当該エリアにて家庭用需要に供給実績がある事業者を記載

※★は、平成30年9月から令和元年8月末までの間に新たに家庭用に供給を開始した事業者

(3) メニュー・サービスの多様化

平成 29 年 4 月の全面自由化以降、特色のある料金メニューや他商材とのセット割引など、ガス小売事業者の創意工夫により、料金メニュー・サービスの多様化が図られてきた。

【メニュー・サービスの概要】

新たな料金メニュー

一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メニュー

(例)
＜室蘭ガス＞ 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」
家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス

(例)
＜仙台市ガス局＞ 安心・安全見守り活動
検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が溜まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡

ポイントサービス

月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できるサービス

(例)
＜四国ガス＞ ポイントサービス「ガボタ」
ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可

駆けつけサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応してもらえるサービス

(例)
＜上野都市ガス＞ 駆けつけサービス
水廻りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス

セット割引

都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格により提供するメニュー

(例)
＜日本ガス（鹿児島）＞ 日本ガスグループトリプル割
日本ガスグループのガス・電気・インターネット（光回線・プロバイダ）の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引

見える化サービス

WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス

(例)
＜北海道ガス＞ TagTag
電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載（会員制Webサイト）

出所：ガス小売事業者からの定期報告徴収に基づき経済産業省作成